

361
11

著 誠 岩 大

圖 計 設 會 社 新


書 叢 題 問 濟 經 近 最

店 書 堂 文 甲

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



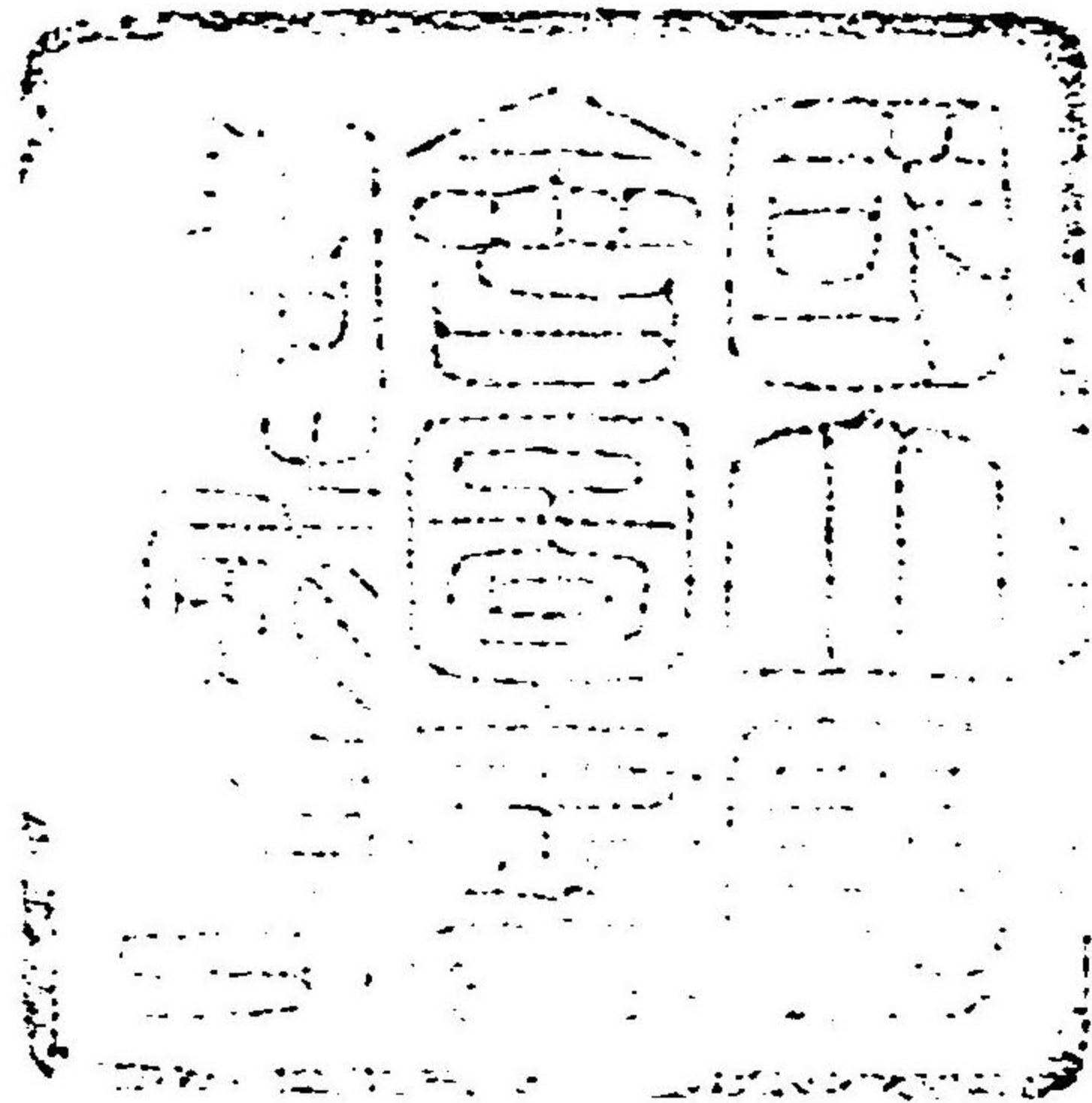


大岩 誠 著

新社會設計圖

甲文堂書店

361
11



366

序

「新社會設計圖」と題した本書では白耳義の労働黨が、一九三三年のクリスマス会の臨時大會にブラツセルのポンチニイ僧院で決議したプラン・ド・トラヴァイエユ、譯して「仕事目論見書」とでも云ふべき新政綱の話をする。「労働計畫」と直譯されて日本でも又他の國でも通用してゐる此の政綱は、その「計畫」の理論的指導者であるアンリ・ド・マン博士と、労働黨所屬の社會問題研究所員とが協力して出版した「計畫の實施」[*Execution du Plan du Travail*, 1935, Edition De Sikkel, Anvers, Lib. F. Alcan, Paris. に展開されてゐる。その書物での説明を據りどころとして、「計畫」を紹介するのが、この本の目的である。

今云つた新政綱は、主として、ド・マン博士が指導し、理論を提供したので、又の名を、ド・マン計畫とも云はれてゐる。が「計畫の實施」の諸説明は、多くの協同者が参加して書かれたもので、先に、決定した新政綱とは多少の相違もある。殊に、政治機構の點で、政綱では、最

後に、議會の上下二院制を改革して、一院制にする案を示してゐるが「實施」書では、本文で見られるやうに、その點には觸れてゐない。これは、根本的な考が變つたと云ふよりも、實際的な要求から觸れなかつた、政黨の政綱で示した要領を實行するために、他の諸政黨との鬭争摩擦面を少くしようとする云ふ要求から、一時、説明を回避したのであらうと思はれる。いづれにせよ、簡単な「政綱」よりも「實施」書の方が、一層、適確に詳しく彼等の考へを知るのにいいと思つて、これに據つた譯である。「實施」書にも「決議」と「ボンチニイのテーズ」とを附録として掲げてあるし、何かの参考になると思つたので、重要な主張は之を本文中に引用して、私は説明してゐるが、敢へてそれらの全文の翻譯を、この本の末尾に附加することゝした。

「計畫」は、見られる通り、社會の殆んど全般に亘つての改革を企ててゐて、その企てを成就させる方法とか、成就した時の社會的諸關係とかを述べてゐるので、題して「新社會設計圖」とした譯である。新しい社會を建設するための、そして、建設された時の状態の下書きと云ふ

意味である。

では、どうして、ベルギーの労働黨、第二インタナショナル、ベルギー支部が、新社會設計圖を決議し新政綱として掲げたか、については、云ふまでもなく、恐慌切抜策と失業者救済・撲滅とを標榜して、労働黨に屬してゐるベルギーの労働者・農民・諸労働組合員を、一層、自分たちの陣營に引きつける必要があつたからである。恐慌の結果、ベルギーでは、どこの資本主義國でも見られたやうに、資本家も勤勞大衆も共に大きな打撃をうけた。全産業部門に亘る行詰り、物價低下と賃金の切下げ等々その痛手はフランスやイギリスよりも劇しかった。元來が、小さな國土に盛り上つた人口（歐洲で一番人口が稠密してゐる）に原因して、重工業と繊維工業の生産品を輸出して立つて行くベルギーは、世界經濟市場に一番しつかり結びついてゐる國の一つである。その國で、輸出が恐慌始つて以來一九三三年現在で、五六%も減少したのであるから、その苦しみは甚しい。而も小國、市場を得ようにも大國のやうに、隙を覘つてこつそりと、又は、大つびらに他國の市場を奪つたりする事は出来ない。そこへもつて来て、一

九三五年三月までは、戦後のインフレーションとか、金利生活者層の比重が大きいためとか、海外投資額が比較的大きいこととかで、金本位制を頑固に維持しなければならなかつたので、餘計に、苦しかつた。そこで、資本家は、労働者の賃金をひどく切下げて息をつがうとするが、切下げられる方は、片方に、失業に脅かされてゐるのだから、不安であり、不安だけでなく、實際に生活が出来なくなる。賃金切下げに反対して、闘争しない譯には行かない。失業者は又見透しのつかない恐慌の中にて、生活の必要上、恐慌もなく失業者もない北の國々の同盟の状態に、考へ及ぼさない譯にはいなくなる。是が非でも資本家としては自分らの手先にならうと云ふものがあれば、喜んで使つて、勤勞大衆の已むを得ないで起す闘争や、一般的に擴がる憤激、激昂を鎮靜させなければならなくなる。その爲に、何とか、恐慌を切抜けられるぞといふ一時の氣休めでも云はせる必要も出来て来る。恐慌が、ベルギーで底を入れた一九三二年、鋼鐵、冶金といふあの國の中心産業の生産は依然として好轉しない状態にある時に、必要な働手として、ベルギー労働黨が「計畫」を發表して、資本家のために働かうと云

つたのだから、早に慈雨と喜んだのである。彼らは丁度ヒットラーを支持するやうに労働黨の殊に、ド・マン博士の提唱を歓迎した。一九三三年十二月一日新聞「人民」に、マンの考へが金融界や重工業界で何ら異議なく承認されたと傳へて、早くも、労働黨の決議に好意を示し、越えて、三四年三月十五日の同紙の社説で、この新政綱は、一番保守的なカトリック教信者でも、心から賛成できるものと云つてゐるのを見ても、判る。それかあらぬか、労働黨は、ベルギー資本家から、労働者銀行を通じ一九三四年初頃までに、二億三千二百萬フランを頂戴に及ぶに至つた。

労働黨は、かうして、資本家のための「計畫」の實行に盡力してゐるのであるが、ベルギーの労働者は、従来から一般にもつてゐる考へのために、この黨の首領たちに或る程度まで追隨して行く心理をもつてゐる。それはベルギーでは、労働黨と云つても、個人々々の黨員の集りではなく、労働組合、消費組合等がその後、黨員となつてゐるのであるし、又、消費組合や生産組合を増やし強めて行くのが、社會主義への途であるといふ考へが、非常に濃厚である。こ

れも戦前から、消費組合が此の國では、大いに發達した爲でもある。ところで、この組合を基礎に、一九一三年にベルギー労働銀行が設立され、労働者の貯金の集積によつて、資本主義企業を買収し、労働者の社會的地位を向上させようと云ふ考へを實行することとなつて行つた。オーストリア等でも、同様の考へから、労働者銀行が活動してゐた。株式會社として設立されたベルギー労働銀行は、活動の最初から、資本主義企業と同じ經營原則に従つて經營されない譯に行かないし、又、さう經營された事と、労働者組織の一切の貨幣が管理、利殖されるといふ特質から、發達は目ざましく、金融力も自分の資本以上に遙かに大きく、取引先にも各國の大銀行をもつやうになつた。投資は工業的企業に與へられ、織維、金屬加工、化學、植民地企業がそのうちに數へられる。かやうな行き方で、大きな金融事業の中心となつて行き、従つて、ベルギー労働黨の大きな地盤を支へる力となり、同時に黨の領袖たちを、銀行を通じてベルギーでの彼等の敵である筈の金融寡頭貴族の陣營と密着し、人的關係から見ても、社會主義者上院議員アルベール・フランソワなど、金融界で立派な地位を得て、一方の足でブルジョ

ワジと最高金融業者との中に立ち、もう一方の足では労働黨の中に立つといふ大「曲藝」を巧みにやつてのける（ブルジョワ新聞マタン、一九三四年四月十四日）人などを生み、勤勞大衆を踏臺にした「御用達」企業者を作り出した。この労働黨の物質的地盤「労働者銀行」を通じて、彼等の労働者への呼かけが、一種の迫力を以て、行はれた譯である。

ところが、彼等の「計畫」が、一方、資本家に賛成され、他方かう云ふ組織をもつてゐる労働者の一部を欺いてゐるうちに、一九三四年四月上旬、恐慌にぶつかつて以來、癌となつてゐたその不當な放漫な貸付先企業の破産によつて、この労働者銀行は危機に面し、更に、オーストリアで行はれた社會民主黨の敗北とその労働者銀行の崩壊に刺戟されたベルギー労働者は、労働銀行や組合から預金を引出させるに至つて、労働者銀行の破産、ベルギー労働黨の地盤の崩壊の危機に蓬着させた。「計畫」者たちは、自分が攻撃してゐる金融貴族に救済を懇願し、その承諾と引き換へに、政府から一億五千法の貸付を得て、更に、その條件に、もう一つの地盤、労働者諸協同組合を、完全に、政府の統制下に置いた。つまり労働者の利益の代表者は

政府と癒合してゐる労働者の敵、金融ブルジョワジーに、味方の城塞を開け渡したのである。

かうした経緯から、一九三三年末の決議によつて、金融ブルジョワジーを攻撃した労働黨領袖は、三四年上半期には、事實上公然と、敵の手先たる正體を現はし「計畫」で、その利益を増大すると約束した労働大衆の城塞を破壊する工作に、合作することになつた。「計畫」の發表と同時に、これは、ブルジョワ政黨との聯立内閣を作る條件であるとヴァルガは豫言したが果して、越えて一九三五年の三月二十五日には、ベルガ切下に次で、やつと、結成された内閣ヴァン・ゼランの率ゐる聯立内閣に、労働黨の主なる領袖擧つて入閣し、ヴァンダーヴェルドやド・マン博士は云ふに及ばず、労働黨左派で「労働者銀行」破産について責任を明にする事を公然要求したスパークまで、遞信大臣の椅子に座ることとなり「計畫」は一寸忘れられた有様となる。それだけでなく、同じ内閣の中でも、若手側の首相ヴァン・ゼラン（カトリック進歩派）や、ド・マンは、老人組のヴァンダーヴェルド、ユイマンに對抗し、後者の議會主義的主張に反對して、ファシスト機構たる經濟更生の設置を目論見て、愈々動勞大衆搾取強化によ

る復興へ、ファシストへの途を踏み固め初める状態である。結局「計畫」は、ファシスト招待券であると見ざるを得ない實證を行動によつて示してゐる。

極く大體であるが「計畫」が出来、又、忘れられ——と云ふより目的を達したのでポケットへ藏まはれ——たいきさつをお話した。詳しくは、ヴァルガ世界經濟年報（二五號三一頁以下）を御覽願ふ。尤も、一九三四年四月締切までの事情が述べられてゐるに止まるが。

序でに、ド・マンは、どういふ人かを申上げて置く。勿論「計畫」は、ド・マン一人の頭から流れ出したのではなく、今云つた労働黨を動かす一連の事象に、刺戟され、又、それに影響を與へるために、労働黨領袖や「研究者」たちによつて、肉や皮がつけられたのであるから、ド・マンは、たゞ、その骨子になる考を主として整理した人にすぎない。さうであるから、さう云ふ意味で、彼の面影をスケッチしようと思ふ。それには丁度、一九三五年五月十一日「新文學」に、フレデリック・ルフエールが、ド・マンに會見してド・マン自身に、自敘傳的に經歷を語らせてゐる記事があるので、その大要をお傳へすることにする。

ド・マンは一八八五年十一月十七日アンヴェルスで、フラマン人の商人の子として生れた。今年五十一歳の壯年者である。家庭は富裕で、思想的には家庭的影響はない。十七歳一九〇二年から自活生活を初め、アンヴェルスの高等中學を卒業して、ブラツセル大學・ガン大學に各一年在籍。數學・自然科學を履修した。それから、ライプチヒに一年、ウインに六ヶ月と、まつて、歴史、經濟、心理學を學び、同時に、ライプチガー・フォルクスツワイツング、ノイエ・ツワイトなど社會主義新聞の編輯を手傳つて生計を立てた。ローザルクセンブルグやトロッキーに交際したのも此の當時であるが、餘り、影響は受けなかつたと云つてゐる。彼は、この點、自分で自分を作つたのである「生活が私を拵へた」と云ふ。

ドイツを去つて一ヶ年ロンドンの大英博物館で勉強し、ベルギーに歸つて、一九一一年から一四年まで、ブラツセル労働學校を指導した。この學校は、大戰後、ウツクル高等労働學校となつた。

大戰開始のとき、ドイツ社會主義者に大に期待し「自分も彼等が、革命運動をすれば共に働

くつもりでゐたが、豫期に反したので、一兵卒として參戰した。」一九一七年、第一次、第二次革命の中間期ケレンスキー治下のロシアに派遣され、翌一八年、北米に使した。大戰ののち、數ヶ月経てから、再び渡米、二年間止まる。カナダ、アメリカ合衆國と渡り歩いて、あらゆる職業に従ひ、遂に、思想的に苦惱し「あらゆる文明世界との縁を斷ち切つて隱退しよう」と決心した。

一九一九年から二〇年へかけて、ラブラドルの奥地へ赴いて、電氣企業目論見の「計畫」を立てる調査を頼まれて出發。のちワシントンへ歸つて、労働學校の建設に協力したのち、北西地方の出稼労働者と共に、流れ歩いて、太平洋岸で鮭漁に従事し、米國労働者の生活を體驗した。一九二一年に、ベルギーに歸つて、又、労働學校に關係し、この時、實際活動から離れて彼は、自分の考へを纏めるに努めた。ダルムスタットに住んで、カイゼルリングと交通し、この人には非常に激勵されたと述懐してゐる。

一九二三年から二四年にかけて、ドイツ語で「マルクシズムを越えて」を、第二番の著書と

して書き上げた。(處女作は、大戦の追憶談「^{ワメイキング・オヴ・ゼンダイン}心」の再建)がある)この本は、十三ヶ國語に譯された。次で、一九二七年、ドイツ語で「労働の歡びのための闘争」を公表した。この本は、それより先、一九二四年から二五年にかけて、フランクフルト・アム・マインの労働アカデミイに働いて、成年男女労働者に「労働者の心理」を講義し、その聴講者たちについて研究した成果であると云ふ。

一九二七年から三一年までスイスに日を送り「^{ソシアリスティック}社會主義的理想」といふ書物の公表を準備した。彼が自ら云ふところによると、この本は、一番骨を折つた書物で、一九二七—三二年の間専念そのために働いた。フランス語版が出る前に、蘭、瑞典、チェッコ、スペイン各國語版が出てゐる。この本は、先に云つた「マルクシズムを越えて」の實質的な補説であつて、これが心理學的要素を過小評價する社會學的理論への批判であるに對し「社會主義的理想」は心理的要素を缺くことの出来ない實踐活動についての積極的理論の建設を目的としてゐる。

かうした複雑な變化の多い生活を経て、ド・マンは、遂に「計畫の實施」の編輯を完成し、

前述したやうに、ヴァン・ゼラン内閣に土木・失業(撲滅)大臣として、一九三五年三月二十五日入閣し、今は、ブラツセルの郊外ソワニーユの森に住んで、出でては國務のために努力し、入つては「計畫とコミュニスト」と題して、ヴァルガに對する反駁文を書いてゐる。

これで、ルフェーヴルの會見記の大要は終る。

終りに、私は此の紹介書を公けにするに當つて、私を襲つた様々な家庭的不幸と、病患とのために、書き上げてしまふのに大そう、ひまがかゝつた事を、幾重にもお詫びしたい。と同時に、私は、出来るだけ注意をして、原著者たちの云ひ分を、忠實に紹介するに努め、その上、それを氣樂に座談的に話すやうにとの當叢書編輯者の希望によつて、なるべく固くならぬやうに努めたが、魯鈍の故に、思はぬ思ひ違ひなどをしてゐることがあるかも知れないし、飛んでもない素人考へをしてゐる點もあらう。それやこれやについては、善意ある諸賢の御教へをお願い致したい。

一九三六年二月十六日

京都下鴨の草庵にて

大 岩

誠

目 次

序

第一章 公權力の組織	一
一 概 説	一
二 經濟更生のための國王の大權及び大權行使による「經濟更生局の構成」	三
第二章 銀行制度の改革	四
一 銀行の國營と統制	四
二 ヘルギー国立銀行の改革	六
第三章 實行プログラム概説	九

一 問題の性質	七九
二 各委員會の報告	八四
第四章 經濟更生の經理問題	一〇三
一 理論と目標	一〇三
二 實施の態様	一一五
第五章 住宅及び都市の建設	一三三
一 住宅の必要	一三三
二 陋屋	一三〇
三 家計に於ける住居費	一三五
四 市町村の土木事業と都市計畫	一四〇
五 建築業に於ける失業	一四五

第六章 教 育	一五五
一 概 論	一五五
二 具體的方策	一六〇
第七章 社 會 衛 生	一六九
一 現在の保健組織	一六九
二 現在の組織の缺陷と需要の水準	一七一
三 保健計畫の大綱	一六六
四 計畫の具體的説明	一七九
第八章 労働者の家計調査	一八七
第九章 農業改策の大綱	一九九
一 小作制度の改革	二〇三

二 農村金融制度の改革	二〇四
第十章 電氣事業の國營	二二三
一 序説的報告	二二三
二 電力の生産と分配との國營方策	二三四

附 録

(一) 一九三三年降誕祭白耳義労働黨決議	二二九
(二) ポンチニイのテーズ	二三〇
(三) アンリ・ド・マンの論著	二三五

第一章 公權力の組織

一 概 説

此の計畫書は、勿論、革命的政綱ではなく、従つて現在のベルギーの政治組織を根柢から改変して、他の新しい組織を生れさせようとするものではない。であるから、公權力、即ち國家權力の組織についての考へも、あくまで、現在の政治組織に於ての態様を保存して行かうとする。現在のベルギーが、立憲君主國であり、議會主義政治組織をもつてゐるのであるから、此の、いはゞ政治的額縁はその儘にして、その保存の可能性が許す範囲内の改革を提言する。合法的に、現行憲法の規定に従つて、改革をすることゝまた、それを爲し得る制度を創設することが目標である。憲法改正は、まづ要求される問題ではない。更にまた、議會制についても同様である。特に、フアシスト諸國で見られるやうな、單一の合議機關、諮問機關としての議會

を、現行の二院制に代へることを要求してはゐない。彼ら計畫書作製者の考へでは、此の兩院制についての問題が如何に重大であつても、又は、下院、即ち衆議院と元老院即ち貴族院との間に、諸種の諸問題が起るとして兩院制を批難するとしても、計畫書の本來の目的たる經濟的諸改革に比べれば、之らの事柄は、まづ二次的な性質を有つだけであつて、それが何れになつても計畫が、それによつて實現するとか、しないとかの問題ではないとしてゐる。

一方、彼らの考へに従ふと、此の政治權力についての論争を先決問題とすれば、計畫を遂行すべき政府の出現を、それだけ遅らすことになり、根本的問題、經濟的諸改善、失業の絶滅、恐慌克服のための鬭争が等閑に附せられるからである。兩院の解散、選舉、憲法改正議會の構成、等々の枝葉の問題に、本質的な問題としての性質を賦與してはならぬと云ふのである。現に大衆を壓迫してゐる難問題の解決を行ふべしとする。彼らは、明かに、政治と經濟との關係を故意に切りはなし、政治が經濟の集中的表現である基本的事實を無視し、大衆、勿論、勤勞大衆の決定的な解放は、日常的な經濟的諸要求の充足と共に、より廣般な、より根本的な政

治權力の奪取によつて、はじめて實現し得るとする考へ方とは、まづこの點で喰ひ違つてゐることを示してゐる。彼らの云ふやうな現實主義は、妥協であり、妥協は勤勞大衆に對する裏切りである場合が多いとされるのも、亦、この考へ方の相違から來るのである。

彼らは、以上の考へ方から出發して、ベルギー労働黨一九三三年大會決議にも、此の計畫が議場でその支持者を多數獲得し、此の多數の議員を後援者として、計畫實行を任務とする内閣を構成させる時、此の計畫は直ちに實踐される。この機會を、なるべく早く把へることが課せられた仕事であるとしてゐる。飽くまでも議會主義的立場を棄ててゐない點が、現實主義者たる彼らの特徴である。然し乍ら立憲主義の枠内で、その望むところは、通常考へられる政治改革だけではない、寧ろ、議會主義擁護の諸國で見えてゐる政治的諸弱點、議會が行政府に對する壓倒的な指導権をもち、その議會が議員の素質低下、腐敗によつて、行政府に對する監視と云ふよりも、權力を傾使する不徳義漢の振舞と同じ行爲を行ふ結果となり、従つて國家の様々な活動が、不必要に制肘され、腐敗議員等を操る金融資本家等々のための効果を目ざす、あ

らはな行爲となる。大衆の生活利益のための國家の活動は、あらゆる方面で鈍り、敏活を缺き、殊に即時に、適切な方策を必要とする現在の情勢、現在の恐慌裡にある困窮した大衆の生
 活的要求を満足させるだけの力をもたない國家となる。故に、彼らは「強力國家エタナショナルを建設し、黄金の障壁を覆滅させ、現在、國家の後見役となつてゐる上層金融資本の諸力を征討しよう」
 (本書附録Iベルギー労働黨一九三三年十二月二十五日大會報告書)と揚言する。

その主張は、本質的に、經濟機構の變革を實踐を以て實現するにあるが、しかし、繰り返して彼らは、現在の政治權力の如何なる觸手に對しても、反對するものではない、それは計畫書で提言するだけでなく、彼らの黨の議會での討論、計畫書についての討論に於ても常に強調するところである。政治權力が問題ではなく、政府が問題である。政治權力を現實に行使する政府を、如何なる人的要素を以て構成するかが問題である。政治權力を、その政府の手を通じてどう行使するかが問題である。計畫書の主唱團體たるベルギー労働黨は、既に、一九二六年、政府を組織した。此の經驗によつて、政府を組織し、政治權力を、大衆の利益のために行使す

ることが、先づ、解決さるべき事柄であるとされる。しかも、此の政府組織の機會を得た時すでに、現在、我々が検討しようとしてゐる計畫が、政治的實踐綱領として提出されてゐる。ただ保守的勢力によつて阻止され次第、労働黨が政治權力から離れたため、現在までその實行が遅れてゐたにすぎないと、彼らは云ふ。

又、一方、此の態度、現在の經濟情勢に鑑み、その經濟情勢の下に行はれなければならない政治的諸任務を顧れば、之を是認しなければならぬと主張する。計畫書を實行すべき政府は現在の情勢に處して何をするか。現在は、政治的民主主義、即ち經濟上の平等主義、自由主義ではなく、政治上に於けるそれらを實現し、「資本主義が攻撃的である局面に於て、分配についての改革をなすべき」ときである。刻下の急務は夫を措いて他に求むべきでない。之の時に當つて、議會に於ての諸鬭争を激發する諸問題を、解決するのが、計畫書を實行する政府の任務である。資本主義體制のあらゆる部門を通じて現はれてゐる一般的危機に直面して、一般大衆の福祉と安寧とを確保するのが、その仕事である。この政治方針を實踐すれば、社會機構の眞

の意味に於ける革命的改變を實現される。しかし乍ら革命といつても「その言葉の眞義に據つて」非合法活動を意味せず、暴力、武力による活動を云ふのではない。現在の政治的諸勢力の均衡を破棄すること、新興階級が權力機構へ昇つて行くこと「經濟的、社會的組織に基く新しい法律原理を實現することである。」要するに、此の計畫書の實行は、ベルギーで、國家それ自體に對して、指導力をもつてゐる金融資本の操縱する政府が、強力國家によつて顛覆し、本來、國家を支配すべき新しい社會諸層の欲求が、この強力國家によつて實現され、此に對する現在の政府に對する支配者側の財力による抵抗が打破される時、はじめて可能となる。

彼らは強力國家と云ふが、それは現在、ファシストまたはナチス等が、お手本のやうになつてゐる權威國家を云ふのであるか。さうではない。彼らの見解では、之らの權威國家は、財閥のための國家たるに、何ら現在の國家と異なるところがない。大衆の輿論が表示される議會を廢棄するのは、民主主義による人民革命の要求に背馳する。自分たちは、財閥、獨占資本に對する闘争を行ふのであつて、議會制そのものに對する闘争を行ふものではない。自分たちの直接

の目標は、議會で多數を獲得することである。議會で多數を占めることができれば、その多數を足場として、政府を組織することが出来る。立法院と行政府とを同時に、双方とも、強化することができる。立法院で表示される大衆の欲求が、強化された行政府によつて、最も完全に、最も迅速に實施され得る。その力を得なければならぬのである。このことに伴つて、次の事が考へられるのであらう。

國家の經濟力を行使するために新しい機關を創始しなければならない。統制經濟に入るために、國家は新しい機能を賦與され、過去には存しなかつた機關が設けられるのは當然である。新しい機能は、例へば經濟更生局、國立銀行研究所及び委員會等で、此らの機關は失業絶滅、購買力増進、取引高増加のために、全經濟計畫方針に順應して、その經濟部門での指導を任務とする。

之は要するに、經濟行政權を、創始することを意味する。從來、國立銀行その他の機關が掌握してゐた半行政的權力と、政治權力との中間に存立する機能を行ふものである。此の經濟權

力の任務に必要なものは、強力な中央集権で、之の権力の行使によつて、廣い範圍で、イニシアチブをとることが出來、即時に斷行すべき日常要求の充足を遂行することが出來るのである。例へば、商業部門で見れば、現在の國際貿易は、實際上、全くの戦争である。此の戦争に敗北しまいとすれば、精力的な、且つ迅速な決定を直ちに與へ得る力をもつやうに組織され、その手段をもつ經濟的權力が必要である。迅速に精力的に斷定が下され、實行される場合には、常に個人的特殊利益によつて動かされず、全體的幸福の要求に副ふ立法意思の表示に従つて行はなければならない。

現在、行政權も立法權も、之の目的を達成し得るやうには組織されてゐない。それが、この計畫書に示される行政權の組織の改變を必要とする所以であり、行政權のこの改變に伴つて、立法權の組織も亦、行政權と同じ程度に根本的に改變されなければならない結果を豫期する所以でもある。茲で、彼らは言を強めて云ふのであるが、立法權の組織、即ち、議會制の改變と云つても、決して、議會制を弱化するのではない。反對に、人民の總意が、一般的利益が、一

層明確に、効果的に表現されるやうに、適當に有効に改變されることが必要である。であるから殊に經濟的領域での行政權の伸張に順應して、同じ領域での立法權の伸張が實現されなければならない。特に行政權行使に對して、今よりも一層、實際的な緊密な監督が出來るやうにしなければならない、とする。此の見地から云つて、議會の仕事の仕方を、是非とも改革しなければならぬことになる。ベルギーで一九三三年現在、多少、此の仕方を改革するについて努力が拂はれてゐて、可成りの効果が現はれてゐる。が、まだそれは不充分で、政府が經濟的方面に、益々權力活動を行ふについて、不充分であると云ふ事が出來る。實際、議會の活動は、一世紀以前の社會では適當であつた活動様式を脱却してゐないのであつて、その當時は社會的經濟的領域での國家活動は、その内容、性質に於て、現今とは全く違つてゐるし、又、その活動が好ましからぬものとして制限されてゐた。更には、立法機關にとつてよりも、行政機關にとつて、機能と機能との一致が缺けてゐれば、これ程、危険なことはないと考へられてゐたのである。ところが現在では、國家及びそれによつて存立する諸組織の經濟的活動に對して、立

法權が監督しようとしても、その監督力は、株主總會がその会社の役員活動を監督する力よりも弱くなつてゐる。此の缺陷を埋めることが必要である。

計畫書によると、この缺陷を補填する爲に、諮問委員會、一種の經濟會議の設立、經濟問題處理について、議員によつて構成される常設委員會の設定を求めてゐる。常設委員會は特に行政官の經濟政策が、立法院の要求に合致するか否かを常に監視することを、その任務とする。勿論、諸種の經驗によつて、細目に互つての訂正が行はなければならないが、先づ、立法權が、從來より一層複雑となり、一層、廣般になつた行政權行使範圍に應じて、一層廣く且つ多岐に互つての監督權を行使するために、議會での議事手續の變革が行はなければならないことは云ふを俟たない。

かやうに、飽くまでも現在の憲法規定の範圍内で、計畫書の實現を期してゐる。しかし、彼らは勿論、現在の憲法そのものを條文の文理解釋によつて考へられる範圍を、現在の憲法規定の範圍とするのではなく、一九一八年以來、國王から議會に至る夫々の機關に對して賦與され

た様々な權限、又は、夫々の機關の憲法上の地位について承認された權限の範圍についての解釋に基く職務等を包含する全體の憲法規定の範圍を指すと主張する。故に、簡単に云へば、ベルギー憲法の「精神」が指示するところに従ふと云ふのである。この「精神」は、民主主義と市民的自由の尊重に歸着する。「憲法が依據する民主主義、憲法が保證する自由」の尊重は、第一義的重要性を有し、此の方針は、更に、ベルギー國王に對する忠誠の念に背馳するものではない。國王は即位宣誓に當つて、憲法の規定に従ひ、憲法の命ずる義務を遂行し、憲法の定むる權利を尊重する旨を宣布されるからである。

叙上の諸主張は、ポンティニイのテーゼ（本書附録Ⅰ）に一層明白に示されてゐる。このテーゼは一九三四年九月十四、十五、十六の三日間、アンリ・ド・マンの提議に依つて社民黨國際會議がポンティニイに開催され、その時、決定された綱領である。之によるとかうである。

叙上のやうに新しい經濟的權力を行使する。國家の任務を遂行するために必要とする國家權力の伸張と強化のためには、從來既存のブルジョワ國家乃至ブルジョワ國家の一變種たるファ

シスト國家のやうに、國內的には官僚主義的國家主義、對外的には帝國主義であつてはならぬ。「新經濟國家」は「舊政治國家」とは異なる形態を採るし、また、その原理に於ても違ふ。ブルジョワ民主主義の古典的學説は現今の實際に適應しないが故に、三權分立説も、亦おのづから異つた概念に基く新學説に代はらねばならぬ。行政權が支配し、代表諸機關が之を監督すると云ふ説は、その儘、適用され得なくなる。「新經濟國家」では、舊來と同様、立法機關は、個人的な選舉權に基いて、單に、行政權に對する監視及び監督の任務を遂行するに止まるであらうが、行政權は、特に茲では、社會的業務管理の職權と呼ばれ、その職權は、協同的利益の共同の増進を目的として、國家を構成する協同組合の代表者及びその業務管理者の委員によつて行使される。

此の目的を實現するために、社會主義運動は「労働者の偏見」を棄却すべきであると主張する。彼らの説によると此の「労働者の偏見」は、既に「資本主義の進化がプロレタリアの不斷の増加を伴はなくなつた」今日、廢物となつたと考へられざるを得ない。而してこの「偏見」

を除いて行ふべきは何か、彼ら改良主義者は云ふ。自分たちの直接的な政治目標は、中産階級とプロレタリアートとの共同戦線結成にあるとする。中産階級は今や自己がプロレタリアの内に吸収される日の近きを知り、何らかの方法によつて、其の日の來るを回避しようとする。その吸収過程が、急速に行はれることを避け、出來得れば、この吸収から免かれようとしてゐるのである。自己がプロレタリア化することを、自ら起つて防止しようとしてゐる。故に、自分たちは、此の中産階級と共に起つて、その意思を強め、その生活目的を實現しなければならぬとする。彼らのテーゼⅩ及びⅪに云ふ意味は、かう云ふ事である。

茲で、人は、直ちに彼らの故意に事實を歪曲しようとする意圖と、明かな矛盾を示す論理を平然と説教する恥しらずな行爲を見せつけられる。

彼らの云ふ「労働者の偏見」とは、労働階級の解放が根本的問題であるとする立場から、その階級の前衛隊たる政黨は、工場労働者、殊に重工業労働者、農民、殊に貧農分子を、中堅分子としてたなければならぬとする見解を指すのである。自覺的な鐵の如き意志を有する勞

働者が、労働階級の前衛隊たる政黨の活動を組織化し、強化し、一般化する時こそ、前衛隊としての機能が充分に發揮し得る。従つて、全階級の政治的解放闘争に、搖ぐことなき大衆の支持と、支持による大衆指導の役割を果し得るとする考へ方を指示する。この考へ方では、人間の・働く人間の解放は、労働者の自主的な積極的な闘争によつて實現すると見るから、従つて、自餘の人々、勤勞階級のうちに包括される中産階級の解放、彼らの眞の生活保障は、労働階級の前衛政黨の闘争を支持し、援助し、それに参加することによつてこそ得られると云ふことになる。此の考へ方に、彼ら改良主義者は反對するのである。

その理由として、資本主義の進化が、断えまなくプロレタリアを作り出すやうにならなくなつた。今日では、プロレタリアは増加しない。労働力を賣る階級の陣營の膨脹は止つた。その人数は増加しない。だから、「労働者の偏見」は、今日に於ては、社會的根據をもたないのだと云ふのである。

若し事實が彼らの教へるところに適合してゐるとすれば、現在、増大しつゝある失業者の大

群は、一體、何に屬するのだらうか。あらゆる生産部門で、資本の獨占領域の擴大に伴つて生じる中、小經營者の窮乏化、破産、分散、失業の事實に徴しても明かな、仕事のない資金もない莫大な數に昇る人々の群を、一體、何だと云ふのだらう。彼らが、直ちに云つてゐるやうな中産階級のプロレタリア化の事實は、此を何と説明しようとするのか。驚くべき事とさとは此の類の言葉を云ふ。彼ら計畫者にとつては、現實の社會事實を歪曲してまでも、眞の労働者、農民の解放を阻止しなければならないのだ。彼らは、事實、ベルギーの労働者の驚くべき低賃金、労働強化を、自己が癒着してゐる金融貴族のために、更に、一層、激化し、労働者の解放とは正反對に、その搾取の激化のための理論と計畫とを提供してゐる。ベルギーでの中産階級の窮乏化——一九二九年と一九三三年とを比較すると、ベルギーの破産者數は、僅か四年のうちに三倍の數に達してゐる——をも、中産階級の現實のプロレタリア化ではないと暗示し中産階級の絶望的な生活の弱點を利用して、それが當然参加すべき陣營と反對の敵陣へ彼らを導き、労働階級の闘争に對する防塞を構成しようとする。ヒットラーがドイツで、ムツソリー

ニがイタリアで試みて成功した計畫を、ベルギーで行はうと云ふのである。中産階級は、此の場合、彼らの云ふとほり自己の没落を防止しようがために、自己の参加を目標としてゐる政黨に大きな誘惑を感じる。小市民特有の生活意識から、現状に大きな變革を起さず、自分の生活に脅威を齎す獨占資本の、いはば暴君的な行狀を改めさせ、生命と、何よりも財産の保全を得ようとするものだ。小市民は自分で起つて變革を社會に齎す力をもつてはゐない。何らかの社會的勢力に依據して、その勢力に奉仕し乍ら、其の勢力の力で、一層善い生活が出来る機會を作るやうに希望し得るに止まる。個人的に有力でないと同時に、それが利己的な、非連帶的な生活を營まざるを得ないが故に、小市民の社會的勢力は、多くの場合、分散的であり、従つて聯合によつて、協力によつて得られる社會的壓力を彼らはもつことが出来ない。更に、これは同じ利己的、非協同的生活に根差し、綜合的社會力の缺如によつて來る社會的無關心によつて急速な劇しい社會的地位の向下に直面しても、依然として何らかの自慰的方法によつて窮乏したその程度で享樂し生活し、決して、自己の窮乏を赤裸々に示して、社會的反抗を行動を以て

示し、社會で當然、勤勞階級が占めるべき地位を要求すべきときも、小市民は、躊躇し後退する。勿論、善いとか悪いとかの問題ではなく、生活がさうさせるのである。しかし、實際、小市民が自分の現在の社會的地位と、その赴くべき將來のそれとを眞面目に欺かれることなく考へるとき、自分たちが、必然的に、勤勞階級以上のものでなく、それ以上のものとなり得ないことを知るであらうし、將來は益々窮乏化して、遂には失ふものを何もたない地位にまで、突き落されることを知るであらう。こゝに、中産階級の意識の分裂が生じて來る。中産階級者の陣營の分裂が現はれる。資本主義體制は、自分の生活を苦しくさせる許りだ。然し、プロレタリアの獨裁は一層自分たちを苦しませはしないか、生活の色彩を奪ひ、潤ひを乾かし、粗野な「野蠻」と云ふ語で表現される生活を營まなければならぬのであらう。これも困る。そこで、中産階級を利子奴隸制から解放し、そのプロレタリア化を防止しようとする努力が生れ、その努力を援助するとする政黨に参加しようとする。これがファシスト政黨の附け込みまうとするところである。

要するに、この計畫書の著者たちは、中産者を自己の陣營に吸収して、同時に、反抗的な労働階級を自己の指導下に置かうとする。恐慌によつて急速に労働黨の指導者に對する不信用が増大し、統一戦線から人民戦線へと伸展して、指導者を引きずつて、資本主義體制に反抗する運動を進めざるを得ない。資本主義體制がもつてゐる矛盾の増大によつて、此の體制の内部崩壊を促進せざるを得ない情勢に置かれてゐる。此の資本主義體制にとつての最大の危険を救ふために、計畫書が現はれた。労働階級の革命化を防止し、中産階級が革命的な労働階級と合流するのを妨害して、「經濟恐慌が過ぎ去り、正常時が再び來て」労働階級の激化を緩和し得るときまで、危険思想の流布を喰ひ止めようとする。労働者の資本に對する眞實の闘争を、その的から外して、見せかけの闘争に轉形させようとする云ふのである。徹頭徹尾それは見せかけである。闘争と見せて、實は闘争の當の相手と結んで、闘争してゐる者を、その相手のために利用し、搾取しようとする云ふ計畫である。

これは、さきに云つた強力國家の提唱を見ても判る。

計畫書では、後述するやうに獨占資本下の壓抑を排除して、強力國家を構成しようとする云ふのであるが、常に根本的な政治權力組織を改變しないでゐて、すなはち、資本家の掌中に國家權力が握られてゐるベルギーの現政治機構の制限の下では、縱令、計畫書の著者、労働黨の首領たちが、その權力を運用しようとも、實質的には常に、彼らが打倒しようとする資本家の、金融資本家の獨裁に終らざるを得ない。ドイツ・ナチスやイタリアの現状が、よく之を證明してゐる。今日の社會的諸關係の下に於て、強力なブルジョワ國家の必要を重視するものは、ファシストへの途を拓くものであり、且つそれは、イタリアで目の前に私たちが見るやうに、飢餓と戦争への途を拓くものであつて、労働階級は元より中産階級も、此のファシストを支持すれば、自分たちの生活の困苦が無くなり、重税、高い物價、衣食住の程度の低いことその他あらゆる窮乏が救はれると思つたが、全く現在では欺されたのだと解つて、ファシストやナチスに對する不満が横溢して來てゐると傳へられてゐる。かう云つた行方^{かた}・全然彼らの計畫に對立する行動によらず、合法的な運動で社會改革を實現することができると云ふ立場に立つときには、當

然、現在の政治機構の變革を、議會での立法行爲によつて實現できるものと考へなければならぬ。又議會に絶對多數の議員を送り出して、之等の議員が、今要求されてゐる計畫の實現に努力するには、議會主義原理が確立されてゐなければならぬ。また、金融資本家攻撃を旗印にして、選挙戦を行ふ場合にも、全然、言論戦によつて選挙が行はれ、人民の意思が自由に發表されなければならない。ところで政治は一の戦争である。スポーツだとか、遊戯ではない。自分たちの生活の安定、生活の豊富化を、國民大衆を支配する公けの實力を行使して實現するための戦ひである。今までの色々な學説が、どう云つて居ようと、實際、私たちの日常生活のうち経験する政治的な種々な現象を見、その本質を考へればすぐ判ることである。若しその時ひとが既成の宗教的な考へとか道徳的な考へとかで、事實を歪げて見ないとすれば尙の事、はつきりする。さうすると、今云つた戦争で敵側を倒すか降服させるかの境目に立つて、悠々と自分の負けるのを見て過してゐることが出来るかどうかは云までもない。勝つためにはどんな事でもしなければならぬ。近くは帝制ロシアで見た専制政治も一の支配の方法だし、又、

イギリス、フランスで、その典型的な姿を見せてゐるロイド・ジョージ主義も一つの方法である。又、この二つの組合せ、即ち壓抑と偽瞞も、第三の支配方法として、現に到るところ人民の意思が壓抑されてゐる國々の政治に行はれてゐる。かう云ふ政治支配の方法を使つて支配してゐる現在のベルギーの支配階級が、果して、此の「計畫書」の發案者が唱へる議會主義的闘争を、即ち、自分たちの社會的地位を脅かさうと云ふ政治運動を黙つて見てゐるのであらうか。言論の方法で對抗する以外に、様々な形で、ニコライ主義を用ひて壓抑しないであらうか。縦令、議會で大多數を獲得しても、たゞそれだけで内閣を反金融資本家の者たちに組織させるだらうか。これには、單に、選挙で意思を表明するだけでなく、ベルギーの人民が常にあらゆる機會に、大多數の勤勞者の意思を、あらゆる手段によつて表明して、その徹底的な社會的要求の實現に努力して、大衆の力を支配階級に示して、合法的方法による大衆の政治的自由の實現にも參與しなければならぬと考へざるを得ない。故に、此の際ベルギー人民にとつて必要な注意は、「計畫」書が實際に、一の實際的な限界をもつてゐることを充分に理解し、その理解に

よつて、窮局的に自分たちを解放するのは、何であるかを悟り、僞瞞を看破して、自己のための政治形態を自己の手によつて選擇することが窮局の途であることを知らなければならぬと一般に人々は考へさせられてゐる。

二 經濟更生のための國王の大權及び大權行使による

「經濟更生局」の構成

經濟的領域で、國家の干渉が劇しくなり、その範圍も擴大されるに従つて、此の國家の經濟活動に二つの傾向が認められるやうになつた。一は求心的傾向である。國家權力に向つて經濟干渉の權限が集中的に賦與せられる傾向である。他の一は、遠心的傾向であつて、自主的な團體が本來國家の行ふべきものと承認された經濟的機能を、國家の承認の下に、引きうけて之を遂行することを指示する。

求心的傾向の例としては、國營事業の諸經營を擧げる。國立銀行、貯蓄恩給銀行、地方信用

銀行、工業信用銀行、減債基金、國營水道、地方鐵道、廉價住宅經營等の諸局、國營鐵道局、海運局等がある。

之等の諸國營事業遂行に關して設けられてゐる官職の設置の趣旨を考へるに、經濟上の諸事業の機構を、行政官廳の直接的な統制から解放する。即ち、事業を管理經營するに際して、その方針の恒常性を維持しようとするにある。

鐵道會社設立法案が議會に提出されたとき、下院委員會は、その案を説明して「我々の任務は、國家から獨立した一の組織を構成するに存する。此の組織は、政治的諸影響を蒙らず、その營利的事業の遂行が完全に保證されてゐるものでなければならぬ。この目的のために、新設會社には實質上の獨立を保證すること、換言すれば、適當な統制の下に、事業の獨立性を確立することが必要である。それは鐵道事業の國家經濟界に有する重要な地位によつて明かな事である。國家は何らか適當な統制をなす權能を有するが、極端に、事業の柔軟性、屈伸性を壓抑することは出來ない。」

之と同様の言論は、海運業事務局設立の提案が行はれたときも、政府委員によつて、展開された。鐵道事業と同様の獨立性と統制の必要を主張し、そのために、私法人性を有する公益機關たる海運事務局を設立せしめ、これが廣般な自主權を享有し、且つ、廣い範圍に互つて活動の自由を確保されてゐなければならぬと説かれた。

かやうな半官半民事業の興隆について一應の説述をして後「計畫」立案者は云ふ。

政府が、直接に經濟領域に干渉することを差控へる場合にも、特別な權能を賦與されての上であることは、明瞭である。

例へば、一九二三年工務大臣は、商品及び有價物件の輸出入並びに通過免稅に関する一九一八年十一月七日法律の施行期限延長について、次のやうに説明してゐる。

「最近數ヶ月の經過を見ると、法律の適用を受くべき諸生産物中、三ヶ月乃至一ケ年の間に、重要性を獲得し來る品目を指定することが如何に困難であるかが明かとなつた。不測の諸事情によつて、從來必要のなかつた商品を、國內に留保する方が望ましい状態になつた。」

之について代議士ボローニユ氏の報告が云ふ。

「人も知る通り、緊急の必要ありと政府が認める場合でも、法律は一定の期間後、充分に投機が行はれる位長い期間後でなければ、施行されないと云ふ大きな危険を冒すやうになる事がある。であるから、政府に對して、大きな權限を賦與するのが、善い政策である。尤も此の場合でも、政府は常に兩院議會の監視の下にのみ行動すべきであらう。かやうにして、立憲的精神は確保される。」

この緊急の必要に應じるための政府の行動の自由については、大戰後、關稅についてのベルギー政府の活動が、更に、著しい例として擧げられる。一九二〇年六月十日法律第二條、關稅徵收に関する條項では、政府は經濟界に對する緊急の必要ありと認められた場合、直ちに稅率の變更をなし得るものとされる。勿論、此の變更が、議會の事後承認を要するものとされるのは當然である。

奢侈稅についても、一九二六年六月二日法律第九十九條に、政府は議會の追認を條件として、

自由に課税種目を必要に應じて決定し得る権能を認められてゐる。經濟的諸狀況に應じて、充分の撓屈性を政府活動に合法的に認めてゐる譯である。

同じ様な可撓性を、議會は國王の立法權に賦與してゐる。先に云つた海運事務局の場合、一九二九年二月十六日勅令に依つて、此の事務局に對して、制規權を認めてゐる。事務局の管轄に屬する海運に關しては、該局幹事會は土木相の權限に屬する警察、航海についての一般的規定を實施する機能認められ、當該事務局管轄に屬する航路に關して、事務局の與へる裁決は、他の一般航路に關して爲される土木相の裁決と同一の決定力を有するものとされる。これは、一九三四年四月三十日、破棄法院の判決によつて更に確認された。であるから、今云つた行政官府でない事務局の裁決があれば、一般個人は、輕罪の刑に處せられるのである。更に、一九一九年十月十五日法律を見ると、王室最高參事會は賠償金によつて免稅された州に於ては、單に行政權を有するだけでなく、立法權をも賦與され、此の會の裁決の合法性は、最高法院の判決によつて確立されてゐる。その理論的根據は、既に云つた様々の例と同じに、經濟的に緊急

な必要に應じて、出来るだけ、一般的損害を輕少ならしめるといふ事に求められてゐる。經濟的變動の激しい場合に、立法行爲に、どうしても必要な撓屈性を認めようと云ふのが、その認められた理由である。

茲で「計畫」者は云ふ。

かやうな種々な立法例でも、既に明かなやうに、ベルギー法制で現在容認されてゐる精神に基いて、次の事柄が當然、認められなければならないのである。

「經濟活動は敏速に行はれなければならない。方策の實行に當つて、事情に對する適應が必要であると共に、その行動の指導について、恒久性が必要である。これについて從來の行政機構では不充足である。特に、恐慌期に於ては、經濟活動は特殊機關の存在を必要とし、特殊な方略を要求してゐる。」

此の目的を達成するために、行政權の諸組織に附屬して、經濟的活動のための機關を設ける必要がある。この機關設立に就て、ベルギー憲法に於ては、特に消極的規定、即ち、かやうな

機關設立を禁止する條項は存立しない。憲法によれば、立法權と行政權との權限に就て、限定してゐない。類似した事項が、或は法律によつて規定されるものもあり、或は法律と同一の効力ある勅令によつて規定されるものも存在する。農業法は、立法機關によつてなされた仕事だが、道路法や航空法は、勅令である。併し誰にしても、家畜の徘徊に關する法規の方が、自動車、飛行機乃至は航空船の優先權の規定より重要であると考へてゐるのではない。

立法機關は特定の範圍内に於て、詳細に法規を制定せず、此の細則を國王の權限による勅令に委任することを得る。茲に於て「計畫」立案者は、一九二六年七月十六日及び一九三二年十二月三十日、一九三三年五月十七日、一九三四年七月三十一日、一九三四年十二月七日の諸法律によつて「計畫」實現についての權限を、政府に賦與して、充分に此の目的の爲に活動せしめようと主張する。彼等は、その提示する「計畫」法案第一條に示す項目について必要な權限を、上叙の諸法律を根據にして國王に委託されてゐる權限と同一であるか、乃至は、類似してゐるものとし、之を國王及び行政官廳に委託して行はしめても、毫も、憲法に違反するもので

はないと主張する。

「計畫」法案第一條に云ふ事項に關する權限は、左の通りである。

- (イ) 商會社及び國家の經濟に決定權を有する諸團體の認可權
- (ロ) 生産、販賣、輸出、輸入、運輸についての統制ある組織を立て且つ確保するために必要な統制規整のあらゆる方法を施す權限
- (ハ) 諸企業體の解散、併合、改組、新企業體の設立を監督調整し、必要ある場合には、これらの企業體に利害を有する個人の利益を擁護するために適當なる處置を施す權限
- (ニ) 融資の契約、その形式の規定、あらゆる財政的免除、課税免除等に關する權限
- (ホ) あらゆる種類の賦課金及び税金の稅率につき、その最大及び最小限度を決定する權限
- (ヘ) 紙幣流通に關する現行諸規定、有價證券市場制度及び財産目錄、貸借對照表によつてなされる評價の確實性を保證すべき規定を修正し又は夫等に就ての補充規定を定める權限
- (ト) 國家の信用狀態を危殆ならしむべき性質を有する言論又は報道を禁止する權限

此等の権限は、上叙の如く、諸法律に基いて國王に委托される。これは決して暗黒政治に還元されることを意味するものではなく、却つて、ベルギー「國の勤勞大衆の利益のための統制經濟實現に、缺くべからざる仕組み」である、と云ふのである。

國王は、立法者が彼に委托した権限を「經濟更生局」に對して、複委任の行爲によつて委任することを得る。其の複委任事項は、經濟更生局官制を制定すべき勅令に列擧、規定される。此の事務局は、法人格を認められ、國民經濟委員會の委員之を統裁し、金融委員會委員、生産委員會委員、運輸委員會委員、外國貿易委員會委員の各一名が之に參與し、更に注意すべきことは、この委員會委員として、ベルギー國立銀行總裁が當然參與さるべきものと定められる。(計畫法案第六條)而して、一九一九年十月十五日法律の前文に定めるところに據つて、此の委員會に對しては、適法に、行政權及び立法權を賦與することが出来る。

此の方法が、合法手段に據つて、實現されることを「計畫」者は希望すると云ふのである。それについて、彼等は續けて云ふ。

元來、憲法の規定に従へば、内閣諸大臣は國王之を任命し罷免するのであるが、立憲政治の政治的習慣によつて、議會に於て多數黨に支持されてゐるか否かが、その任免行爲の決定要件となつてゐる。此の政治慣習が「計畫」實行に就ても、踏襲されて然るべきである。經濟更生計畫を實現するにも、上に云つた構成委員をもつ經濟更生局は、その殘餘の委員を國王の勅任と定めるが、その場合、此の更生局は、無任所大臣の資格を賦與されて、内閣に列することが必要である。故に、此の委員會委員は、大臣が任命されるときと同一の政治慣習に従つて、議會に於ける多數黨に屬し、又は支配をうける者が任命せらるべきであつて、委員は、法律によつて政府に委ねられた特殊権限の範圍内の經濟的更生計畫實現に必要な勅令に對し、他の勅令に於て副署する大臣と同様、副署するものとせられなければならない。これ、委員會の機能が、内閣の機能と兩立し得るものと、明言する所以である、と説かれる。

ところで、此の更生局が設立されるとなると、一方、行政大臣の數を減らしてもいゝ事になる。議會に對しては大臣と同様、責任をもつてゐるが、更生局々員は、法律によつて、任期三

ケ年と定められ、信任を與へられてゐる間にその職に居る諸大臣に比べて、遙かに大きな安定性を有してゐると定められなければならない。若し、經濟更生局と議會との間に、重大な紛争が惹起する時、議會は、その更生局を設立した法律を廢止して、その局の職權行使を停止することが認められなければならないと、彼ら「計畫」者は力説する。

丁度、此は日常屢々商事會社等で見受けられるやうに、一方には總會の決議で、如何なる時機に於ても容易に解任さるべき役員があり、他方、定款によつて定められ従つて容易に解任されない理事職に居る役員とある場合、前者は、その地位、不安定であるべき筈であるが、後者と同様の安定性をもつて職務を遂行してゐる状態に似てゐる。故に、一應は、議會が、委員會に對して解任權を有つやうに考へられ、委員會の地位が不安定であるといふ心配が起る。此の不安は、畢竟「計畫」がベルギー法制の徹底的變革を、其の目的達成の手段としてゐないが爲に生じるものである。議會が、他の法令制定の必要が起るとき召集されるやうに、「計畫」法を制定する場合にも、議會の協賛を不可缺條件として、現在のベルギーでの立憲政治を破壊し

まいとするが故であると説明される。

かう云ふ立場に據るとき、特に委員會の安定性を、何らかの方法で、確立する必要を生じると云はねばならない。蓋し、ナチスやイタリアのファシスト等で實行してゐるやうに、立法機關の權限を極度に縮少、寧ろ、その權限を消滅せしめ、實質上の力でなく形式的な全く形式的な機關に化せしめ、從來立法機關の保有するとされた立法權を、擧げて行政機關の權限内に吸収せしめる場合には、全く「計畫」者の自ら陥るチェンマには陥らずして、兎に角、論理的な統一性をもつ組織を樹立し得る。勿論、論理的統一をもつ組織と云つても、果して、それが眞實の政治的社會的價値を有するかは別論としなければならないのは云ふを俟たない事であるが、危機に臨む立憲政治、その據つて立つ議會主義の危機に當つて、尙、議會に最終的決定權を與へつゝ、現實にナチス、ファシストらの行ふ獨裁制と同一の効力を擧げようとする主張に、救ふべからざる自己矛盾があるのは、當然である。今云つた經濟更生局が、議會に制肘せらるべき性質を帯びつゝ、しかも可能な範圍に於て、安定性を確保する。即ち、議會の制肘を限定

して、又は、議會との重大な紛争の責任を免かれて、その職務遂行に安定性を確立しようとするには、特殊な方法、特殊な政治的處理方法を考へざるを得ない。

この論點についての「計畫」者の考案は、かうである。

先に云つたやうに、經濟更生局は、内閣諸大臣らと同一の資格を以て、經濟領域に對する國政に參與する。従つて、此の更生局は内閣諸大臣の、本來、立憲政原理上要求されてゐる議會に對する責任をも有するものとされることは既に云つたやうに明かである。茲で、その議會に對する責任を解消しないで、しかも、更生局の制度は一の政府不安定に對する制限——民主主義修正論者によつて稱へられてゐる制限を設ける。それは、内閣が政治的諸問題によつて、總辭職をする危機に臨み、それが實現するときと雖も、更生局は其の經濟活動を新内閣の内に留つて維持繼續すると云ふ制度である。之によつて、國務遂行に多大の障害を來す内閣の變動更迭とは無關係に、更生局はその活動を繼續し得る。元來「經濟更生計畫は長年月を要する仕事であり、偉大な意思を要する仕事である。議會は之に對して、その計畫を採擇するか、否決す

るか、何れかを爲し得るに過ぎない。しかし、一度、之を採擇した場合には、日常の政治的變轉、時々の政治的難局、利害關係ある諸陰謀などを越えて、その窮局目的達成に努力すべきである。故に、此の計畫は、毫も議會を弱化するものではない。ある意味に於て我が（ベルギーの——筆者註）憲法の特徴的性質を、構成する所以のもの、即ち、立法權の優位性を變質せしめることは、決してその求めるところではない。他の國では、行政權は優越的影響力を賦與されてゐる。他の國——例へば北米合衆國——では、司法權が法律の立憲性、法律が憲法違反であるか否かを判定する。司法權が立法權を支配し、後者の業績を、前者が破毀することを得る。ところが、自分らの「計畫」を採擇する以前の議會は、採擇の後と同様、國民主權を表示し、此の資格に於て、國の元首の誓詞を與へられて、その特權を行使するであらう。此の提案に對する投票によつて、經濟更生計畫の採擇によつて、此の國民的改革といふ大事業に主要な推進力を與へるものは議會である。政府は、この計畫を遂行し、その諸結果を實現する過程に於て、現在、兩院の外務委員會又は國防委員會の事業に見られる協働的精神を、兩院の經濟常置委員會

との關係に於ても維持するであらう。」(Execution du Plan du Travail, 1935 三四—三七頁)

叙上は、彼らの主張を、其のまゝ示したものであるが、先に疑問を抱いた所謂「經濟更生局」の政治的地位については、何ら明確な解答を與へられてゐないと見なければならぬ。

諸種の委員會の委員及び國立銀行總裁、並びに議會多數黨の黨員乃至は、その黨の支持を得つゝある人士を、勅任して構成する此の更生局が、内閣諸大臣と同一資格にありとされつゝ、しかも、政治的不信任に對して、内閣とは運命を共にすべきでないとする主張は、一個の沒理論的理論と云はねばならぬ。飽くまでも議會主義の政治的慣習に忠實であるならば、更に、論者の謂ふやうに、更生局が窮局に於ては議會による牽制調節作用の對象たるべきであるならば、進んで北米合衆國の政治機構に見られるやうに内閣は大統領の直接指導下にある委員會たるべき性質を帯び、司法權が立法權に對して調節作用を及ぼし得る機構を採らず、立法權の優位性を保持するのがヘルギー憲法の精神に忠實なる所以とするとすれば、論ずる更生局の政治的地位は、當然、現在の内閣のそれと同様でなければ、論理的透徹性を缺く主張と云はざるを得ない。

得ない。論者の云ふやうに、更生局が一應、議會の最終的支配下にあるとし、議會はその故に、國民主權の行使機關として、充分其の機能を發揮し得るとなしても、事實上、議會に對して責任を有せざる結果を生ずる行動原則が、更生局に對して認められ、議會は一度更生局の構成、政策を承認した以上、それに對し、現實に監督權を行使し得ずとされるならば、事實、此の更生局は論者の最も力説する議會に對する責任より解放せられ、内閣と同一資格にあり乍ら、しかも、内閣と同一の責任を負はざる組織となると見ざるを得ない。然るときは、如何に彼らが、之の更生局の活動の推進力は議會であり、議會を通じて國民大衆の發意が發揮されると誇張しても、全然、筋道の通らぬ僞稱的言辭を弄するものであると考ふべきであらう。若し更生局が、所謂民主主義修正論者の説く内閣の安定性を、従つて議會主義の重大な一の缺陷を補ふべき組織と政治的地位を與へらるべきものとせられるならば、彼らが依然として尊重するかに見せかけてゐる議會主義に於ける内閣の地位について、より深い省察をなすべきであらう。一方に、議會主義の大なる缺陷であると彼ら自身認める内閣の不安定性を必然的に結果すべき

立法府の優越的地位を認め、他方、それを否定すべき組織としての更生局を創設せしめようと云ふ論議は、その何れかゞ偽とされなければ、成立し得ない論議としなければならない。然るに彼らの重要視するのは、内閣よりも寧ろ經濟更生を任務とする更生局の活動であり、その活動が安定性を保つて繼續されることである。さうすれば、彼らは、議會に對する責任を事實上負擔しない行政機關を、議會に對する責任を負擔する内閣よりも重要視する譯であつて、結局、立法府とは獨立した強力な行政機關、議會の向背には無關係な行政機關の設立が望ましいものとしてゐることが、はつきりする。従つて、彼らが云ふ議會主義制に立つ内閣は有名無實とならなければならぬ。故に、彼らの言説が、偽瞞だと云ひ得る譯である。

更に此らの救ふべからざる矛盾の外に私らが注意しなければならぬのは、所謂、經濟更生局なるものの構成要素である。どう云ふ人によつて、この絶大な權力を事實上掌握する更生局、すなはち、超然内閣に比較して軒輕のない一つの委員會たる・更生局が構成されるかゞ問題である。根本的な問題であると云へる。

これは獨り之の「計畫」案の實際性を見極めるのに、どうしても、はつきりさせなければならぬ問題であるだけでなく、何につけても、又、何時でも、政治上の様々な委員會とか調査會とか等の政治的實際活動を直接間接の使命とする諸團體又は諸團體の行動を左右し指導する指導部の實際を観察する場合に、是非念頭に置かなければならない點である。これは云ふまでも無い事ながら、ともすると、虚名に眩惑して實際を忘れさうになるし、又、得てして、忘れさせようと努力するのが従來から、爲政者の執る常套手段であるから一言する。日本に例をとつても、東北振興のための種々な會が、實績を挙げないとすれば、その政策、政策の實踐化についての觀察批判も勿論必要であるが、更に必要なのは、それが、眞に困窮の最下底に喘ぐ貧農の利害を代表し、その日常の生活經驗に基いて、眞の東北の地方の經濟的進歩を促進し貧農中農の生活を一層豊かにする必要を身を以て體驗してゐるか、又は、その體驗を組織化し目的到達の途を心得てゐるか、さう云ふ人々で出來上つてゐる會であるか、どうか、更に一層、鋭く見透さなければならぬ點であらう。その社會生活の仕方、言ひ換へれば、已むにやま

れぬ必要ではあるが、もう充分に持つてゐる所へ一層持物をふやさうために、ある地方の経済的な進歩が必要だといふ人々、もつとはつきり云へば、資本家だの、地主だのと云つた人々がその會をリードしてゐるとすれば、その會が、どんなに立派な御題目を唱へて、東北の貧乏人を救ふのだと聲を大にしても、ほんとうは、何の救貧どころか、自分たちの懐を肥やすのが目的だと云ふ事もある。怪しからぬ事ではない。かう云ふ社會である以上、さう云ふ人たちが自分たちの利益を、全體の、國民全體の利益だと思はせて、國家の権力を使つてそれを實現するのは、當然のことである。さうしなければ、資本から見放されてしまふ外はない。であるから、政治的な諸團體の政策批判は、その團體がどんな人々で組織され、どんな人々によつて指導されてゐるかをまづ見てから行はなければならぬと云ふ譯になる。

そこで本筋に歸つて「國民更生局」の構成はどうかと云ふに、既にはつきり紹介したやうにベルギー國立銀行總裁が指導的委員となり、諸種の委員會委員が之に参加する。勤勞大衆の利益のための統制經濟實現の目的が、之の構成委員の顔觸れで果して正當に達せられるかどうか

は、深く考へるまでもなく明瞭であらう。猫は鼠の利益を擁護しはしない。金融資本が決定権を握る會社組織の現状を維持する限り、そして、その資本代表者が更生局を指導する限り、塗り換へられた看板といふだけ以上に、一層合法的に、一層明白に、彼らのための統制經濟を行ふ機關に外ならぬと云はざるを得ない。

この點が何と云つても、重要である。金融資本が、現在のやうに、少數の資本家の掌中に入り、その代表者が、經濟更生局を、實質的に指導し左右するならば、この更生局は寡頭政治を合法化し、大手を振つて公然と振舞はしめる結果になるに過ぎない。そこで、義理にでも銀行制度についての改革案を提出しなければならぬ筋合である。だから「計畫」案提唱者は「銀行の國營」を提案する。然し彼らの案で、果してどの程度まで改造が出来るか。彼らの云ふやうに、果して勤勞大衆の生活が豊かになるやうな「國營」が實現するか、どうか。

第二章 銀行制度の改革

一 銀行の國營と統制

銀行の國營について彼ら「計畫」者は、まづ、揚言して「計畫」を實行するには、銀行の統制のみで充分だとする態度を棄てなければならぬとする。謂ふ所の意味は、内部的な組織に從來通り自治的分野を廣範圍に認めつゝ、外部的權力によつて統制を行つても、何等の効果を擧げることゝ出來ないし、従つて、どんなに強い權力を以て迫つても、組織的な改革を行はぬ以上、その業務を實質的に指導することは困難である。指導、被指導のそれらの立場に立つ機關が分立すれば、異なつた目的に向つての異なつた動機による指導、個人的利益のために公共的利益を犠牲に供する危険性を除去し得るものではない。現在のやうに國家權力と最高銀行の經濟的支配力とが並存し、否、寧ろ、前者が後者の直接間接の命令に服従し、後者が前者を侵

害しつゝある状態は、看過し得ぬものである。故に、此の兩權力の並存を棄却し、國家權力の手に、完全に最高銀行の經濟的支配力を、收取し去る方策を採るべきである。即ち銀行を國營とすべしとする提案を採用しなければならない。(前掲書三九―四〇頁)その根本的な理由は、國營が勤勞階級の政治的・社會的利益、延いては一般の經濟的利益を擁護するに缺くべからざる要件であるといふ點にある。少數の資本所有者によつて金融支配權が行使されて、一般人は、それによつて絶えざる不安と壓迫とを痛感する。個人も亦何かの企業者も、銀行に對して從屬的地位にあり、一方、銀行業の管理は、全く是等の個人、又は企業者の考へとは無關係に行はれる。預金者は、銀行の業務方針には、原則として、容喙する自由をもたない。多くの國々では、此の無制限な金融支配力が多くの弊害を醸してゐる。この弊害は殊に、恐慌の時に著しい。銀行の活動は、恐慌襲來の重要な因子である。或る人々の意見に従へば、この活動は決定的な役割を果すとさへ云ふことが出来る。(前掲書四一頁)

ところが、國立銀行が現に行つてゐる「統制」處置は、まだ不充分である。單に銀行利子の

利率についてのみでなく、其の本來の目的たる投資の對象についての信用の分配に關しても同様に、諸銀行の信用方策に指導を與へ得るようにせねばならぬ。諸經濟部門の全般的に互つて、徹底した公平な信用方策を樹立、實行することは、經濟更生の實現に不可欠であると同時に、小規模經營の經營者にとつては焦眉の急を要する問題である。と云ふのも、大規模經營者や銀行の大得意先は、その必要の程度とは釣合のとれぬ程、豊かに、資金の融通を受けてゐるから。

續いて彼等は云ふ。

現在のベルギーでは、最早、統制經濟と自由經濟とのどつちかを選ぶと云ふよりも、善い統制經濟か、悪いそれか、その何れを選ぶかが問題であると云はれるが、それには充分の理由がある。既に永い間、自由經濟の規矩準繩とされた自由競争は、金融資本の支配力に據つて立つ獨占經營形態の構成發展によつて變質した。事實、信用制度を運用する人々は、自己の利益が擧がるやうに、經濟生活を指導する道具を掌中にしてゐる。かやうな悪い統制經濟を善いそれ

にするためには、まづ第一に、あらゆる方向に向ふ運動機關の把手を自由にしなければならぬ。(前掲書四三頁)

云ふところは當然の理である。金融支配力を自由にするものは、世界を創造し得るときさへ云へる。さうすると、次には、どう云ふ方法で、金融支配力を掌中に收めようと云ふのかが知り度くなる。國家權力によつて一気に信用國有化を計ると云ふのか。「日本改造法案」の立案者、北一輝及び其の一黨の云ふやうに、一千萬圓以上の銀行の財産を、無償で沒收しようと提議するののか。さうだとすると、頗る「社會主義的」であると言ひ得るが、私等の「計畫」者達は、一層、ブルジョワ紳士である。彼等は、かう提案する。

「計畫」實行を任務とする政府が構成されれば、直ちに、國有化を實現するが、支配力の移轉の前に、財産の讓受を實行する。無償で沒收するとすれば、財産の讓渡などと云ふ必要もない譯である。財産の讓渡と云ふ以上、現在の銀行の資産を買収しようとするのでなければならぬ。果して「計畫」者は云ふ。即ち、新たに「國立銀行院」といふ機關が設立され、

此の機關に「現に自己の系統内の範圍で、それ／＼信用の獨占を行つてゐる大銀行組織の管理に、重要な影響を確實に與へ得るに必要な株券を讓渡させる」(前掲決議「銀行國營」第一項及び前掲書四四頁)目的をもつ法律が制定される。沒收ではなく、買収である。此の國立銀行院は、更に銀行株の買収だけでなく、基礎原料工業、即ち「國營化さるべき工業部門」に屬する諸會社の株をも同時に買収して、工業部門中必要な工業に對する指導權を掌握する。この銀行院は、「信用委員會」の指令を受けて、その委員會の決定の實踐を、その任務とする。(前掲書四五頁)

茲に注意すべきことは「計畫」者の所謂「銀行國營」の言葉のもつ意味である。普通、國營と云へば、日本の國有鐵道等で見られるやうに、民間事業が國家事業に變へられる、従つてその事業従業者は官吏を以て當てられると考へる。それが社會通念である。ところが、我が偉大なる「計畫」者は、この社會通念を誤つた觀念であるとする。彼等は云ふ。「計畫」に云ふ銀行國營は、銀行の窓口に、銀行家や銀行員の代りに、國家の官吏が控えてゐると云つたシステムを實現しようと云ふのではない。現在の銀行家は、その銀行に留まらしめると云ふのが、其の

目的とする所である。「計畫」は終始一貫、明かに一つの原理に據つて立つ。それは、現在の銀行企業の枠には、出来るだけ、手を觸れないこと、換言すれば、現在の經濟組織の根本的變革は決して企圖せず、充分に現在の經濟的利益享有者の既得權を尊重して、經濟更生を實現しようとするのであると明言する。(前掲書四七頁) 茲では、つきりする。彼等の「計畫」は、現に經濟的既得權を有しない勤勞階級のためではない。これは、通念に反する銀行國營、延いては基礎原料工業部門に於ける國營計畫を、一層、詳細に見て行けば、明白に展開される事實である。國營を主張し乍ら、一方、現在の民營事業主又は民營事業に不可分の關係を有し、それを願使し、それによつて社會的支配を、實際上、握つてゐる人々の既得權を侵害せず、却つて尊重しようとするのであるから、彼等「計畫」者達が實際に資本をもたぬ勤勞大衆の利益を實現しようとして、國營を主張してゐるのかどうか明かに判らなければならぬ譯である。現在の社會が、彼等も認めるように、資本主義制度に基づく諸弊害に満ちてゐて、その匡正を一應は高唱する以上、現在脅威されてゐる無産者大衆の生活を擁護すると云ふ以上、犠牲を強制され

るものは、現在の社會で支配的勢力を有するものでなければ、話の筋道が通らない。あり餘るほどの物資の中で餓死する者の在る今日、餓死を無くすには、あり餘る物資が働く者一般に供給されなくてはならず、天からマンナが降つて來るのでなければ、多くもつ者が、持たぬ者のために、犠牲となるのも亦當然である。にも拘らず、國營になつても、現在の資本所有者は毫も損をせぬと云ふのは、洵に天來微妙の手品と云はざるを得まい。それが出來るとすれば、何等の犠牲なしに、總べての者が富める譯である。日本でも關東大震災直後、東京市全部を國有地として、縦横自在に、都市計畫を施行して、百年の大計を樹立しようとした政治家があつたやうだが、此の「計畫」者のやうな手品を心得なかつた爲であらう。大地主で且つ政治的壓力をもつ少數者の反對で、敢果なくも、百年の大計が七十五日の生命も無くて消え去つて、舊態依然たる状態だつた事がある。

兎に角、國營策の正體は、もう少し彼等の主張を聞くと、はつきりする。

彼等は考へる。然し、此の國營では銀行の自働的國家統制は、得て期すべからざるものであ

る。銀行の活動は依然として自由に、統制外の領域で行はれる。その理由として、第一には、「あまり重大な理由ではないが」彼等の主張する銀行國營が、すべての銀行に及ばないと云ふことである。「計畫」に據ると或種の銀行は國營としない。獨占的性質を有する銀行のみを目標とする。計畫案文にも明かに、國營化方策は「現に一體となつて、信用の獨占を行ふ大金融組織體に向つて」適用されるに過ぎない。誰が見てもそれと判るやうに、自分と自分の直系の隸屬者の掌中に、ベルギーでの金融支配力を握つてゐる少數の大銀行を目標とする。此の範圍内で「計畫」案は現に行はれてゐる私的獨占に代つて、國家權力による獨占を實現しよう

と云ふに過ぎない。これは既に一寸言及した工業部門でも同じである。故に、その重要性の少ない銀行、實際上獨立性をもつて業務を営む小銀行は、國營方策の對象ではない。然乍ら、零碎な貯金の保護を主眼として「銀行の統制」を主張する公共秩序維持の考へから云つて見れば國營化されない是等の銀行も、依然、統制を受けるものとされる。(前掲書四八頁)

次に第二に「第一のものよりも重要」な理由がある。國營化された銀行は、それ自身、その

活動に當つて、國營と否とを問はず總ての銀行と當然同一の規定に據つて統制に服すべきであると云ふことがそれである。これに就ては特殊法が制定される。

既に云つたやうに信用委員會クレジット委員会が、國立銀行院を統制する上級官廳として、構成され、この高次の委員會が、銀行統制を、國立銀行院に委任するものとせられ、統制について適當な處置の實施を監督するものとされる。經驗上、此の機能が他の經濟領域に擴大せられ、特にあらゆる株式會社の監督を行はねばならなくなるのは明かな事實である。この場合、此の監督は、銀行院の職責事項となるものとされる。(前掲書四八一四九頁)

今まで述べて來たのが「計畫」による銀行制度改革の概要であり、彼等計畫者の理論的な概説の紹介である。以下には、一層、具體的に彼等の「計畫」を點檢しよう。

彼等の意味する國營が、通常用ひられる用語例とは全く異なることは既に云つた。彼等自身も直接には、用ひる國營の語が、眞實、金融獨裁の打倒を意味しないことを示さぬが、暗黙の裡に、それを仄してゐる。彼等の云ふ國營では自働的に、望み通りの銀行統制を實現し得ない

として、第一に統制の對象たる銀行——延いては工業——が限定されなければならないとする。彼等の主張を擧げてゐる。彼等の考へでは、國營方策の對象は、私的經營の銀行に限る。官營又は半官半民經營のそれが除外される。ベルギー國立銀行、貯蓄・恩給銀行、ベルギー自治體銀行、振替貯金局、國立勸業銀行等には適用されず、是等の官營金融機關は、特殊立法によつて、現存の組織及び機能に改革を齎しむべきであるとする。反之、外國資本の諸銀行は、當然、一般國有化法の適用を受けるものとせられる。但し、その場合は、ベルギーに於ける當該銀行の活動に適當な資本及び豫備金々額、理事會の構成並に擔保物の提供等について特に規定の適用を受けるものとする。例へば、理事會の構成は、ベルギー國に國籍を有する者によつてのみ行はれると云つたやうなことも考へられるであらうと云ふのである。是等外國銀行に關する事項は、信用委員會の權限事項とする。(前掲書四九一五〇頁)ベルギーでは外國銀行の活動は顯著重大ではないから「計畫」でも大きな考慮を要する事ではないとされてゐる。

かう云ふ提案を考へて見ると、銀行で國營となるのは、私的經營民營銀行に一先づ限られ、

その諸銀行の中でも更に少數の獨占的經營のみに限るものとされる。「信用獨占、電力事業、または基礎原料の範圍に屬さない生産部門は、すべて、現在の儘の自由競争の秩序を維持し、獨占資本主義の桎梏から解放される。(前掲決議)」小銀行、小經營の金融業等は丁度、工業、農業部門の中で、小經營者と同様に、自由競争の範圍のうちに留められねばならない。と云ふ譯は、自由競争によつて初めて、創意、發明等が發展實踐されて、生産と収益との向上を期待する事が出来るからであるから、と云ふのである。小市民等に對して「計畫」が實現しても諸君の財産は依然諸君の掌中であり、諸君の經營は國有化されず、従つて自由に生産に従事し収益を擧げ、貯蓄した金は、國營銀行で完全に保管し利殖すると約束してゐる譯である。

どうして大經營のみを國營にするか。獨占的經營を行つて、ベルギー全經濟界に支配力を有する經營が、買収されて、舊來の資本主義が國家權力を公然行使して、事業を遂行するとき、その結果、國營化されない中小事業が果して合理的に生産、収益を向上させることが出来るか。更に、獨占事業の買収、國營化の論據として、統制經濟、善く運用される統制經濟が問題

であつて、自由經濟と統制經濟の何れが善いかは、今日、ベルギーでは、問題とされないと斷言するに拘らず、どうして、中小事業については、自由競爭、即ち、自由經濟が必要であるとするのか。自由競爭でなければ創意とか發明とかが行はれず、従つて生産とか収益とかが向上しないとすれば、統制經濟の巧みな運用のための對象となる大經營の事業に於ては、生産、収益の向上を期待し得ないとするのであらうか。さうであると、假りに決めるとすれば「計畫」は角を矯めようとして牛を殺すの愚を演ずるものであらう。然し「計畫」者は決して馬鹿ではない。馬鹿ならば、かやうな手品は出来ない。では中小程度の事業經營を、自由競爭に委せるといふのは、どう云ふ魂膽なのだらう。それは、小市民層を、自分の陣營に牽き寄せて置く一つの戰術である。小市民精神の虚を衝いてゐる。小市民を大資本の桎梏から解放して、しかも國營事業の従事吏員とはさせないで、小金を自由に貯へさせ、労働者とは違つた生活をさせてやらう。この「計畫」に賛成しなければ、諸君は大資本の奴隸として一生を終るか、又は正直に稼いだ財産は沒收され、労働者の群に抛り込まれてしまふであらうと脅かす。そして、實際

「計畫」が、實現されれば、中小經營は現在の状態よりも更に悪化して、公然と、しかも國家權力を自由に行使する獨占資本家、殊に金融資本家の絶對專制下に束縛され、事業は併呑され、彼等の奴隸となるか、無一物になるかの何れかを選ばざるを得なくなる明白な事實については、只管に、隠して云はぬ、否、隠し終ふせたとしてゐるのである。一方、彼等「計畫」者達は、資本家に對してはつきり約束してゐる。「獨占的奪掠の重壓と商品の投機的駆引きとを組織化し、農業上、工業上、商業上の利潤の安定化に努力する物價政策（前掲決議Ⅵ₃）主として、生産及び商業の直接負擔となるべき税率を引き下げるために、經濟活動の盛返して豫算剰餘金を利用する租稅政策（前掲決議Ⅶ₇）」等々。是等の政策を見ても、「計畫」者が小市民、小資本家をも引つくるめて、特に前者の安價な満足を得ようとしてゐるのが判る。

是等の考慮は、それ自體としては、決して批難されるものではないと、私は考へる。小市民層が、續々分解作用によつて分裂する。寧ろ上昇する數よりも顛落する數が壓倒的である現在であるにしても、資本主義社會では小市民意識が、一つの頗る危いが或る場合には可なりの役

割を演じて居り、その精神を抱かせる生活を營むものが、文化活動領域で大きな活動を爲し、又は、活動せしめられて居り、それが所によつて、封建的意識活動と結合されて、殊に、資本主義社會の支配者達にとつて、有效な奉仕者群を養成して居る限り、矢張り、是等小市民的生活者の生活を充分に考慮に入れなければならないと思つてゐる。たゞ、問題は、かう云ふ我等の「計畫」者達のやうな考へでは、果して、眞實に、是等の小市民達の生活難を解決できるであらうか、と云ふことである。壓倒的多数の労働者農民の生活を向上させると共に自己のそれをも向上させる。中間的な附屬的な、どつちつかずの蝙蝠的存在である小市民が、實は鳥ではなく、勤勉なる社會の動力の源泉たる鼠の變種であるに拘らず、鳥であると教へられ、人にも自分にも信じさせてゐる生活を、事實に即して反省し、依つて眞實の人間解放の途を歩むやうに、相談し合ふやうにすべきではないか、と思ふ。その意味で、私は此の「計畫」が餘りにもブルジョワ的であると批難さるべきであらうと考へる。それは、既に云つた諸點と共に、最初に觸れた「國營化」の方法を詳細に檢すると、自然に明白になつて来る。

銀行國營については、現在の國立金融組織及び中小銀行を除く大銀行の株式は、買上げられる。是等買收せらるべき銀行を指定するのは、信用委員會である。(銀行國有法案第三條、前) 此の委員會が決定した被國有化銀行は、直ちに「統制證券」ナショナル・コントロールを發行して、國立銀行院に寄託する。此の「證券」を所有して、銀行院は問題となつてゐる被國有化銀行の株主總會を左右し得るに足る票數を有することとなる。銀行院は事實上「統制證券」によつて總株式の四分ノ三に當る株式を買收する。更に定款を強制的に變更せしめる權限を、信用委員會に與へる用意もある。(同上前掲書、五一頁) 何れにせよ、國立銀行院は常に信用委員會から委任された銀行統制權及び監督權を行使して、大株主として被國營化銀行に臨む。此の銀行院は「計畫」者の案に従ふと、先に國營化の除外銀行として擧げられた現在の國立金融機關の代表者一名宛と、信用委員會代表者一名と政府の任命する三名等十名のもものが構成する理事會によつて、管理される(同法案第十條、前) かやうな顔觸れの理事會が、大獨占金融企業體を買收する。買收費、即ち收用の賠償費は銀行院の負擔である。「國營」と稱する方策が實は企業の沒收でなく、單なる收

用であるに過ぎぬ。鐵道、道路、學校等々公共的な營造物のために、土地が必要であつて、しかも、その代價について、土地所有者と敍上の營造物の經營者との間で話合がつかないときに、行はれる「收用」であるに過ぎぬ。官設の委員會が、買收價格を決定して、土地所有者から、所要の土地を買受ける行爲と同じである。その官設委員會が、此の場合では「國立銀行院理事會」であり、收用される企業は、現在、ベルギー經濟界を獨占的に支配する金融企業である。

かう云ふ政策は、決して彼等が唱へるやうな資本主義社會機構に對する干涉だとか、是正であるとか、社會主義への第一歩であるとか、云ひ得られるものではない。北米合衆國では、ローズヴェルト政府の救濟綱領で一部の銀行が、あれやこれやの銀行でなく、一律に諸銀行が自己の株式の一部を、國立復興金融會社に賣つてゐるし、又ナチス獨逸でも國家が株式を所有して銀行に決定的な影響力を及ぼしてゐる。「計畫」者、殊に立案者ド・マンが社會主義實現の具體の方策として高唱することは、資本主義國で行はれ、且つその政策の破綻を示してゐる

所である。そのみならず、今云つたやうに、買收を以て、國營化の方策とするからには、しかも、買收行爲に干與するものが、すべて資本主義國家での支配者である以上、他のあらゆる資本主義國家で行はれる株式買上げの場合と同じに、常に資本家の利益となり終らないと誰れが斷言できよう。中小金融業者は、國營の對象ではないとする「計畫」に従つて「國營」が行はれるとき、此の株式の收用は、何と云ひ抜けようとも、少數の獨占金融資本家に莫大な利益を齎す取引となることは、火を見るより燎かである。金融業界だけでも、一般的に見て救済されなければならない中小經營者は、依然として、棄てて顧みられず「國營銀行」の支配の下に自滅し去るの外はない結果となる。

更にかうして、株式買上げで實現される「國有化」は、既に云つたやうに、現在の所得分配には何等變化を與へない。「收用」され「國營」化された企業に關係する資本家は、その株式と交換的に、國家から貰ふ資本を、自由に「國營」化されない部門の企業や、外國の有價證券に投下して、恐慌によつて、危殆に瀕した企業を復活させると同時に、一層大きな利潤の追求

を行ふことができるであらう。「計畫」でも、外國への投資は、統制の對象となされてはゐない。貯蓄、相續財産と相並んで、彼等の決議に據れば、外國への投資は私經濟領域に屬するものとせられ、單に國家繁榮、國民財産の防禦に必要な場合にだけ、その自由が制限されるに過ぎないとされる。(決議Ⅳ)これは一九三四年三月廿九日附の新聞「人民」に報ぜられたド・マンが「ベルギー政治經濟學會」で聽衆たる工業家、商人、經濟學者達に對して試みた講演にも、明かに述べてゐる。彼等「計畫」者の眞意の表現である。ド・マンは「計畫」が利潤の減少を目標としてゐるのではなく、利潤の安定化を目標とする。この計畫は、あらゆる階級に關係をもつ恐慌からの血路であるとの意味を開陳してゐる。利潤の安定化が目標である事は、既に屢々私達は知つてゐる。此の主張、現在の巨大な利潤收奪者が、第一に全國民の利益の名の下に保護せられる「計畫」が、何ら資本家から、鋭い反對をうけないことは、全く怪しむに足らない。一九三三年十二月一日附の新聞「人民」紙上で、ある記者は「ド・マンの計畫が金融界及び重工業界で……何等の異議もなく承認されたと云ふことが、最近傳へられてゐる」と書

き、同じ新聞は越えて翌年三月十五日の社説の中に、この「計畫」が、法王の回章を信じるロマン・カトリック信者にとつても、全部承認できることであると認めざるを得ないと報じてゐる。蓋し「計畫」の求めるところは表面、獨占利潤を攻撃すると装ひ乍ら、實は今云つた外國への投資の自由で知られる通り、大植民地の搾取、國民利益の擁護即ち國防の擴大強化を約束して、獨占利潤追求者・收奪者達を完全に安心させてゐるからである。

故に此の「計畫」は、其の實現の可能性が一應は頗る大であると見ざるを得まい。主人の利益になり、召使共を一層猛烈に、しかも、従順に働かせる計畫なら、因業な主人であればそれだけ、喜んで實行するのが道理であるから。それで、其の計畫が實現されれば、ベルギーで勤勞大衆が現に經驗する貧乏、金融寡頭支配者が現に收奪してゐる莫大な利潤所得には、何等の變化も起らない。「恐慌からの血路」であるには、嘘、偽りはないが、あらゆる階級のためではなく、茲では金融資本家のため、後に述べる工業國營方策では、工業資本家のための血路であるに過ぎないと云ひ得るであらう。

さて「計畫」では、銀行國營統制の目的のために、國立銀行院を創設し、その上級機關として、信用委員會が設けられる。最高委員會は既に上敍で云つた經濟更生局である。信用委員會は、故に、此の最高委員會の分科會たる地位を有するものと考へられるが、その金融界に對する位地は、絶大な權力者たるそれを與へらるべきであるとされる。國營銀行、會社の統制機關たる國立銀行院を監督命令し(國立銀行院法律案第九條、十條前掲書五九頁) 國營銀行が集つて構成する「分配及び擔保共同財團」についても、財團の收益處分方法を一方的に決定・命令し(財團法案第十二條) 前掲書六〇頁 殊に、國營化されない銀行に對しては、營業許可權、あらゆる銀行について營業狀態の監査に必要ななる文書提出命令權、營業方針決定及び認可權、理事會構成に關する認可權、營業形態變更についての認可權、新設銀行に對して、その必要最低資本金額、會社資本の償却、現物出資及び一定期間創立者持分の讓渡を制限する權能、外國に於ける銀行支店設置に對する許可權、敍上の許可條件に反する銀行に對し許可取消を爲し得る權能、營業狀態不良の銀行の營業禁止及び解散命令權、解散につき事務管理委員を任命する權能、銀行定款變更命令權、新定款の效力發生の

條件としての認可權等々(非國有化銀行法案第十四條一、二) 十七條、前掲書六一―六三頁 の權限を有するものとせられ、銀行經營の殆んどすべての範圍に互つて干渉し得る、否、干渉すべきものと「計畫」されてゐる。ただこれだけではなく、ベルギー國立銀行組織法改正法案として「計畫」者の示すところを見れば、信用委員會に彼等が期待する程度が明瞭となる。(前掲書六四頁以下)

二 ベルギー國立銀行の改革

ベルギーでの現行法規は、國立銀行を一つの株式會社組織とし、その株式は私人が所有するものと定めてゐる。その私經營的形態にも拘らず、事實、國立銀行は公共的機關として活動してゐる。又、公共的機關として存在すべきものであるから、銀行株式所有者の利益のためだけではなく、特に公共的利益のために、その事業を遂行しなければならない筈である。そこで、國立銀行總裁は株主總會での選出によらず、國王之を任命する。此の銀行の株主總會議事々項は、他の會社に比べて、非常に制限されてゐて、利益配當についても法規の命ずる所に従ひ、

半官半民の^{コンセンサス・プログラム}參與會が参加して決定する。國家が利益分配に參與する。それは紙幣發行のために、國家が銀行に認める獨占事業の當然の歸結である。その上、政府は銀行の、あらゆる活動について、政府委員によつて監視する權能をもつてゐる。故に、國立銀行は實質上既に國營化された組織である。此の事實から出發して、改革案を提示する、と「計畫」者は云ふ。
 (前掲書七四頁)

國立銀行の株券で私人の所有に係るものは、既に云つた民營銀行の「國營」化操作の場合と同様の手續で、國有化されなければならない。國立銀行は、他の被國有化銀行と同じく、統制證券を發行し、それを所有して、國立銀行院が、國立銀行に對し過半数の票數を握る。銀行院が、國立銀行株を漸次に、自己の掌中に收める任務を有するものとされる。

利益配當について「計畫」者は、現行國立銀行條例第十七條、第十八條を改廢すべしと主張する。現在では、株主に六%の配當をしてゐるが、之を五%に減すべしとする。第十七條では國家が三・五%の最低利子とあらゆる操作について銀行が國庫に納付すべき稅率との差額を收

納するものと定めてゐる。第十八條では、純益金の五分ノ三を國庫に納付するものと定めて、國家が純益金配當に參與することを示してゐる。これにつき「計畫」者の見解に依れば、第十七條に據る國庫納付金制を廢止せよと云ふ。その意味は、此の納付金が、銀行の一定の總收入を基準として定められ、純益金に基づくのではないからであるとする。反之、第十八條に據つて、國家が純益金の配分に參與する場合、國家は五分ノ三乃至五分ノ四まで收益金額決定の率を上下する權能を認められてゐる。此の率の引下げも、第十七條に關して述べたと同様考慮せらるべきである。殘餘五分ノ一に當る純益金について「計畫」者達は、次のやうに提議する。
 「五分ノ一の金額は、信用委員會が其の全額又は一部を第二次配當金として株主に分與することを認可せざる限り、特別準備金として積立てること」

現行條例では逆である。原則として純益の五分ノ二は、株主の手に歸し、參與會が、全額を特別準備金として積立てることを決議する場合は、株主に分與されない。

「計畫」者は云ふ。要するに、株主に對しては、現行法條の改正によつて、純益の五%と、純

益剰餘金の五分ノ一の全部又は一部が第二次配當金として與へられる。尤も他の銀行が五%以上の配當金を與へる場合にのみ、信用委員會は此の第二次配當金提供を許可すると云ふ事も認められる。

信用委員會の權限は、續いて、銀行組織法の改正案に至つて、更に明瞭になる。

ベルギーの現行條例第二十五條、二十六條、二十七條では、政府が銀行統制權及び監督權を行使する規定になつてゐる。丁度、日本銀行條例の第二條、第六條、第十一條六項、第十六條、第二十一條、第二十二條、第二十三條、第二十四條等々の規定で見られるやうな政府の許可、監視、業務報告、強制等々の權能が、ベルギー政府委員會に與へられてゐる。例へばベルギー銀行條例第二十五條は「政府委員は銀行のあらゆる事務を監視する。大藏大臣は、特に統轄上必要ありと認める場合、監理官を派出して事務に參與させることが出来る。政府委員の俸給は、銀行理事の收入と考へ合せて、大藏大臣が之を定める。臨時に特別技能優秀な専門家を監理官以外に、監理官待遇として任命することが出来る。此の専門家は無給」と定めてゐる。

此の規定を「計畫」者は次のやうに改正せよと主張して云ふ。「信用委員會は、國立銀行の、あらゆる業務を監視する。法規・定款に違反し、更に國家の利益に背反するすべての處置にはその實行を阻止し得る。信用委員會は、臨機統制のため、必要ありと認められた場合、監理官を事務に參與させ、銀行の承認を受けたる無給の技術家を、監理官の資格を以て任命することが出来る。」(前掲書七六八—〇一八一頁)

これで信用委員會が、現行の條例で政府財務當局の權限を、自己の裡に吸収すべきであると考へられてゐるのが判る。従つて現行の條例第二十六條で定められてゐる事項、即ち「政府は銀行のすべての業務を統制する權利を有する。法規、定款、國家利益に背反する、すべての處置の實施は、之を阻止し得る」と云ふ條項は當然廢止される。

次に、日本銀行條例第二十二條の規定と同じ規定である現行ベルギー銀行條例第二十七條冒頭「銀行理事會は、營業上の現状を、毎週、政府に報告すべし」とあるものを「計畫」者は、此の報告宛先を政府と信用委員會との兩者としなければならぬとする。更に定款變更について

も、現行條例第三十二條を改正して、信用委員會が銀行の定款變更を要求し得るものとし、銀行が改正定款を一定期間以内に採決することを拒否する場合には、政府が一方的に定款を決定する。銀行の定款の變更は、信用委員會の承認によつて效力を發生するものと、爲すべしと主張する。然るに、現行條例では、銀行は本條例の旨趣に基づき銀行定款を作ること求められ、その定款は國王の允許を必要とすると定められてある。

かやうに、信用委員會は、現在の政府財務當局や國王の大權に屬する事項を、自分の權限事項とするのが、經濟變更のために、必要であるとされてゐる。

既に述べた「計畫」の根本方針に従へば、立法府が經濟參議會コンセイユ・エコノミクを構成し、此の組織の下級組織として、財務、工業、交通の各委員會が創設され、諮詢機關として活動する。そして此の參議會は、此の各委員會或は議會に附議される。すべての議案に對して、發案權を與へられ、同時に亦、各委員會及び此の委員會の指令を受ける各種機關の活動を監視するものとされるが、
(前掲決議V)金融界を實際に監理支配するものは、直接には、例の國立銀行院、一層實力を有す

るものとしては、信用委員會である。恰かも後に述べる基礎原料工業國營について、直接にはコンソルチウム・アンド・ストリエル工業組合、一層有力な支配者としては、國立銀行院、最高指揮機關としては、信用委員會が之に擬せられてゐると同様である。此の信用委員會が、經濟參議會に從屬するとされるが、權限たるや、廣大で、全金融界、延いては全經濟界の死命を制する地位にあると云はねばならない。蓋し「計畫」者の考へでは、信用委員會が生産委員會、交通委員會、外國貿易委員會と相並んで、最高の國民經濟更生局を構成し、國民經濟委員會の指導の下に、經濟活動方策を決定するのであるから。
(前掲法案第四條、)更に、此の委員會の委員は、官吏であつて、
(前掲書三八頁)更に、此の委員會の委員は、官吏であつて、
(同上法案第五條、)殆んど經濟上の内閣が人選し、勅令によつて此の任命を行ふものとせられてゐて、任期は三年、必要ある場合には、期間内でも、罷免し、新委員を任命し得るとされる。
(前掲書同頁)

獨裁權を賦與された信用委員會の委員構成方法が、大きな問題である。言葉を更めて云ふまでもなく、現在の資本主義國家について、よく世間で御説教で聞くやうな、理論一決して、階級國家ではなくて、ベルギーで云へば、國王はベルギー國を形成する人的要素、各階級の人民等

の上に立ち、社會での階級的摩擦の上に立つて、此の運動を調和するもので、國王に集中的代表者を見出す國家は、従つて階級獨裁の國家ではないと云ふ理論——が既に事實に反した神話であることは多くの研究家達によつて明かにせられてゐる。フランス大革命以前の太陽王ルキ十四世の治世でも、此の専制君主が、封建的地主階級と新興市民階級との上に立つて、一視同仁、兩者の社會的活動を庇護したかに見えるが、實は、此の君主自身が大地主であつて、その公平振りは結局、自分と同じ資源で生活するもののためであつた。市民階級を庇護したのも、自分達が利用してゐる國家権力行使を容易ならしめる方策であつたに過ぎない。であるから、大革命が、市民階級の支配する生産の壓倒的優越化に隨つて勃發した。封建的地主階級の勢力は驅逐され、それ等の人々の生活意識は、反國民的意識として排撃された。今も昔も變りはしない。國家は社會から離れた一つの權力組織として生長し、その組織が社會の生産支配者のために用ひられる。經濟支配力は政治的支配力を併呑し、後者あるによつて、前者は完全に行使される。資本集中の結果、金融寡頭支配が結成され、國家権力は、是等の獨占資本貴族の手に掌

握されて、あらゆる政治機關が彼等の利益のために活動する。此の状態は、自由放任の原則が行はれてゐる間は、換言すれば、資本主義經濟の發展過程に於ては、經濟事象に對する國家の干渉が却つて卻けられて、國家権力の干渉排除それ自身が明かに資本所有者の利益のためであるに拘らず、外見上は、國家は超絶的存在のやうに見える。そのため、現在のやうに資本主義の發展が窮局の程度に達し、その崩壊を阻止するために露骨に、國家権力が資本家のために行使される時代に比べて、國家の正體が、誰れにでも一目して判る程度に曝露されてゐない。それを理解するには、比較的高い程度の洞察力を必要としたのである。が現在では、ベルギーでも何處でも、獨占資本貴族の國家権力壟斷の事實は、誰れの目にも——奴隸生活を好んで求める勝手言や、無意識的に奴隸生活を擴大することに氣が附かない道學者等々、又は事實に反しても現在社會の現實の支配者に阿附しておこぼれ米を頂く曲學阿世の大學教授、理論家等々。精神や魂と云つたものだけあれば人間は生きてゐられるもので、肉體的必要は二次的だと主張し、國家は精神である等と人民を皆仙臺萩の竹千代にしようとして努力し、それで自分は、空氣を

喰つて生きてゐるかと思つて、大口開けて貧乏人には考へもつかぬ大飯を缺かさず喰らつてゐると云ふ曲藝師的精神家。卑怯な臆病な見榮坊がサラリーマンになるのであつて、學校教育は獨立的精神を養はぬと仰せられ乍ら、自分は盲信心の貧乏人達から神佛の威光で養錢を捲き上げ、國家的發展のためと云ふ美名で資本家的活動をしてゐるお偉い宗教的資本家。等は、すべて論外である。かう云ふ支配者側の人々は、いはゞ、外國人で被支配者側の生活も意識もわからない境遇の人々であるから、さう云ふ人種は別論として、誰れの目にも實は「計畫」者自身の眼にも、今云つた事實は明白である。明白であればこそ、資本家のために、労働者が突きつめた考へを抱かぬやうに努力して、働く人々に對して今の身分以上の大望——人間としての當然の希望すら主張してはならぬ、そんな事をすれば首が危いぞと教へる主義を振りかざすベルギー労働黨が、私達の問題にしてゐる「計畫」を、決議しなければならなくなつたのである。「計畫」によつて獨占資本の國營を主張せざるを得なくなつたのである。さうしなければベルギーの労働大衆は、ほんとうの事實を知つて、自分達の手に、政治權力を頂戴しようと動

き出す氣勢が盛んになつて來たからであつた。そこで、様々な提案となつたのであるが、一番肝腎の信用委員會の構成が、他の處でも馬脚を表はしてゐるやうに、獨占資本攻撃の懸聲に拘らず、實は此の資本の強化のために役立つてゐると云ふことである。と云つても「計畫」者が明かにさうと宣言してゐるのではない。「計畫」者が考へてゐる委員會構成方法を押しつめて見ると、論理上、さう結論せざるを得ないと思はれるだけである。

銀行の國營が、實は買収であつて、それも現在、ベルギー經濟を支配してゐるもの、従つてベルギーの政治を實際に左右する權力を有してゐる獨占金融資本の經營する銀行を買収するのである。買収は必然的に現在の寡頭金融貴族に巨大な利益を齎すものでなければ實現しない。「計畫」は其の意味で、實現可能性の大きなものである。買収の時もさうであると共に、公然約束されてゐるやうに、買収の後「計畫」が實現される際にも、利潤は安定する。従つて資本家は、買収によつて一時的にか永続的にか大きな利益を得る、大きな經濟的勢力を一層増大させる。さうなると、彼等の政治的勢力は、一層確實にこそなれ、決して削減されはしない。そ

こへ從來の間接的な手續とは違つて、信用委員會が創設され、議會人以外に廣く人材を求め、直接に經濟界に絶大な統制權を揮ふこととなる。勢力を増大した寡頭金融資本支配の指揮者が、所謂、人材として委員會に參與するのは、當然である。又、參與させなければ、折角の「計畫」は、實現可能性を最初から、喪失して、單純な夢物語中の尤なるものとされてしまつてゐるであらう。かやうにして、先に云つた國家といふものの性質は一向に變へられず、現に攻撃されてゐる寡頭金融貴族の勢力は、現在より一層はつきり組織的に國家權力を自由にするやうになる。今までは、多少隱密に行はれた事實が、公然と、しかも攻撃の餘地を、國法上、發見できぬ形で、實現する。今までは、様々な社會批判や一部の批難によつて、迂回して政治權力を自由にしてゐたものが、大つびらに、權力の寶刀を上段に構へることになる。しかも、委員會の構成には「計畫」者の云つてゐるやうな勤勞大衆は無關係である。上から任命する場合には、下々の有象無象はまづ諦めねばならぬ。ベルギーのやうな封建的殘渣が、比較的完全に止揚されてゐる國でも、力の關係は同じである。況んや封建的な生活様式、生活意識の強く

残つてゐて、騎士道精神だのに頼つて支配階級が自分の支配を強めなければならない國々ではどんな結果になるかは言を俟つまい。委員會は財界の名士又は官許經濟學者乃至は技術家で構成されて、その人々は、自分等の眞實の主人たる金融貴族に奉仕する。「計畫」者達を、手品師だと云ふのは、かう云つた事柄を指してゐる。ちやんと中味を拘り替へてゐる。見物は狐につまゝれた顔を陳べる。これが、たゞ慰みの奇術的一幕ならば、瞞されるのが一興だから、それで済む。ところが、この場合は、現在の行きつまつた社會を作り出してゐる恐慌から、脱け出す途は、どこにあるかの問題である。生きるか死ぬか、喰ふか喰はれるかの境目である。だから、色々な豫言を読み聞く場合にも、全く、眞劍勝負でなければならぬ譯である。恐慌から逃れる途は、此處だと、方々から懸聲が聞える。私のやうな文無し書生などは殊に、多くの人々と一緒に眼を皿にして見廻はしてゐる。ところが逃げ道と思つたのは、却つて、今より一層激しい三界の火宅への道だつたりする。油斷が出来ない。

要するに、一番、重要な金融資本の國營の意味は、平つたく理解して、以上述べた所となる

であらう。こゝで一寸御断りして置くが、私は、國營そのものが必ずしも、絶対に悪いと云ふのではない。國家が私企業を自己の職責とすること、それ自身は、決して常に、人民の利益に反し社會的に有害であると云つてゐるのではない。たゞ、國家の性質を見極めて國家事業だから直ちにすべての缺陷が無いものと考へ、國有になれば、人民全體の共有物だと考へると、時に、大きな幻滅の悲哀どころか死滅の悲運に遭ふであらう。國家の政治権力が、事實上、どんな人々の握中にあるかによつて、國營の善惡適否が決定されるであらうと云ふのである。國家の政治権力の運用に當つて、封建時代とは異なつた現時代の生活に最も重要とされる多數決の原理が、遺憾なく發揮せられ、この社會での最大多數者の日常的な、政治的な必要が、此の原理によつて完全に満足される場合、國家の經濟統制は、眞實に最大多數者の利益のために行はれると斷定、贊助することができよう。私は「計畫」の最も重要な提案についてかう考へてゐる。

が然し、餘りそれでは、彼等の考へを邪推し過ぎる。彼等の所謂委員會の委員は、彼等の「計

畫」が「あらゆる階級のため」であることを理解し、「善意を以て賛同して」公共的利益のため活動するであらう。さう云ふ公正な國士は必ず存在するものであると云ふ人もあらう。一步彼等の「計畫」實現が、國士を擧用し私利を謀らず、公益をのみ念ずるとする。大變な奇術が、行はれることになる。今まで利潤追求の當然の結果として獨占を行つて私利を謀り、一般民衆の怨府となつてゐた者が、國營と同時に、直ちに私利を謀らぬ國士となる。高利貸の因業爺が國家から金を貰つて、國家の委員になつたら、正直爺になる。洵に昭代稀に見る椿事である。貧乏ゆえの根性曲りが、裕福にして貰つて眞人間になるのは、云ふまでもなく當然で、すべての人々が是非さうなるやうになるのであるし、同時に、さうしなければならぬ。然し今云つた因業爺は、永久に高利貸を益々盛んにすると考へざるを得ない。

處で「計畫」の意圖から云へば、正直爺になるとしなければ、乃至は正直爺になるのだらうと考へぬと筋が通らぬ。であるから、此の鍊金術を信用することに、一應假りに極めて、さて今まで云つたやうな、彼等の言葉を借りて表現すれば、主動機關の槓杆、即ち公權力の新組織

體系と金融資本の國營及び統制との二つの基礎的條件を自分の手の中に收め、進んで、どう云ふ「計畫」を實行しようとするか。次に之を順次に検査して行かう。

第三章 實行プログラム概説

一 問題の性質

前章までは「計畫」者達の所謂、主動機關の槓杆を支配する直接的な手段としての立法的處方箋を一渡り眺め渡した譯である。この章以下では、彼等の云ふ方法で、その槓杆を「計畫」者が「勤勞大衆のために」—實は既に云つたやうに「少數の收取者のため」であるが—自由に行使できる状態に置かれるものとした上で、その槓杆を、どう云ふ風に利用するのがいゝかを調べて見ようと云ふのである。

彼等の云ふ所に従ふと、今までは、新機構についての議論で、これからは、その機構の作動によつて生じる効果を細論する。機構の作動についての考へが正確に掴めれば、機構の價値も明白になると云ふ立前である。勿論、さうは云つても、財政問題の解決や公法的組織の新設又

は現存組織の改組や、中央行政機關と地方行政機關との關係の調整などのためには、立法的處置や行政的處理を必要とする譯だし、又、それ等に當然據らねばならない。しかし、是等の方法は、今までに取扱つた諸方法手段にとつての先決問題ではない。それ等の處置は、それを細く決定するに必要な原因、方法を考慮すると、たゞ、失業絶滅闘争の活動を展開するに従つて始めて、準備することができる。更に、その處置を決定的に確定するには、國家權力を掌握し、現在よりも一層豊富な調査資料、殊に、豫算、國庫の狀況についての正確な資料を自由にし得て始めて出来ることである。さう云ふ譯であるから、現在言ひ得る範圍内で、主要な工作の概説をするに止める。と彼等は云ふ。我らの見解を、詳しく且つ正確に知りたいなら、自分たちに、内閣を組織させると云ふのが本音である。

ところで、彼等の政黨、白耳義労働黨一九三三年クリスマスの決議には問題の中心的目的として宣言してゐる。即ち「生産能力の充實に應じて、財の生産、流通を一般購買力増大の方向に嚮導して、失業を消滅せしめる」ことこれである。(前掲書八六頁)

この目的のための活動方針の大綱を決定するに當つて、彼等は次の三問題から出發すべきであるとする。

(一) 一番手つ取り早く、しかも、一番安全な方法で、失業を消滅・吸収させてしまふに充分な工作方法を實行するには、どの位の資本が入用か。

これには一九三四年現在で約五十億フラン(十億圓内外)の金が必要であると彼等は答へる。

(二) 「計畫」實行の任に當る内閣は、此の資本金を動員できるだらうか。

彼等は、それが出来るかと斷言する。但し、前に述べた金融資本支配が完全に實現できた時の話である。

(三) 既に他に先決條件として此の資金を動かす段取りになる前に、決めて置かねばならぬものも無く、今まで聞いた準備工作だけで「計畫」の實行が、充分出来るのだらうか。

勿論、他の何等の先決條件はないと彼等は答へる。(前掲書八六―八七頁)

つまり、第一章、第二章で彼等の講義した工作で充分であると云ふ。勿論さうでなければ、

市民階級の疑心暗鬼を増すばかりである。不必要な附加条件を、金融業者、商工業者に聞かせては「計畫」は愈々畫餅となる。この彼等の自問自答を見ても、その期待する眞實の役割が判る。彼等の組織し得たと考へてゐる勤勞大衆ならば、こんな質問をする以前に、いくらでも「先決」条件について疑問を抱く筈であるから。

さて是等三問題に答へるために、彼等は、黨調査委員會の報告を提示する。「計畫」實現についての概括的な經費豫算表を、私たちに見せて呉れる。

この報告書は、特に、労働者家計、社会衛生、教育、住宅建築及び都市計畫、電気工業及び交通、炭坑についての調査であつて、「計畫」が實現段階に入れば、需要の増大に照應して、消費水準の増大を伴はねばならぬ筈であるとされる。しかし乍ら、大體について云ふと「計畫」の實現工作は、年數をかけてしなければならぬものである。巧く成功するかどうかは、着手の如何によるもので、その着手の目標は、「失業の漸減工作の即時實行、經濟活動を妨害する流通障害、即ち信用收縮、資金退藏を除去」(前掲書八八頁)するにありと云ふ。しかも、その着

手を試みるにしても、再々云ふやうに「計畫」内閣が合法的に組織されなければ、責任をもつて確言できぬ立場に彼等は居る、と云ふのであるから、大體の見積りに過ぎぬ。その上、報告書では、組織上の改革案が提示されるが「計畫」内閣出現の際、必ずしも直ちに實行する必要はないのであるが、しかし、上述の工作實施の条件になる。それは、例へば社会衛生委員會が提唱する保健局創設等は、電気工業委員會提唱の當該工業の再組織のうちに考慮さるべきであるとするが如きもの(前掲書八八頁—八九頁)と云ふ。勿論、物には順序があり、本末は顛倒すべからざるものには違ひないが、さりとて、勤勞大衆の日常生活を豊富にし、眞に充實させ、確保し、更に必要な事は、現状から常に脱出、向上させるための施設は、經濟機構の鍵輪部分の改革と同時に着手せらるべきであつて、一日もその条件不備を盾にして延期させてはならないものである。「計畫」者の言辭は、ともすれば、最も緊要な今云つた事柄についての改革を、遷延する豫定計畫を見せつけられると考へられ易い。その上、内閣が出来ても直ちに實行する必要がない改革案で、しかも、計畫實現の条件であると云ふ説明も亦不可解である。實現の条件と云ふ以

上、どの改革案も、既にかれ等が云ふやうに、最も簡捷に、且つ、最も安全に計畫作製の中心的目標たる失業消滅を實現するといふ此の計畫と同じに、大衆生活の確保、向上を最も簡捷に且つ最も少ない危険率で實現するためのものであり、その案が實現されねば全「計畫」の實現は出來ないといふ重要な性質を有するとせねばならぬ。直ちに實現する必要なしとする言葉は、その他に、彼等の奉仕する眞の主人公へ大きな安全感を與へる周匝な用意の表示であるとも云へる。それは實行の制限乃至拒否を暗示するからである。

進んで彼等は「計畫」の豫算表を示す。これは、いはゞ、投資物の評價表である。

二 各委員會の報告

以下、それらの委員會の研究調査報告を展開するに先立つて「計畫」者は注意してゐる。第一に、調査が資料の關係上、非常に困難で、關係諸省の官吏が、政黨關係、政黨的偏見のため、或は數年この方の政治的墮性のために、或は、「國家的必要を認識せぬため」に、資料

を出し過ぎたので、殊に、困難の度が増したが、實現可能なプログラムは、とにかく、作製された。この點、私たちは彼らの調査について、充分にその困難を認めなければなるまいと思ふ。廣汎な調査資料の獲得は、どう云ふ所でも、権力を伴ふときには、比較的容易に實現し得るからである。次に、彼等は、報告の編輯方針について、その方法は事の緩急輕重の度に應じて順序をつけるのが當然であると思惟するが、委員會が特に留意したのは、その工作表を作るのに當つて、或は中央機關、或は地方、町村機關でそれら研究された所に據つたことである。謂ふ意味は、實際的な諸條件を極度に尊重したと云ふのである。

そこで實現可能性の大きな工作種類は、國、市町村道路、灌漑、下水路、小・中等諸學校改善、治水工事の大部分のもの、ミューズ河、アルペール運河の護岸施設の改良工事、乾拓工事等に屬するものとする。その他、スラム街絶滅工事、即ち、不良住宅破壊・模範住宅建設工事等も實行されるべきであらう。全體で工事費は十二億五千萬フランを要し、此の金額を費へば、八億二千五百萬フランを各種勞賃に當て、約七萬の勞働者がそれによつて生活することが出來

る。従つて此の巨額の資金の流通によつて、私經營産業は、労働者層の需要の増大、購買力の劇増に伴ひ、頗る景氣がよくなる。これだけでなく、他の土木工事、例へばシャルロワ・ブリュッセル間の水路擴張工事、鐵道擴張新設、アルベルチヌ圖書館建設、等々仕事はいくらでもあり、失業者は、日を追ふて仕事に吸収される。そこで彼等は云ふ「このためにまづ必要なのは、公権力行使者を督勵してそれを實現させ、豫算を膨脹させぬやう、低利資金を活用させることである」(前掲書九三頁) かう云ふ御筆先を見ると、私達はナチスの大土木工事の起業、労働奉仕の名目にかくれた強制労働のプログラムを想起する。八億フランとか、七萬の労働者とか云ふとしても、更に精密な計算を示さないと、どうも、空題目めいた感じだけを受取る。そこで各報告の概要を通覽したくなる。都市計畫と地代騰貴——大體「計畫」で考へてゐる土木工事の主なもの、都市計畫の事項に屬する。國家權力によつて都計が斷行されると、都市及び周邊地又は近接地の地代の騰貴を見る。その増收の一部分を國家が更に次の都市計畫實行の資源とする計畫である。(前掲書九四頁) 地主連は悉くこの計畫を支持するであらう。市町村

道路——ベルギーの市町村有道路は、今日、全く極悪の状態にある。それは自動車交通の發達と國道を絶えず修理するので迂回して通行するために交通量が劇増してゐるからであると云ふ。それについては現在、四大都市を除いた残りの二百餘りの市町村當局は、道路改善要求を爲して、總額約二億七千五百萬フランの費用を必要としてゐる事實を見ても、道路の状態が判かる。全國道路のうち、八千八百キロが國道、三萬四千キロが市町村道に屬してゐる。この道路改善のために「計畫」では、全ベルギー自治體に二億五千萬フランの資金を毎年融資する。それと同時に、若干の自治體所有道路を、國道に移管し、全路線を交通量によつて分類、それぞれの適當な管理方針を確立する。

交通量大なる路線——國家の補助金で近年改善された重要路線について、委員會は、それ等に對する補助金の賦與よりも、それ等路線の國道化を提唱してゐる。現在、國道八千八百キロのうち、六千五百キロが良好状態にありとされてゐる。尤も、最高道路委員會は、方針として路線の新設よりも保線を第一とする旨を明かにしてゐる。一九二八年、下院で、道路基金とし

て、六億フランの起債を承認した。これが繼續して有効に使用されてゐれば、保線は問題でないことになつてゐるのであるが、事實は、該基金は逐年、減額された。しかも、自動車道路問題、ベルギーでは殊に重要である。人口密度で歐洲第一の此の國では自動車數と國土面積との比率でも、歐洲第一である。一九二八年一月現在、一キロ平方に對する自動車數はベルギーでは四・三臺、和蘭では三・五臺、フランスでは二・二臺、ドイツでは一・五臺の割であつて、狭小な國土のベルギーでは、切實な問題であると主張する。故に鐵道路線中、二次的な又は重要性のない路線を、自動車路線に改修することを考慮しなければならぬと云ふのである。(前掲書一八一—二〇頁)

茲で一轉して「計畫」者は云ふ。道路問題で自動車路線も重要であるが、自轉車及び歩行者のための路線を閉却してはならない。それこそ、自動車路線と同様に、重要視すべきであると彼等は云ふ。日本で云へば、村道の修理、新設が決して閉却されてはならないと云ふのと、同一筆法である。この事に関する限り「計畫」者の言は、當然であると云はねばならぬ。たゞ問

題は、眞に、農村の負擔、つまり貧、中農に轉嫁されないうで、その提唱する道路の改修、新設が行はれるかどうかの點であることも、亦、當然であらう。因に、ベルギーで、この點、重要性を有つのは、フランドル地方である。是等の自動車、自轉車、徒歩者道路のために、委員會は、五ヶ年に十億フラン、つまり、一年に、二億フランを計上する。

廉價住宅——不良住宅を破壊し、労働者に對して模範住宅を建設することは「計畫」者にとつても、急務とされてゐるが、そのためには、五ヶ年計畫で三十億フランの支出を計算する。一番、焦眉の急を要する不良住宅を建て替へるだけでも、十五億フランは必要とされる。ベルギーには、一九三四年當時、全部で六、七萬の不良住宅がある。住宅と云ふより、寧ろ、居室、と云つたものの方が多い。都會で見られる裏町長屋で、歐洲諸都市、ベルリン、パリなどでも、この不良居室、全く通風、射光状態も悪く、八疊の間位の一室に、數人の家族が雜居し、炊事も用便もすべて一室の片隅で済ますと云ふアパルトマンは、一寸裏通りか、露路の奥にさらにある。パリでも、未だに、大百貨店で石油ランプが、臺所用品部に幅を利かしてゐる

第1年	10,000戸	250,000,000フラン
第2年	10,000 "	250,000,000 "
第3年	14,000 "	350,000,000 "
第4年	15,000 "	375,000,000 "
第5年	20,000 "	500,000,000 "
	69,000戸	1,725,000,000フラン

などは、どんなに陋屋トイグイと稱せられる・想像以上の不潔な、不衛生な居室を含むアパートが多いかと云ふ證據になる。フランスでは殊に住居の條件が、労働者にとつて、著しく悪い。ベルギーでも同様である。であるから「計畫」者が、勤勞大衆の支持を受け、るためには是非有ち出さねばならぬ問題である。陋屋改善問題は、農民にとつても同一程度に要求されてゐるが、殊に労働者にとつて、他の日常生活要求、衣食についてのそれと並んで主要な切實性をもつと考へねばならぬ。「計畫」によると、彼らの「五ヶ年計畫」は上の表Iのやうになる。

「第二年以降になると、經驗によつて、陋屋建替豫定を遂行するに ついて、困難が生じるかどうかによつて上述の建築最低額の一部分を廉價住宅の建設に廻はすことがいゝか悪いかと決定できよう。若し、陋屋建替工事だけに専念するとしたら、廉價住宅新築のプログラムは一部延期の已むなきに至らう。しかし廉價住ソシヤリスティック宅

第1年	{都計國民委員會と共同して	
第2年	5,000戸	150,000,000フラン
第3年	10,000 "	300,000,000 "
第4年	12,000 "	360,000,000 "
第5年	12,000 "	360,000,000 "
	39,000戸	1,170,000,000フラン

人々を住まはせると云ふ約束もしない。さりとして、不必要な大きな空間を所有してゐる人々の住宅の一部を收用して、それに當てるなどは毛頭考へはしない様子である。陋屋居住者、い

宅オナーブル・レジデンス・オン・ザ・ホーム・イン・シエ建築會社は自力で、その仕事に必要な資金を獲得するやうに、考慮されることとならう。建築及び都市計畫委員會は、此の目的で、さし當り、一つの五年計畫を考案する

(第I表)此の豫定を實現するか、どうかは、明かに金融市場の状況に據る。國家は擔保物を保證し、都市計畫委員會は、都市計畫に要する必要金額が、産業資本家に對するより、稍々低い利率で借受けられるものと決定するであらう。(前掲書九八―九九頁)

(I 表) 「計畫」者は、かう約束するのであるが、陋屋を建替へる期間、建替へらるべき陋屋に住んでゐる人々。言ひ換へれば物置同様の部屋に住まなければ、野宿するより外に法がない人々を、一體どうする

は、裏長屋の店子諸氏は、已むことを得ぬ野宿か、更に劇しい程度の陋巷に下落し、長屋地帯は、その改築によつて騰貴した地代を收取する地主、改築によつて利益を收取する家屋所有者達によつて、新しい營業地域となるのが、まづ落ちであらう。さもなくば「計畫」者は、陋屋建替へに先立つて、廉價住宅を、建替へる陋屋と同數戸數だけでも、まづ建設する「計畫」位は考へなければならぬ義理合である。然るに、第Ⅰ表では、先立つて建設する所か、第一年は考慮期間とある。「五ヶ年計畫」と云ふが、本物とまがひ物とは大變に違ふ。

上下水道—水道を利用してゐる人々は、全ベルギー人口の半數を占めてゐる。しかし、下水道の状態は、之に比べて決していゝとは云へない。委員會は、現在、ベルギー町村自治體で要求してゐる實情に基づいて、暫定的な「計畫」を示してゐる。それに據ると、全ベルギーで二百ヶ町村に、上水道を新設すること、二十萬人以上の人口が利害關係をもつヴォリュエ河の淨化工作をすること、この二つの目的のため、前者に一億二千五百萬フラン、後者に一億五千萬フラン、合計二億七千五百萬フラン計上する。(前掲書一〇〇頁)工事擴張又は新設は、勿論必

要であるが、その新設工事のために、労働者住宅所有者が、家賃の値上げを「計畫」する危険性が充分あると云へよう。水道料金を家賃の内に算入し、最大消費量料金相等額を借家人に負擔させてゐる場合、水道料金の附加よりも家賃の値上げが、一層、借家人にとつて重大な負擔になつて現はれる可能性があるために、問題となる。是等については、既述の住宅問題と共に、更に、後に彼等「計畫」者の詳述する所を見よう。

教育施設—小學校の施設、殊に校舎の新築、改修について、地方町村當局の要求を満了せしめ、無關心な當局に對しては、この點についての深甚な注意を喚起することを要するとする。此の事業に要する費用は一ヶ年七千五百萬フラン、五ヶ年計畫總計三億七千五百萬フランと、「計畫」者達は計算する。加之、恐慌の影響で國庫補助金が經費の三分の一だけ與へられてゐるに拘らず、町村によつては尙且つ經營難を示してゐる。この點に對しては補助金制よりも、流通資本として一ヶ年當り千萬フラン、五ヶ年總計五千萬フランを教育基金として設定する必要があると云ふ。(前掲書一〇一—一〇二頁)

中等教育施設についても、一九二五年以來、改善の手が差伸べられてゐない。やはり、恐慌の波のために、施設状況は悪化してゐる。此の部門では、國家干渉が著しい程度に達してゐて國權に據らざる何事もなし得ない状態である。委員會は、此の國家干渉を擱導する目的で、全部を國立化することを主張する。國家が自治體に代つて、現在の任務をすべて遂行する。尤も自治體が要求する場合は、特に中央の指令に従つて任務を遂行するといふ條件で、委任してゐる。此の立場に立つて教育施設の改善には、總計七千五百萬フランを五ヶ年に亙つて計上すべきであると主張する(前掲書一〇三頁)これに對する詳しい批判は、教育施設と教育そのものに對する「計畫」者の考へを知つての上でなければ、輕々しく出来ない事である。小學程度の學校と、中等程度のそれとの取扱方が違つてゐて、私達日本人だと、却つて逆に前者の完全な國家直轄化を主張しさに思はれるが、ラテン系諸國家に現に存在するローマ・カトリック教會經營の宗教的小學校の社會的勢力を考へ合せると、彼等の主張は一應首肯できる。政治的にも大きな勢力を現有するカトリック黨、即ちブルジョワ・保守黨の影響力は、彼等「計畫」者として

て無視し得ない現實である。

オントル・サニエール
保健院

既に、現在兩院議員による社會衛生委員が作つた保健計畫は、兩院を通過してゐる。その計畫は、保健院とも云ふべき病院・サナトリウム・乳兒院等々を兼ねる療養・健康増進の施設の新設・改善と、病院・サナトリウム・養老院・養育院・腦病院・産院・療養所等々に使用する寢臺、全部引つくるめて四萬個の寢臺の改良、又は新調と、更に四萬の補充寢臺の新調に加へて、是等の施設に必要な本來的、附隨的諸設備の充實、改良に関するものである。此の計畫を實現するには、

豫定されてゐる百六十保健院の費用……………二億四千萬フラン

給食設備を必要とする千五百の施設の費用……………一億五千萬フラン

現存四萬個の寢臺改良費……………六億フラン

四萬個の寢臺新調費……………二十億フラン

是等全部の費用は、現存の社會衛生設備の改善をも包含して二十九億九千萬フランの額に達

すると、彼等は計算する。これは即時實施すべきであつて、これに附隨して、醫師はじめ社會衛生事業の技術者養成についても、考慮すべきであるとしてゐる。(前掲書一〇六一—一〇七頁)

此の部分は、他の衣、食、住に關する「計畫」と同様、非常に注意すべき所である。どんな社會改造案も、現在、無産者及び準無産者が、程度こそ變はれ、一樣に苦しんでゐる保健についての徹底的な用意がなければ、晝餅以下であることを知らねばならぬからである。日常生活で、誰れもお抱へ醫者なり、特に醫療に便宜のあるものを除いて、疾病、疾病に準すべき妊娠や分娩と其の前後の手續についての心配なり必要なりは、決して輕視してはいけない。それ等については、平等に各人が、社會によつて安全性を確保される制度の實現に進ませる責務があると云つて差支へなからうとさへ思はれる。その方向に「計畫」が進まうとしてゐるかどうかは、更に、一層綿密に、私たちは、彼らの考へを檢査しなければならぬ。

治水工作——ベルギーでは、數年來、治水工作が問題となり「計畫」者等の委員會でも、之を檢討し來つた。特に、ヴェードル、リエージュ、リエージュ・アンヴェル間運河等の治水工

作、キヤムピーヌの灌漑、高・中部ベルギーの洪水防禦工作を取り上げてゐる。是等の諸工作に要する費用として、十二億四千二百五十萬フランを計上し、此の工作費は、水力電氣發電のために利用される堰堤工作をも包含する。これによつて、九億五百萬キロの電力を得るものとしてゐる。(前掲書一〇八頁)

此の工作はその他に、諸運河の改築、新設をも包含し、運河網の完成は、産業中心地帯に異常の便宜、従つて、經營上の利益の増大を約束するものとされてゐる。(前掲書一〇九—一一頁)

鐵道電化——ベルギー鐵道幹線の電化は全般的に行はるべき事業であるとする主張であつて、既に上院議員ヴォケが「全ベルギー電鐵會社」の設立を提議してゐる事實を挙げ、八億フランの資金によつて、電化促進をなすべしと云ふのである。此の目的を達するために、現在既に、ベルギー鐵道會社は電化準備工作を進めてゐる。他の動力原料によるより一層經濟的な電力の使用は、石炭、石油に關する諸問題の解決を有利に導き、大戦前の状態のやうに、電氣機關車その他諸附隨機械工業の隆盛を促進し、更に、鋼生産額増大のため植民地コンゴ開發を旺ん

にする。故に、是非實現すべきであると主張する（前掲書一一二—一二四頁）重工業者を初め資本家は、此の案なら、條件次第によつて、支持し、大衆の名に於て、こゝにも大きな收奪の機会を發見するであらう。電化は促進すべきであるが「計畫」の標榜するやうに、眞に、大衆の利益になるやうな仕組でなければ、却つて悪い結果になるであらう。

電氣工業——ベルギーでは、まだ／＼電力開發の餘地がある。只電力料の昂騰が、障害であるが、之は生産工業の「國營」で解決できることである。電力が廉くなれば、必然的に、電機類の普及と、小經營の工・農業企業での電力使用が一般化する。現在の發電施設を（イ）電氣工業中心地を根據として配電網を合理化すること（ロ）高・中壓送電路線の充實（ハ）低壓送電路線の徹底的強化によつて、充實改善すべきであると云ふ。更に、委員會は、家事用電力の普及を計畫して、これを労働者の家計の研究と關聯せしめて考究する。（前掲書一一五頁）

この問題について、後に、私たちは、基礎的産業の國營に關聯する彼等の詳論に基き、その本質を考へることとする。

航空に關する覺書——「計畫」實行委員會は、貿易委員會と協力して、ベルギー航空機工業の状況を調査して、次のやうな結果を得た。

一九三四年度空軍費中、百四機の飛行機、七十六のモーターのため五千四百五十萬フランを支出してゐる。然るに、飛行機の壽命は短く、三年位であるから、三百機を保有するために毎年百機を購入しなければならぬ。その費用は毎年六千萬フラン入用である。是等の航空機及び附屬品が、ベルギーで製造されるとすると、單に二千萬フランで、外國へ特許實施料金及び原料費として、支拂ふだけでいゝことになる。國內に支拂はれる四千萬フランは、内二千萬フランを千二百の職工、千の熟練工の給料、五百萬フランは技術者、千五百萬フランは諸經費及び利益といふ按配になる。更に民間機については、サブナだけを見ても、毎年九百萬フランの需要を示してゐる。この需要品目の中でベルギー國內で製造できる部分についての勞賃と、その利益とを合せると、年額六百萬フランは優に國內市場に落される。

軍、民雙方合計で毎年四千六百萬フランの航空機具製造費を、ベルギー國內に残し、そのう

ら、労賃として、二千九百萬フランが支出されると、年々最小限度千五百の労働者がそれで暮らすことができる計算であると稱してゐる。(前掲書一二二頁)

この最後の豫定計数は、何等かの誤算であらうと思はれる。豫定額で計算すると、一人當り労賃は、週當り約二千三百フランとなる。平均數の豫定額であるとしても、歐洲諸國中で低賃金の代表國であるベルギーでは、正に、青天から御札が降る以上の恩恵であると云はねばならぬ。週二千フラン以上の給料ならば、堂々たる課長、局長級の生活が出来る。一九三〇年、恐慌が漸く深刻化して來た當時、パリで建築業の未熟練労働者の賃金が、週にして、ほとと三、四百フランであつた事實から推して、ブリュクセルでは、二百五十乃至三百フランであると云ふことができる。その譯は、國際労働時報(國際労働局刊行、一九二九年四月號五九八頁)によつて生計費を基礎として計算した歐洲各都市での賃金水準指數を見ても、ベルギーの労働者が、その労賃で買へる生活資料は、パリの労働者よりも一五—二五%がた少いからである。しかも、此の航空事業に限らず、労働者の賃銀引上げについて「計畫」者達は、何も云はぬ譯にも行かないので、申譯に上述のやう

な計算を示した。しかし之ではまだ雲を掴むやうな話で誰しも納得できない。

「計畫」實行プログラムの説明に、何等か暗示的な、しかし、組織的な賃銀對策が展開されねばならないのに、一言も正確な立言主張を見ない。彼等が「計畫」實現プログラムについての上述の諸項目説明の終りに「結論」として附加する處を見ても、異常な熱心さで、五十億フランの紙上支出の利用について論じてゐるだけである。(前掲書一二三頁) その「結論」によると相變らず、失業者の絶滅をこれによつて實現できると主張する。完全、部分兩失業が、一九三四年六月末に、三二八、五五八人の數を示し、就業者の賃金も、恐慌以來一五—三三%の切下げを強行されてゐる事情にあつて、尙且つ、労働者の生命線たる労賃に、確かな「委員會報告」を見せないのは、益々、此の「計畫」がベルギー・プロレタリアートの現在の狀況を改善する計畫ではないことを愈々はつきり示してゐる譯である。「計畫」者は後に見る重要産業の國有化等の案と相俟つて、ブルジョワジーの完全な、一層直接的な支配を確立するに狂奔すると云はれても、致し方がないであらう。

さて、今までは「計畫」の實踐綱領の概要に過ぎない。これから、彼等の考へを更に詳しく知るために、一層注意して、實踐綱領の細目に互つての考察を聞くこととしよう。

第四章 經濟更生の經理問題

一 理論と目標

「計畫」者達の立場は、まづ第一に、現在人々が悩む恐慌は「デフレーション恐慌」であつて、その恐慌の特徴である「流通の障害」を退治すれば、失業は絶滅することが出来ることと云ふ觀點である。(前掲書二四頁)此の觀點に立つて、デフレーションによつて生ずる現象を列挙して、(イ)物價の一般水準が極度に低下すること、(ロ)退藏傾向増大によつて通貨流通の速度を減退させること、(ニ)一國經濟領域内でデフレーションを終焉させ、通貨の安全、世界市場で購買力を回復して經濟状態を完全化した國に對して、資本が流入する傾向を生ずることを指摘してゐる。此の原因、結果に基づいて「計畫」者は、その「計畫」の豫算編成が一般經濟の問題解決に依據すると云ひ、國家の第一の義務は、デフレーション恐慌克服のために、自分の自由に

使へるあらゆる手段を駆使して行くことであると説明する。(前掲書一二五頁)更に、此の立場から、一九三四年當時のベルギー政府の恐慌對策を論難し、その無理論性を批難する。

彼等の説明によると、廉い勞賃に基づく生活費の低廉がベルギーにとつて必要だと云ふ傳統的信念に基づく政策が悪い。十九世紀乃至大戰前までは、此の政策が、ベルギー經濟指導者にとつてアルファでありオメガであつた。處が、大戰後、世界經濟狀態の變化に伴つて、低廉賃金に基づく低廉生活費水準の保持が、決して、經濟指導原理たるを得ないやうになつた。蓋し世界經濟の周期的運動は、デフレーション恐慌を誘發し、有效に、國內市場での購買力に作用する重壓を阻止しなければ、その恐慌から遁れ出ることには出来ないからである。歴代の當局者殊に一九三四年以來の大臣連の採用する所謂デフレ政策は、それ自身逢著せざるを得ない解決すべからざる矛盾を避け得ない。退藏防止を唱へ、購買力を増加すべきことを主張してゐるかと思ふと、一方では、物價を低落させ、購買力を收縮させるデフレを、徹底的に押し進めようと論じる。ベルギー首相自身も、對外貿易伸張の必要上、物價低落の必要を主張し、一九三五

年一月三十一日、下院で、平價切下げに反對して同様な主張を展開した。此の傳統的方针は、「計畫」者に云はせると、全經濟の見地からの意見でなく「最小抵抗線に沿ふて」活動しようとする立場に立つ見解である。それは、勞賃を叩き落す方策の一般的性質を隠蔽し、獨占支配者の特權的地位を維持しようとする奸策に過ぎない。低物價は決して、それによつて實は生ずる經濟的苦況を終熄させるものではないと、教へる。

「計畫」は、是等の政策に對して、より一層明確な理論に立つて經濟更生の方法を考察する。その理論を端的に表明すれば「反デフレ、反インフレ、流通第一」であるとして誇負する。即ち、現在退藏されてゐる資本の流通を回復することが、經濟回復を或る一國家で完成する第一條件であるといふ意味ださうである。(前掲書一二七—一二八頁)これに基づいて、國家權力の掌中に、金融機構の支配槓杆を收めるといふ根本的政策が「計畫」の根幹を爲すと云ふ譯になる。此の角度から見て「流通の出發」は、リフレーション、換言すれば、デフレーションで擾亂された貨幣の價值と商品又はサービスの價值との間の、正常な均衡關係の再建と云ふ事に他ならな

い。(前掲書一二九頁)デフレーション及びインフレーションに對して、之は今云ふやうに正常な比率と均衡への回復を意味するものであつて、デフレ運動に代つて、睡眠資本を活動せしめ、退藏資金を流通させる政策である。このためには、紙幣發行を必要としない。漸次に、退藏された資金を流通せしめるやうに努力することが必要であつて、その目的を達成する第一段階は「計畫」の經理實行に入る前に、債券所有者の資本の放資によつて、信用を伸展させることである。換言すれば、デフレーションを現出する「資本の罷業」を終息させることが第一の仕事であつて、それは通貨膨脹に依らず、債券の形式に構成された資本の發散に依るリフレーションを以てする。此の債券發行は「計畫」の國權による經營部門へ直接に資本を供給すること、及び信用が一般的に擴張され、金利が低落するのに刺戟されて活潑に活動すべき私的經營の部門に間接に資金を輸送するに役立たねばならない。間接に、と云ふのは、國營諸部門の活動によつて、上に云つた私的經營部門の建設的工事開始、勞賃・給與の昂騰に伴ふ消費力の増大によつて、事業の活況を實現する關係を指す。(前掲書一三〇—一三三頁)

これが、彼等の所謂「理論」の概要である。これを通流して、すぐ誰れにでも變に思はれるのは、彼等の恐慌觀と、對策についての「理論」的根據である。それ等の諸事象についての専門的見解は、その道の達人がたの高説に聽くのが早道だが、恐慌がデフレーションの恐慌だと云ふのは、舊套の見解で、ブルジョワ經濟學者でも、之は舊説であるとされてゐると聞いた。殊に、今、私達が蒙つてゐる恐慌の原因や特徴などは、全く、資本主義體制そのものに内在する矛盾の増大であること位は、先刻承知であつて、デフレーション恐慌と云ふ言葉も實は不明だが、資本の退藏、流通の障害は、他の根本的原因によつて生じた恐慌なるものの一つの徴候に過ぎないと見ない譯には行かない。何故に、資本が金庫の内で居眠りをするか、その理由を判明させて、その依つて来る所以を明かにしてこそ「理論」の展開になる。彼等の説はちやうど、喀血したのを見て、肺結核治療は止血さへすればいい。血を吐くのが肺病の起りだと云ふのと、どうも同じやうに思はれる。結核菌の活動だとか、肺の細胞組織の變化等々の根源的事實に眼を掩ふてゐる以上、何の事はない、インテキ療法で食ふ手合の云ふのと變らない。「計

「畫」者が、その恐慌理論で、こんな無責任な言説をするのを見ると、その無責任だとか、無智だとかを感じる前に、此の世界恐慌の理論的解明そのものが、直ちに彼等の實踐に結合してゐるがため、彼等が、その實踐の性質に制肘されて、故意に、白々しい欺瞞をしなければならぬ状態を察知できよう。資本主義が襲はれてゐる恐慌、その死物狂ひの努力に拘らず、次第に深化する恐慌を、物事を曲げないで素直に觀察して結論を得る作業の生産物たる理論構成作業の要求するが儘に、觀察し、解剖し、研究し、論理的に結果を得るとき、彼等は、資本主義體制そのものの頹廢を全般的に認めなければならぬし、従つて、その恐慌からの遁路の探究についても、恐慌から資本主義が遁れる路か、資本主義そのものから遁れる路か、何れかを選ばざるを得なくなる。彼等としては、後者は絶対に選ぶことが出来ない。その理由は、もう、彼等自身の説を今まで述べて來た所によつて、充分に理解されてゐる。當然、資本主義の遁路、恐慌切抜策を選ぶの外はない。しかも、そのために、神話や神の國の信仰を有ち出しても、ベルギーの労働者、農民、小市民は、決して、首肯したり、迷はされたりはされない生活を營んでゐる。さてこそ、神話や信仰に代はる「理論」が展開される譯である。一應の表面的な現象を掴んで來て、決して、内部的に掘下げない。掘下げては自己矛盾に陥る。彼等にとつて資本主義の解剖は一つのタブーであるときへ考へられると云へよう。

更に恐慌對策でも、全く、同様の判斷ができる。全然、言葉の遊戯だとしか云へまい。リフレーションの主張にしても、何を云ふのだから、一向筋道が通つてゐない。インフレーションではない、資本の流通促進である、いや、債券の發行であるとか云ふのは、インフレーションを回避しようとした一九三四年前後のベルギーのブルジョワに對して、インフレーションと云ふ表現だけを回避したと云へはしまいか。インフレーションを極力回避して、それによつて小市民層が生存の基礎を奪はれ、無産者の陣營に流入する危険を、自己の利益のために阻止しようとする人々のために、リフレーションの標語で、小市民層を引き留めようとする方策の表現であらう。假令、彼等の云ふ通りに、紙幣印刷で國庫を富ませる代りに、公債發行によつて、死蔵資金が注文通りに出て來ると一應考へても「資本」そのものが易々として出て來はしまし。

潤のない所へは、いくら「資本家」が誘導しても「資本」は出ないし、又、さう云ふ「資本家」は、既に、資本から見放されてしまつた没落者であらう。利潤を確保するにしても、果して、資本流通を促進し、しかも、一般民衆の肩にその危険を轉化しないで行へるかどうかが重大な問題であらうし、單に、起債のみで此の凍結資本を變化させられるかどうかと更に疑問である。嚴重に内國のみで募債しそれが外國債に轉化するについて勿論充分な用意をするとしても、果して、その轉化を防止し得るか、結局「計畫」者等が、起債によつて流通せしめようと考へてゐる五十億フランの内國資金が、豫期通り成功的に實現するかは、又、疑問である。茲に説かれるリフレーションは、公債の濫發、外國債への轉化等々によつて、通貨膨脹を結果することとなつて、インフレーションと同一結果に誘導されるのではなからうか。頗る懸念なことである。それだけでなく、此の巨大な起債に當つて、直接起債であらうと、間接起債であらうと、ベルギーの現在の支配者に、莫大な利益を約束するものでなければ、實行し得ない現實を考へ合せれば、愈々彼等の計畫の經理々論の社會性が明白になると云へよう。

「計畫」者はかう云ふ理論で、物價の價格水準の低落、二九年から四年の間に五二%も下落し、従つて、基礎薄弱な諸企業部門への恐慌の強襲に、同じく、四年間に、約三倍の數（一九二九年には一一一。一九三四年には三二三）に達した事業破産を防止しようとする云ふのである。が、彼等は、物價下落の原因を、ベルギーの經濟機構に見出さない。ベルギーが生きて行くに

一九三四年一月—六月に於けるベルギーの輸入額	
生 畜 類……………	二一(百萬法)
食 料 品……………	一、四五五
原料及半製品……………	三、四八九
完 製 品……………	二、〇一七
	〇・三
	二〇・八
	五〇・〇
	二八・九

は、世界市場へ販賣するため工業が専門化し、狭小な國土、稠密な人口をもつ此の國として工業生産品を輸出し、工業原料は外國から之を仰がねばならない。ベルギーの主要工業は製鐵業硝子工業であるが、それが成立を維持して行くには、大量の石炭、鑛石、石油、纖維原料殊に羊毛を是非とも輸入しなければならない。此の原料及び半製品の輸入額は、一九三三年に於て

總額の五割を示してゐる。これと並んで、ベルギーは穀物殊に小麦、玉蜀黍、酪農品、果實を輸入しなければ一日も食つて行けない。前頁の表を見ても、その間の消息がはつきりする。

かう云ふ事情にあつて、アウタルキー政策は問題になり得ないし、自國に缺くことのできな
い輸入に支拂ふのに、必要な資金を調達するためには、輸出を維持しなければならない。従つて、價格水準は、ベルギーでは、自分勝手に、國家の政策一つで、人爲的に釣上げることではできない。どうしても世界市場價格に一致しなければならない。それに、工業生産に比べて、國內市場の消化力が小さいから、ほんとうのダンピングは殆んど問題にならない。そこで、劇しい價格崩落が起つたのである。このベルギーの經濟機構そのものの性質に基づく結果を「計畫」者は單に、表見的な觀察によつて理論を構成するに止つてゐる事も亦、今までに云つた彼等の非理論性、しかもそれ自體が一つの實踐性をもつてゐる事を、如實に示してゐる。

要するに、是等の効果のない人爲的恐慌克服を行はふとする「計畫」者の駈引は、フーズァーの復興金融會社の失敗の後を追ふて進むの餘儀なき結果となるであらう。資本主義的體制が

社會主義の基礎に立つソヴェート同盟の繁榮・中ソの成立と強化・擴大、植民地での革命的反帝國主義運動の擴大と深化、資本主義諸國間の帝國主義戰爭勃發の條件の成熟等によつて、震撼され、その世界での生産諸力と生産關係との矛盾の尖鋭化、販賣市場の慢性的狹隘化、同じく慢性的な農業恐慌の結果、工業商品に對する農業人口の購買力の減少傾向の劇化、資本の慢性的過剩、慢性的大衆失業の永續等を特徴とする今次の恐慌は「計畫」者達の淺薄な論理と實踐によつては、到底、充分に解明されず、克服されるものではないと、益々、深く感ぜられる。それについての論議は、一應、打切つて「計畫」者の教へて呉れる「計畫」經理の理論に基づく「目標」を檢べて見よう。

彼等は云ふ。豫定された五十億フランの新資本を用ひる爲に、次の必要を特に勘定に入れなければならない。(一)國家の行ふ土木事業。(二)地方行政機關の行ふもの。(三)町、郡、村が單獨に、又は、聯合して行ふもの。(四)特殊會社、例へば鐵道、廉價住宅建築會社等の行ふ事業。(五)地方官廳が特殊會社に命じて行はせる事業。(六)「計畫」によつて公經營に移管され

る企業の行ふ事業。(七)「計畫」によつて道路、都市計畫、衛生院、電力生産及び分配等の經營に豫定せられた事業。(八)生産増加の必要を感じさせられる諸企業の金融が之である。(前掲書一三三—一三四頁)大土木事業の促進を一つの失業絶滅、流通促進の手段とするのは、既に、資本主義社會で、恐慌切抜け方策の一つとして主張せられ、實行せられてゐる。フーヴァー、ダムも、その一例であるし、ナチスの行ふ一聯の大道路工事等々も例證として挙げられる。「計畫」者の云ふ通り「資本」が眼を覺まして、金融資本の支配槓杆を自由にすれば、大土木事業によつて、これに關聯する諸企業は活況を呈することもあらう。しかし、直ちに、それが消費力の増大となつて現はれるかは否定せざるを得まい。多くの例に徴しても、資本を呼び覺ますための土木事業は、大きな利潤を約束するを必要とするために、最小抵抗線に沿ふて、失業者救済の名目を利用して、勞賃切下、勞働諸條件の悪化を以て、その約束を果す方法の最善なるものとするからである。勞賃を上げて工事を起さうとしても、因業爺さんたらざるを得なくする「資本」は、腰を据ゑて動きはしない。ドニエプストロイのやうな仕事をすればいゝと氣附

いて實行しても、根が、全く違ふ社會の事だから、到底、成功しない。さう云つた仕事の實行を主張し、又、實行する一連の人々は、花咲爺の眞似をした慾張爺と同じ結果に終る譯である。が、茲では矢張り、さうした仕事の本質論に深入りしないで、上に述べた目標を目ざして「計畫」者はどう云ふ仕方で、その「理論」實踐の任務を果さうとするかを調べよう。

二 實施の體様

「計畫」者は云ふ。信用の伸展を目的とするリフレーション政策を行ふについて、まづ、注意しなければならないのは「計畫」での國營部門と私營部門を通じて、雙方多少の特性はあつても、結局一つの共通の要素的因子が存在することである。それは生産者と商人とが、此の遁路の可能性に信頼しない點で、これが一つの矛盾的狀態である。一方では信用が「計畫」着手に必要であり、着手が信用の回復に必要であるに拘らず、此の兩部門、殊に信用を與へる者の側で、まだ、充分に、企業によつて提供される擔保に信用を置かないと云ふ狀態である。此の

悪状態を打破するには、(イ)上述の大小事業を実施し、それに従つて生じる各種の需要の増加を、殊に國營部門で創造すること、(ロ)販賣者にはストック形成を、購買者には購買手扣をさせる價格低落を阻止すること、(ハ)全經濟改善に協力することを前提として、現在、死蔵されてゐる資金を、今より一層負擔を軽くして活用し得るやうにすること、の三方策以外にはない。結局、第一に爲すべきことは「單一の權力」に「計畫」實施を委ねて、新資本五十億フランを公私兩部門に、適當に活用させることである。國家は、理論上、その目的のために、主として、國庫補助金の下附、起債、紙幣増發、平價切下げ等を行ふことができる。然し、國庫補助は問題とならず、舊來の形式による起債は現在ベルギー金融市場の凍結、金利負擔の法外な重壓では、成功は覺束ない。インフレーションの理論はベルギー經濟の更生活動の心理的基礎を動搖させ、單に經濟界のみならず、廣般な不安を惹起するから、之を採ることができない。(前掲書一三四—一三七頁)平價切下げについては「計畫」者は「慎重」に沈思默考之を考慮し、特に、ベルギー労働黨の指導部は、一九三四年に討議を行つて、平價切下げ支持論と「計畫」指

導原理との間に何等の關係の無いことを明かにして「平價切下げのみが恐慌克服の唯一の方策でない」と主張し乍ら、しかも平價切下げによつて生じる産業資本家、輸出業者、金融資本家の濡手に粟の利益の實現を忘れず、貿易の伸展のため、世界市場に進出するため等と限局するときは、之に賛成できる、と云ふ(前掲書一三八—一三九頁)そのために、國家の強力な金融政策の實施を必要とし、一九三四年八月、ベルギー政府が凍結資本の流通促進のため行つた二十億フランの國庫補助金下附方策(一九三四年八月二日緊急勅令)に左擔し、只、金額の不足と「計畫」經濟實施を目的としてゐないと云ふ點で、未だ此の方策を十全のものとする事ができぬとしてゐる。(前掲書一四〇—一四二頁)更に、労働黨の委員會でも、此の政策が、信用の膨脹、従つて通貨の膨脹を來す危険を指摘し、その危険を回避することを必要とするといつてゐる。(前掲書一四三頁)かやうに、彼等「計畫」者が、前段恐慌の理論とその方策に關して、現在ベルギー政府の行ふところと殆んど同様の政策を行ふ結果となる「理論」を抱懐し乍ら、尙且つ、政府に反對するのは、常に、獨占金融資本家に一層自由に、公然と國家權力を傾使させる目的を達成しよう

とするに過ぎないことは、彼等の「新資本」創造操作についての考へを見れば、明かである。彼等は、操作の方針として、政府が行つたやうに、工業信用銀行に、エクスチェン工業信用銀行に、國家及び國立銀行の保證で、五十億フランの公債發行を許す、但し、その公債は特定の目的「計畫」實現のためにのみ發行を許可せられるものとする。「計畫」に定められたやうに、最高委員會たる國民經濟更生局が、その發行及び使用について監督する。その公債の應募者は公共機關、即ち國立銀行又はケイブシエネラルバンク國營貯金金庫、その他諸銀行、保險會社及び個人。銀行院は、その管轄に屬する諸銀行會社の應募について監督する。償還については、その資金に關係をもつ國家機關、半官機關が關與して設置する各基金に據つて行ひ、國家にも、又、債務者にも、大きな負擔なしに目的を達する方法をとることが、是非必要であると主張してゐる(前掲書一四七—一四八頁)その基金は國營事業基金、自治體事業基金、電氣工業基金、道路特別基金、保健醱金、恐慌克服基金醱金等の特別減債基金制を創設しようとする(前掲書一四八—一五四頁)既に私達が見たやうに「計畫」の金融國營の本性は結局、現在の隠された獨占金融資本と國家との癒合状態を、

おぼつぱらに行はふと云ふに過ぎないのであるから、彼等が今云つたやうに、何か超絶的存在でもあるかのやうに持ち出して來る「國家」や、その他銀行院などが權威ある統制など行つて現在とは全く違つた社會統制を現出できようとは、決して、考へられない。彼等の一層確實な方法として示してゐる起債等々の組織は、畢竟、彼等の恐慌克服策の理論、方法で暗示されてゐるやうにインフレーションの現出を阻止することは出來ず、却つて、それへの暗々裡の移行を目的とするに過ぎない。又減債基金のうちでも、保健醱金は、社會衛生施設のための強制獻金を云ふのであるし、恐慌克服基金醱金は失業救済金支出源泉を、勞賃の事實上の切下げと租税の増額に求めるもので、到底、彼等の謂ふ「勤勞大衆の利益」には合致するものではない。彼等はインフレーションの防止のために、即ち、通貨減價に基づく小市民層の無産者化を防止し、彼等の傍に繁縛して、一層激しく資本主義體制の維持に献身させるために、是等一聯の「新制度」の説明に續いて、力説する。信用、通貨の何れを選ばず、その擴大膨脹策實行については、何等單一權力のそれを統制することも無い。現在、此の單一權力は存在しない。蓋し

國家の通貨政策とその通貨發行機關とは、信用の私的獨占を行ふ銀行に邪魔されるからである。此の獨占銀行に信用膨脹と資本逃避とで大儲けをさせて、幣制安定を妨害する等の事を絶對にさせない爲には、國家權力が完全に通貨發行權を握らねばならぬ……インフレーション防止の一番いい方法は「計畫」が提案する金融獨占事業の國營化である。」(前掲書一五四頁)故にインフレーションで、臍繰りが一夜のうちに、嘗つてのフランスのやうに、五分ノ一に減つたり、勞賃、俸給の實額が同率で引き下げられて生きて行けなくなる人達は、どうしても「計畫」に賛成したくなつてしまふ。でなければ、無理矢理に無産者の陣列に押し込められ、又は、生殺しに責殺されるの外はないと思はれるからである。

然し、事實「計畫」に従ふと「計畫」通りに、インフレーションが起つて來るであらう。すべての監督機關、實行機關が、今よりも、一層確實に、金融獨占王の掌中の玉となるからである。さうして「計畫」者達は、その王を肥らせ、同時は自分達もベルギーの勞働組合、消費組合員の預金を基礎として經營する「ベルギー勞働者銀行」で、一緒に一儲け出来る事となつて

ゐたのである。残念な事には、後者は「計畫」實現を見ないうちに、即ち一九三四年四月に、破産してしまつた。儲けられなかつたから残念であらうと云ふだけでなく「計畫」によつて國營化し統制する筈だつた獨占金融資本に、逆に征服され「資本主義への機構への干涉」を叫ぶ彼等の聲は、ベルギーの金融資本が彼等の物質的基礎に觸手を伸ばしたので、忽ち、吹き消されたから、洵に、残念であつたらうと云ふのである。

さて、最後まで「計畫」に眼を通すために、私は進んで、彼等の事業の特殊指導方針についての紹介を續ける。

既に、何度も云つたやうに、物事、殊に政治的な事象については、公けに宣傳されるまことしやかな看板に誤魔化されてはいけなないと、茲でも特に思ふ。ベルギーの勤勞大衆の中にも、此の勞働黨の「計畫」の華々しさに、その超非常時を克服するのは、これに限ると考へたものもあつたであらうが、この現實曝露によつて、ベルギーの勤勞大衆の中心部隊たる勞働者階級の反抗は、日一日と旺んになつて來てゐる。ベルギーでは、フランスよりも言論・結社の自由

の範圍は、狭められてゐるが、しかし、その社會の成熟程度は、トルコ、ペルシアその他東洋諸國の比ではなく、従つて、政治的訓練も比べものにならない。で、労働黨の大きな存立の基礎も作られたのであり、又、その労働黨が所謂「既成政黨」化した今日、此の裡から、更に、彼らの黨が生れ、強化されて行く譯である。かう云つた國では、資本階級は、労働黨の「ガラ幹」性を利用して、自分のための統制經濟を、大きな犠牲なしに實現しようとするが、さうでない國々、ガラ幹労働黨の發達と利用とが充分でない所では、例へばトルコのやうに、今様ナポレオンとその一黨を動かし、巧みに、ナポレオンたちに自分こそは、現支配階級の敵對者であると思ひ込ませて、或は、さう宣言させ、急進的改革者らしい身振りをさせて、小市民や大衆を脅喝し、迂回して統制を實現しようとする他の政治指導者・政治家を「監視」と號して、小市民や貧農・労働者を懐柔する方法をとる。どつちにしても、同じである。資本家がなければ出来ない軍備自體の性質が、トルコあたりのナポレオンたちの行動の階級性を明かに示してしまふ。

第五章 住宅及び都市の建設

一 住宅の必要

歐洲大戰以後、ベルギーでは、不良住宅の問題が、争論的となつてゐた。嘗つての労働相エイマンの計數では、二十萬戸、ルネ、サンド博士「ベルギーの社會」には、十萬乃至二十萬で國際労働局の調査にも十萬の數を示してゐる。云ふ迄もなく、それは、大戰中全く住宅が放置されたからである。戦後、人口の増加と住宅改築の必要が急激に生じた。二十萬乃至二十五萬戸の新築を要し、一九二五—三〇年には結婚によつて、新しい住居を要求する者四萬八千を數へた。此の期間には千人に對し九組の結婚者があつたから、毎年七萬二千戸が要求されてゐた。更に、保健省統計を見ると(表I)十年間に住居に適する建築物の數が二七五、八五七増加し、世帯數は、それに對して三七〇、四三四増加して、明かに住宅の増加を越えてゐる。(前掲書一

六九一―七二頁)この統計は、住宅數で、戸數ではない。アバルトマンの個々の戸數又は實數についての調査をして見る。「計畫」者達の調査によると、一九三〇年には、十年前に比して、一戸當りの人數が減少し、過剰住居の狀況が改善されたと云ふ。しかし、人口、一萬以上の都市では一戸四室以上の大アパートの數は減少した事實も指摘してゐる。それと同時に、一九三〇

(表I)

ベルギーに於ける住宅數及び世帯數	
一九二〇年	一、五四六、四〇八軒
一九三〇年	一、八二二、二六五軒
	一、九八三、七九三世帯
	二、三五四、二二七世帯

年以後は結婚數も七一、六二四から六六、一六八に減少した。それは恐慌の結果である。同時にアバルトマンの空室も激増して、一九三〇年には、全ベルギーで一間又は二間以上で一住居をなしてゐる空部屋數が六萬五千に上つてゐて、その半數は、四大都市ブラツセル、アンヴェルス、ガン、リエージュに集中されてゐる。彼等「計畫」者の言分に據ると、此の空室は、人口が増加するか、恐慌が克服されて、事業が活況を呈しなければ、塞がる見込みはなく、荒廢

するばかりである。贅澤な空室を改造して、廉い貸部屋にする所有者も極く少數であつて、多くの人々は、家賃の高價に追ひまくられて、廉い部屋へ落延びるか、又は、勤先の關係上足場のいゝ地域に移るの外はなく、不良住宅居住者は劇増する一方である。サンド博士の調査によると、全ベルギーで十一萬八千世帯の者がぼろ家に住んでゐると云ふ事實は、之を認めなければならぬ、と云つてゐる。(前掲書一七二―一七四頁)

紋上の研究の結果「計畫」者等は、建築方針として、廉くて朗らかな住宅を建て、むさくるしい住宅に代へることと、人口と世帯の増加に應じられるやう、毎年、二萬戸の新住居を建築する必要ありと認めた。(前掲書一七四頁)但し、認めただけであつて「計畫」は依然として「五ヶ年計畫」最初の一年は、一萬戸の建築方針以外に何ものも示さない。後に詳しく述べる。

労働者住宅の建築

大戦以前には、一八八九年八月九日法律のお蔭で、労働者は、生命保険と關聯して、國營貯

蓄金庫の手を通じて、住宅建築の融資を受けることが出来てゐた。此の法律の精神は、未だに生きてゐて、大都會建設とは別個に、小住宅所有者を作り出すことを目的としてゐる。融資の條件も、將來の小所有者に對して、地代をカヴァーする最小限度の負擔しか課さないもので、頗る好評を博した。しかし、事實、十五年乃至二十年間に、建築費と金利とを償却できるだけの収入をもつ労働者又はサラリーマンに制限されてしまつた。(前掲書一七四頁以下)

これに對して、一九二〇年四月二十三日法律で設立された廉價住宅建築會社の方針は、全く違つてゐる。此の會社の株主は、國家と地方自治體である。名は會社であるが、實は國家の建築局である。そして、各種の組合に、六十五年の期限附で、融資する。例へば、地方又は府縣借家人協同組合、更には、産業、金融組合等に融資する。國家は、社會に最低二%の利率で六億六千百萬フランを融資し、創立させ、のち、會社は、六%の利率で社債發行を許可された。度々發行したが、一九三一年には、二億四千萬フラン、四%及び二・五%の利率の社債發行を計畫したが、許可されなかつた。とは云へ、この會社は、一九二〇年から三二年迄に、十億二

千百萬フランの資金を運轉してゐる。同一年間に、建築した住宅は、獨立家屋が四三・三三三軒、アパートマンは一〇、七六二軒である。一方、労働者住居のために、二千乃至三千五百フランの懸賞金を付けて、住宅購入を奨励した。同時に、會社の承認した組合が建築した住宅の販賣も奨励した。かやうにして、會社の建築した四三、三三三軒のうち、一八、五二二軒は賣却することができた。「計畫」者は、茲で批評して、この政策は陋屋撤去、改築の目的を忘れた方策であると斷じてゐる。販賣成績は、恐慌開始によつて悪化した。殊に、地方自治體の奨励金附與を中止して以來、劇しく顯著になつた。要するに、此の會社を通じて、住宅所有の一般化を、多數家族の人々の間に實現しようとした政策は、不成功に終り、賣却數、一八、二三九軒のうち一二・二六%の二、二三六軒が三兒以上を擁する家族の手に入つたに過ぎない。(前掲書一七六頁)これは、三兒以下の世帯、小市民及びそれ以上の社會層の人々の手に、殆んど全部の新築家屋が買取られたことを示し、一向眞に住居の必要を感じる労働者の需要は省られず、住宅投機者等の活動範圍を擴大する結果になつたことも考へられる。一方、焦眉の急を要する

陋屋の問題は閉却されたことも示してゐる。

殊に恐慌の結果、抵當債務者保護の必要から、一九三四年七月十七日法律で、一定の條件の下に、三ヶ年以内の期間、元利支拂の猶餘を認めるに到つて、住宅問題の解法は遙か彼方に追ひやられた。

そこで「計畫」者は、此の對策として、低利資金の流通が、社會政策の見地からも必要であるとした。これによつて、借家人たる労働者及び中間層の人々の負擔を輕減し、住宅建築に投機的分子の介入を排除し得るとする。(前掲書一七八—一七九頁)

是等の新住宅建築や所有の一般化もいゝが、更に注意しなければならないのは、その所有住宅の維持管理である。住宅所有者が、年賦償却で完全に家を自分のものにするにも、負擔を輕くするために、二十年賦としても、維持費の支出を留意しないと、二十年後、完済の時は、改築を要する陋屋、少くとも惨めな住居になつてしまふ危険は充分に存在する。

こゝで「計畫」者は云ふ。元來、家持ちにならうと云ふ小市民的慾望をもつものが、ブルジョ

ワ社會では政治的秩序維持の要素と考へられてゐるが、それ等の者は、一般的利益を無視し、ともすれば、權利濫用を敢へてするため、嚴重な監視をうけてゐる借家人に比して「都市計畫」の領域内では、秩序紊亂の要素、進歩の障害物となり得る。(前掲書一八一頁)又、住宅の管理維持についても、借家人に比して、利潤追求の拘束によつて、家主の方が無關心の結果に陥る程度が多い。(前掲書一八二頁)

「計畫」者は、茲で結論的に云ふ。取るべき方策は小さな家持を絶滅するのではなく、彼等の増加を促進すべきである。しかし、嚴密な統制によつて、投資財として家を所有する者の増加を防ぎ、家持も、家の修繕管理を容易にできるやうにすること、それと同時に集合住宅の建築を等閑視せず、衛生的、經濟的諸條件を充分に充たすべきであると云ふ。(前掲書同頁)

全く可なく不可なき平凡な結論であるが、住宅問題についても、彼等「計畫」者の立場が常に動搖してゐるのは、どうも、眼について致方がない。小市民の慾望を満足させると、投機者の防止や労働者の要求實現が不可能である。さりとて、家持になりたい人々は、自分達とし

て、一番に味方しなければならぬ部類の人々である。故に、平凡な結論で終始しなければならぬ譯になるのであらう。一方では、利潤追求の自由活動を認め、他方では統制による自由経済活動の制限を欲する立前では、「計畫」者の苦心、洵に察するに餘りがあるが、しかし彼等の苦心は、結局、同情し、支持し難いものであることは、既に云つた。住宅問題でも、彼等は、端的に、大衆に對して、住居の安全、快適を保證しようとはしない。この態度は、更に、陋屋改修問題や、所謂「失業救済のための建築五ヶ年計畫」を通觀すると、餘計、はつきりして來ると思ふ。

二 陋屋

ぼろ家襲撃及び絶滅の問題を「計畫」者は、まづ主として、建築工業での失業救済策として取上げる。(前掲書一八二頁)建築業界救済の目的である。ぼろ家に巢喰はざるを得ない人々は、反射利益を與へられるだけである。故に、ぼろ家居住は、社會的に見ても、労働者の健康状態

の悪化、従つて、能率の低下を結果して、事業經營にとつて障害となる。

此の陋屋退治は、政府の重要政綱の一つとなるのであるが、ベルギーでは、今日まで、これについて見るべき成果が擧つてゐない。單に地區的な組合が、その目的遂行に努力してゐるに過ぎない。廉價住宅建築會社も、實は、その目的で創立されたが、充分に必要な活動を示してゐない。ベルギー法制上の缺陷の結果である。

そこで「計畫」者は、諸方策を樹立しようと思ふのであるが、第一に、現在ベルギーに存在する陋屋數を檢べる。

廉價住宅會議常任委員の一九三三年度調査によると、全ベルギーで、二萬八千の陋屋及び掘立小屋があり、四三四二世帯が、それに住んでゐる(廉價住宅會社取締役會長ゴスリイ氏の報告、前掲書一八四―一八五頁)然し、此の數は、過小評價の嫌があるとされ、前に云つたサンド博士の調べによると、次のやうになる。即ち、一萬人以上の自治體、換言すれば二六七一のうち一三三、全人口の四六%に當る人口群で、一一八、〇〇〇世帯が、不良住宅に居住してゐる。ブラッセルでは、二八%の住宅が人員

過剰を示してゐる状態である。尤も、此のサンド博士の統計が「計畫」者の對策樹立に役立つにしても、地方々々によつて、陋屋の決定標準、ぼろ家と決定する陋穢の程度の標準が違ふこともあり得る。従つて、計數の上で多少の差違が出来るから「陋屋の定義を定めることが何よりも急務である」。(前掲書一八六頁)

一八八九年の法律によつて、救済委員會が構成されて、労働者住居に對して、或る程度の監視權を賦與した。委員會が、或る住居を不健康な状況にあると認定するは、市長に對して、その住居の使用禁止を要求することが出来る。市長は、此の手續で干渉權を行使する。しかし、此の手續だけでは、社會利益を無視して、利益をのみ顧慮し擁護する危険に陥り易い。個人が干渉權を與へられてゐて、その個人が選舉によつて、權力行使の地位に就くのであるから、經濟的、政治的な勢力をもつ家主連中に壓迫されて、その者の利益に於て、權力を行使し、住居者の利益は、少しも斟酌する餘裕がなくならざるを得ないのが、まづ通例である。そこで、此の缺陷を補ふために「計畫」者は、國民保健委員會と都市計畫委員會とが、連帶的に共同して

此の市長の權限を行ふがいゝと獎めてゐる。(前掲書一八七頁)即ち、國家權力を行使する委員會が、住宅問題に關與すべしと云ふ主張である。私達としては、この委員會の構成分子が、どんな人達であるかを問題とすることは、先に、金融關係の委員會について云つたと同様である。國家の委員だから、選舉制による公吏より確實であるとか、一般利益確保に適任であるとかは云へない。却つて、逆に、資本主義社會では國家權力を直接の背景にしてゐるから、結果として露骨な利權擁護の組織となる

さて、次の論點は、陋屋の再建防止である。

陋屋居住者は「計畫」者の言を俟たずとも、病人、永久的失業者、不具者、老廢者、遺棄された子持ちの女、寡婦、離縁された女、私生兒を抱く娘である。生活手段は局限されてゐる。家賃が高い、だから古家に重り合つてどうやら生きてゐる。一九三二年に、ブラツセルの労働者住宅改善委員會が第一警察區で行つた調査によると、陋屋狀況は、かうなつてゐる。

この地區には、一七の袋小路に、一五七軒の建物があつて、三四一世帯、全體で千十二名の

人々が住んでゐる。寢室での空間は、一人當り五・一五立方メートルで、この世帯全體で、僅か七四個の廁があるだけである。約五世帯に便所が一つ。従つて、洵に不潔な話であるが、狭い一室で桶かバケツで用をすますことになる。かう云ふ有様を検べた委員會は、單に、四十二世帯だけが、不良状態であると決定したに過ぎない。

茲で、かやうな委員會に代はる國家の委員會が必要だ、と立證されるとするのだが、それにしても、單に、陋屋の調査改善だけでなく、新築住宅の質的條件についても監督、注意し、後者が後に陋屋に轉化する危険を防止し、同時に、陋屋地區の整理、淨化にも努めなければならぬ。その他、保健、職業指導等と相並んで、この委員會の任務は重要となる。故に、都市計畫研究者、建築家、衛生學者等が技術者として、是非、此の委員會の委員となり、都市計畫委員會を構成し、保健委員會と協力して、最高委員會の機能を發揮する。(前掲書一九二頁)

「計畫」の考へる委員會は、最高の統制者として、經濟更生局をもち、又、信用委員會の直接の指導の下にある。單なる技術的諮詢機關、調査機關である點を考へ合せると、果して、ベル

ギーの現在の委員會とどれほど實質的に違つた仕事が出来るか々疑問であらう。世上多くの技術的委員會が、實は、最高政治委員會の政治的要求の技術的實施者に過ぎない場合が多いのを見ても、技術者の社會的地位が、現在とは全く違つた指導的立場になつて來ないと、折角の「計畫」も、実績が擧らない事になるであらう。

三 家計に於ける住居費

大戦前——労働者の收支に於て、住居費がどの位の割合に當るかについで調査は、ベルギーでは、洵に不充分で、その調査の要項についても、區々たるものがあつて、信賴することが出来ない。たゞ、大體の割合だけを知るために、オットシアルクの調査を見ると、一八五二年には、一九九の労働者世帯について云ふと、収入の七・五%、一八九一年、一八八世帯については九・六%に上昇してゐる。更に、近代設備が出来た一九一四年の状況を見ると、一萬人以上の都市で、労働者は、一般に、二間乃至三間の住居に住んでゐた。家賃は、一年一三〇—

一八〇フラン。月當り十一—十五フランである。勞賃は當時一日三—四フラン五十で、三日の勞賃は九〇〇—一三五〇フラン。一家族一人の働きで食ふとして、住居費は収入の $\frac{1}{6}$ 乃至 $\frac{1}{8}$ で、十三—十七%に當る。(前掲書一九二頁以下)

大戦後——同じゴットシャルクの調査によると、一九二九年、百十六勞働者世帯、一世帯平均四人の家族の場合、住居及び家具費に九・六%支出してゐる。一八九一年の頃よりも、割合は減つてゐて、しかも、二九年の方が住居條件は好くなつてゐることは、言を俟たない。しかし、その頃は、勞賃切下げ以前で、ベルギー組合運動によつて、特に、最低賃金の値上げに成功した時である。同時に、廉價住宅會社の活動で、家賃も下つた時である。此の同時期に於けるより一層廣汎な調査によつて見れば、更に正確に、比率を知ることが出来る。「計畫」者は考へて、勞働省調査の統計を參看する。それは、八〇九世帯三五六三人の勞働者、二二四世帯八二五人の小市民についての調査である。一家族當り平均一年豫算は、勞働者の分が二〇、〇六七フラン(平均一家族四・四人當)小市民の分が二一、一五六フラン(平均一家族三・四人

當り)住居費支出は、前者にあつては、六・四%で、後者にあつては、二一・七%を示してゐる。此の計數は、外國で同一事項について行はれた調査と一致し、且つ、收入同一としても、勞働者は、小市民被用人よりも、住居費は少なく支出する事實を示してゐる。

更に、現在では、一家族中、パンを稼ぐのは、常に單一人に限られてゐない事實に基づいてもう一つ他の調査を參考にしようとして、廉價住宅建築會社取締役Fヴォン氏の見解を引用する。即ち、工業勞働者の平均収入は、月當り千二百五十フラン、勞働日平均五十フランである。ところで大戦前、勞働者は平均三日分の勞賃に當る金額を住居費として支出してゐたので、その割合から計算すると、百五十フラン、収入の八分の一と云ふことになる、この重役は云つてゐる。

此の計算は、一九一四年の調査と同じく、一家族のうち、家父だけが定額収入をもつ場合である。又、ヴォン氏の所謂平均勞賃は、一九三〇年の工務勞働省の調査と軌を同じうしてゐる。サンド博士は、これについて、次のやうに計算してゐる。男子勞働者一日賃金四六・三九フラ

ン、女子労働者一日賃金二三・八五フラン、男子労働者の八二％は、二〇一六〇フランの賃金を稼ぎ、女子労働者の九四％は一〇一三フランを稼ぐ。一年平均正常労働日数は二八五日とすると、年収入平均一萬三千フランとなる。勿論、失業のない場合である。一九一四年調査で判かつた住居費支出の割合を、これに適用できるとすれば、月當り百六十一百八十フランが住居費となる。多くの労働者は、この計算以上の支出がやつこのことであるから、一般に、住居條件は、悪いと斷言できる。そこで「計畫」者は云ふ「ベルギーでは、家父の賃金の八分の一、一二・五％の割合は、それを超過し得ない限度と考へねばならぬ」と。(前掲書一九六頁)

以上、長々と引用した「研究」では、恐慌以來、勞賃がどの位引下げられたかを、明かにしてゐない。一九三三年六月の計算で、一五乃至三三％の賃金切下げが、ベルギー資本家によつて行はれたことを「國際労働局」は報告してゐる。さうすれば「計畫」者は、一九三〇年を最近の計算期日としてゐては、現實に、一九三四年現在の労働者の賃金額、従つて、家計を忠實に調査しなかつたこととなつて、折角の研究の、不充分不親切であるといふことになるであら

う。切下げられた賃金を基礎にして、計算をすれば、ベルギー労働者の住居費は、今云つた限度を守れるとしても、非常に、廉い家に移轉せざるを得ないし、彼等の考へる以下の悪住居に巢喰はざるを得ない状況にあると見るべきであらう。

更に、彼等の考への共通的な特徴として、従來の賃金と住居費の割合の算出のみに仕事を制限して、その割合の好轉に對しては、何等の考慮を拂つてゐない點が、著しく注目される。労働者の住居について、先に彼等が示したやうな重大な意義を認めざるを得ないとすれば、突き進んで、従來の割合で、果して、適當な住居條件を満足させるものかを考察すべきであらう。必要の程度まで、その割合を縮小させ、實價値を増大させる方策に考へを巡らすべきであり、一層、根本的には、勞賃實價の増大について、もつと、忠實に「研究」し、その目的遂行のため、努力すべきであらう。この點については「計畫」者は、既に、一寸觸れたやうに全く、何の意見も示してゐない。彼等の「計畫」で、住居費研究は、要するに、現在以下の住居費の支出能力を基礎に、どうすれば、建築業者達が、安んじて收支償ふやうに、建築が出来るかの

計算に没頭してゐる。労働者、農民が要求する住宅問題解決の方向は、決して此の方角ではない。現在より一層健康的な無駄のない住宅を、もつと安く利用できることである。建築業者その他一聯の大小資本家に制約されずに、現在以上の空間をもつ住宅に住むことが要求される。言ふまでもない話であるが「計畫」では、いつも、この點に來さうになると、顧みて他を言ふ言はざるを得ないのは、毎々の事であるが、目につき過ぎる。

四 市町村の土木事業と都市計畫

「計畫」の言分によると、ベルギーで現在、陋屋退治その他で、市町村が主體となつて行ふ土木事業については、時に、國家が干渉し妨害する。一九三四年にも、鐵道電化の際に、廣大な堰堤工事をしたため、多くの町村が水源を奪はれる結果を招いてゐる。ベルギー全國二六七一町村のうち、二〇六〇町村は上水道設備がなく、二三〇〇町村は、下水道設備がない。家屋の散在する町村では、一率に是等の施設の實現は困難としても、一萬乃至二萬の人口を擁する自

治體では、當然なければならぬ施設である。更に、六〇四町村、人口の三三%を占める町村では、上、下水道が全く無い。その他、町村道、學校建築、採光通風の悪い建築等の改修、遊戯用小公園、水泳プールの造營等の諸問題は、山積してゐる。非常に、遅れた都市計畫の實現が急務であるとして、政策を呈示する。(前掲書一九九—二〇〇頁及び以下)

自治體で行ふべき都市計畫實行のための土木工事を、たゞ、自治體にのみ委かせてゐていか。現在のベルギー法制の立前では、地方自治を確立してゐるのであるから、勿論、この答へは、それでいゝと云ふ以外にはない。然し、その工事は性質上、單に自治體のみが専ら行へばいゝものでなく、自治體以外の権力も参加して初めて完成し得るものである。であるから、あらゆる關係組織が平等に義務を負ふて、自治體に協力すべきであると「計畫」者は考へる。婉曲に、地方自治體の活動範圍を制限しようと思ふ考へである。

彼等は云ふ、現代で、自治體での都市計畫實現は、大交通手段の驅使の程度利便如何で、決定される。國家は、故に、大交通動脈の整調工作に關して、一つの役割を與へられてゐる譯で

ある。次に、計畫實行について、上級官廳の支持を得て、實施期間を、法令によつて確定することが必要である。更には「計畫」によつて、國家は既に云つたやうに、資本家の國家ではなくなるのであるから、現在のやうな國家課税、賦課金によつて、資本家が利することがなくなる。故に、都市計畫の財政部門でも、國家は一般利益のために、自治體の仕事を援助し得ることとなる。加之、都市計畫の樹立は、社會衛生にも大きな關係をもつ。社會保健關係の組織が是非とも参加しなければならぬ。最後に低利資金の融資を直ちに實現する必要がある。之も「計畫」によつて容易に可能となる、と云ふ。(前掲書二〇二頁)

かう云ふ豫言のすべてを無稽と嘲笑してはならない。都市計畫の實現は、全く無秩序の儘と云つて差支のない日本の諸都市に、必要缺くべからざるものを感じさせる。然し「計畫」者の云ふ國家が果してそれを遂行する能力を有するかは疑はしい。土地、家屋の所有權が、確立してゐる以上、その權利擁護と、都市最大多數者の利益實現との間の對立を、巧く、こなして行けるかは、愈々、危い。しかも、都市計畫の迅速、廉價、確實、公平な實施は、この對立の止

揚によつてのみ實現することは、既に人々の知つてゐることだから。

ところで「計畫」者は、次に、ベルギーの自治體で行ふべき事業の調査報告を示して、失業者救済の範圍、期間、費用の計算に役立つものとしてゐる。(前掲書二〇二頁)失業絶滅のための

(表 I)

事業種類	自治體數	工費總額
土地整理	四	一三、〇六六、七〇〇法
建築	一八	二五、二五一、〇〇〇
照明工事	四	二、九〇〇、〇〇〇
諸學校施設	五五	五三、〇六〇、〇〇〇
道路	一二九	二二二、三一七、二八二
水道	五四	七九、八七七、六五九
合計	三八六	四七二、六四一法

大土木事業だつた筈の「計畫」が、失業救済のためと、文句が變つたことは、暫く、看過して置かう。

一九三三年三月ベルギー町村聯合が百四十三町村について行つた調査の結果は、かうである。(表 I)

次に、ベルギー労働黨の委員會が、六十九

の町村について、調査し、五ヶ年間に完成すべきものとした報告は、次の表である。(表 I) 是等の兩表を通じて、共通の町村は九ヶ町村で、他は、兩者何れか一つについて調査された。

(表 I)

事業種類	自治體數	工費總額
住宅建築	二九	一〇三、五〇〇、〇〇〇法
道路	三六	六五、五五二、〇〇〇
衛生施設	三六	二一六、七九九、〇〇〇
公益施設	二九	四八、八四一、〇〇〇
計	四三二	六九二、〇〇〇法

従つて共通の九町村を除いて兩者何れの表も二〇三ヶ町村、更に何れの表についても、四大都市プラツセル、アンヴェルス、ガン、リエージュを除いた町村についての調査でありさらに、同じ建築でも、第二表では、住宅、娯樂設備、プール等をも包含してゐる點を注

意してゐる。(前掲書二) 部分的な性質を免がれないが、ベルギーの自治體で、どんなに必要に迫られてゐるかを推知するに足りる。住宅、衛生、教育等の物質的諸條件の充實が何んとしても焦眉の急を要することは、明かである。そのために、労働黨は、此の諸自治體の現實の必要に應じて、土木事業及び都市計畫(町村の都市化工作)の實行に、その資金の低利融通を要求する。現在、大多數の町村は、三乃至四%の利率の資金の融通を受け得なければ、その都市化工作は不可能であると結論する。

その低利資金によつて、失業者を工作に使用し、一石二鳥の効果を擧げようと云ふのが「計畫」者達の考へである。彼等の所謂「金融機關の統制、國營」によつて、低利資金融通を實現しようと云ふについては「統制、國營」が、資本所有者の利益のためのそれであることは、既に、明かであるから、果して、利益打算を度外視した低金利が實行されるか否かは、疑問であり、更に、失業者の救済が行はれても、結果から見ても、失業者に「強制」労働を賦課し、延いては、一般的低賃金の水準を一層、低落せしめる結果となるのではないかと、考へられる。

五 建築業に於ける失業

「計畫」者の案に沿ふて、話を進める。彼らは、進んで、失業對策としての建築工作方針を求めると、まづ、建築業界での失業状態を知らうとする。統計は「計畫」者自身言つてゐる事であるが、ベルギーでは殊の外、不充分であつて、大體の輪廓を推知するに止まる。尤も、失業統計で、信賴するに足りるものは、全資本主義世界どこを探がしても無いから、あなたがち

ベルギーだけを責めるには及ぶまい。

彼らの示す失業状態統計によると、一九三三年ベルギー内務省発表の統計（貸は一九二〇）による労働者概数（表I）に對比させて、同年発表の建築・木材その他諸工業中央事務所の失業者

（表 I）

建築業	一六二、九二九人
木材業	九九、七〇八
硝子業	二八、一八五
陶器業	二四、〇一七

（表I） 陶器業の内には、耐火煉瓦製造者も包含する。

数を、検査すると、一九三三年八月現在、即ち、建築工事に一番適した季節と、同年十二月現在、即ち一番不適当な季節との兩様の時期の状態を見る。（表I）さうすると、冬期では殊に、失業者の比率が増大して、就業者の約半数内外的ものが、完全にか部分的にか、失業してゐる状態である。（前掲書二一六頁以下）

そこで、どうして、之の失業者を就業させるかを「計畫」者は考へる。

彼らに云はせると、かうである。まづ之の失業者が働くべき家屋新築軒数を計算する。その計算の基礎数として、前記の夏期失業者数をとる。建築、木材兩界を通じて約七萬の失業者が

ある。各人が建築労働に二千時間、即ち一年、二百五十日、一日八時間に働くとすると、最低毎年、二萬軒を建築すれば、失業者は消化される。しかも、之の建築の進行に伴つて、経済的活動は活潑になり、金利の低下と共に、他の部門に於て、失業者を吸収する活動が旺盛になる。

（表 I）

事業別	一九三三年八月末	一九三三年十二月末
建築	失業者数 三九、八二九人 比率% 二四・四五	失業者数 七九、九八三人 比率% 四九・一〇
木材	失業者数 三〇、二九八 比率% 三〇・三九	失業者数 四二、九六〇 比率% 四三・〇九
硝子	失業者数 一一、九七三 比率% 四二・六一	失業者数 一三、八六七 比率% 四九・三五
陶器	失業者数 六、七二〇 比率% 二八・〇〇	失業者数 一四、一九三 比率% 五九・一五

それを見越して年に、一萬軒の建築を實行しても、充分に、その効果を、現實に期待することが出来る。そこで、七萬の失業者のうち、最大限七萬七千人

を就業せしめるとしても、上述の計算で、優に、之の問題の解決に一步を進めることが出来る。既に、紹介した方針を當て嵌めると、第一年に、一萬軒の陋屋改修。第二年目に、一萬軒の陋屋改修と、五千軒の新築。第三年目に一萬四千軒の陋屋改修、一萬軒の新築。第四年目に一

萬五千軒の改修、一萬二千軒の新築。第五年目に二萬軒の改修、一萬二千軒の新築の案によつて、第一年目に四分ノ一、第二年目に三分ノ一、第三年目に二分ノ一に、失業者が減少する「計算」である。(前掲書二一八頁)

此の失業吸収策の經理については、國家財政に密接な關聯をもつてゐる。この目的を達するためには、都市計畫實施法の公布を必要とするが、此の法令が公布され、實施されても、尙、長年月を経ないと、効果を得られないであらう。故に「計畫」者は、五ヶ年計畫を立てて、その目的達成のための支出額割當を考へる。

自治體及び前記の目的達成のための事業會社に對して、總額二十八億九千五百萬フランを、五ヶ年間に割當て三分の利率、償還期限六十年の條件で貸附けるやうにすべきであると主張する。

此らの調査、研究に基いて「計畫」者は、都市計畫實施法の基礎條件として、次の諸事項を列擧する。(前掲書二二〇—二二三頁)それを摘記すると、

- (一) 不動産増價に對する租税。
- (二) 都市計畫委員會の新設。建築家、技術家、衛生技師及び官吏で構成し、理事會で經濟的・技術的・地域的利益が代表され、その院の指揮命令權は行政官府が握る。
- (三) 都市計畫委員會で、あらゆる地方町村長の都市計畫實施方法を集中的に決定する。町村は聯合國體を組織して、委員會の地方單位となり、命令に従ひ、工作を實施する。資金は國家土本事業金庫から支出される。
- (四) 國民保健委員會は、前記都計委員會と常に協働して、住宅調査を行ふ。此の兩委員會が陋屋閉鎖權を有し、全國的に、住宅の最低標準を決定する。
- (五) 國家及び自治體は、奨励金又は特別條件を與へて、委員會の決定に従ふ計畫實施を行ふ個人の企業を援助する。
- (六) 不動産増價税の効果が發生すると同時に、地方的に都市計畫を實施促進させるために、國家は自治體に融資する。

(七) 陋屋改築に必要なクレジットは、廉價住宅建築會社に委託される。此の會社は、都市計畫委員會の完全な指揮に従つて業務を遂行する。小住宅建築のための融資は、特に低利且つ好條件を與へられ、更に、土地賣買に伴ふ所有權移轉に當つての諸手数料、税金が、免除される。

(八) 教育施設たる建築物は、住宅建築よりも更に、重要視され、協力される。

以上が「計畫」者らが考案する土木事業と都市計畫の實施によつて失業者を救済すると云ふ話の荒筋である。

彼らが云ふ迄もなく、建築活動が、殊にベルギーにあつては、諸國聯企業の活動を刺戟し、振興することは、確かである。國家及び自治體が、丁度、英國等に見るやうに、住宅その他教育施設、衛生設備のための諸建築物の構築「貧民窟」裏長屋退治のカムパニアを行つてゆけば鋼鐵業をはじめ、ベルギーの主要生産部門の激しい窮乏は、幾分かづつ、軽減されて行くであらう。しかし乍ら、元來が、資本主義體制の骨身の奥から出て來る原因によつて、世界的に

襲つて來てゐる恐慌によつて生じた窮乏、混亂が、果して、ベルギー一國だけの社會政策によつて、整調されるかは、疑問と云ふより不可能である。北米合衆國が、あの大がかりな恐慌克服策も、遂に、失敗に歸したのを見ても判つてゐる。「計畫」者が、既に、恐慌理論の展開に際して、その根據とした流通障害、消費不足説によつて、NR政策が樹立され、その政策の一として、丁度「計畫」者が考へてゐるやうな、道路建設、等々の土木事業、都市計畫實施の奨励（その他に北米では軍艦建造等を含む）による失業克服を試みた。そのため、國債は急激に増加したが、落ちであつた。勿論生産の増加は見られたが、一九三四年七月現在で、就業労働者増加の率は、二二%、支拂賃金は二七%増加したにとゞまつて、失業者は、千七十萬を數へてゐた。失業克服についての青鷲政策の成果は、周知の事實であるから申さぬが、元來無制限に生産を、擴張しようとする「資本」の衝動と、勤勞大衆が無産状態に縛りつけられてゐるために制限されてゐる社會の消費力との間の矛盾を、資本主義國家の干渉で取り除くことは、全く、失敗するにきまつた話である。と云ふのは資本主義的生産に必然の現象である失業、資

本主義的發展—資本の蓄積—にとつて、その槓杆となる、即ち、資本主義的生産方法の存在條件の一つである失業者群・産業豫備軍の存在は、その生産關係の變革されざる限り、決して、無くなるものではないからである。それで「計畫」者の前提のやうに、資本主義的生産方法には、指一本も觸れないで、この失業を消滅させようとしても、一應はその「計畫」が小市民等に如何にも結構な計略のやうに見えて、彼らを喜ばせるが、結局、獨占資本家の利益のためであることが、この建築による失業者救済の策略を見ても判り、小市民は、ほんとの味方の方へ走るであらう。

一切合財「計畫」者の云ふ通りに低利資金が動くとしても、亦、一九三四年六月現在のベルギー國失業者總計三二八、五五八人（内完全失業者一六五、三四二人部分失業者一六三、二一六人）が、此の建築、土木事業のプランによつて、どれだけ、吸収される可能性があるか。三年後には建築業での失業者が二分の一になると計算されても、その約二・五倍乃至四倍に達する金屬工業、纖維工業での失業者（一九三三年五月現在で前者は八一、九四九人、後者は七

七、四九九人。建築業では二七、二六七人）が、急速に吸収される程、その結果を期待することとは出来ない。「計畫」者は、住宅その他土木事業での失業者數をのみ示して計算してゐるのは直接關係の部門に於ける救済を目的としてゐると、計數を簡單化するためであらうが、他の數倍の失業群が自動的に夫々の部門に吸収されるであらうと稱してゐるのは、全く、いゝ加減な「夢物語」だと云へよう。勿論、神話が政治的支柱となつてゐる或る國での社會改造、何々革命とか號する理論？ 構成に見るやうな夢物語よりは、多少、誠しやかで、それだけに、誤魔化され易い。

これらの「計畫」を通じて論じられてゐる處を、辛棒して讀んで見ても依然として、先に恠しいと思つたこと、即ち陋屋を最初の年に逐はれるべき人間、一萬軒の陋屋に住んでゐる人の住家の問題は解決されてゐない。又一層、根本的なのは、労働者の勞賃増加については、何の約束—尤も約束があつても實行しないのがファシストの特質でもあるが—がないこと、勞賃についての計算は、全く示されてゐないことである。茲でも「勤勞大衆」は、考慮されず、依然

たる低賃金地獄に喘ぎ、建築企業家、硝子製造業者その他産業資本の利益のみが増大する手筈になつてゐることが判る。

住宅問題は、まづこれで紹介し終つたから、續いて、彼らの教育改革案を檢べて見よう。日本でも、洵に以て、やかましい問題である。資本主義の基礎薄弱な國々では、眞理の追求が學問ではないといふことを、支配階級は宣言せざるを得なくなつてゐる實際に即して、「計畫」者はその階級の教育觀を代言してゐる。それが仲々味がある。章を新たにして申述べよう。

第六章 教育

一 概論

教育制度の改善について「計畫」者は決議第Ⅹの計畫の一般目的のうち「教育の進歩、殊に就學年數の延長、職業教育及び再教育、優秀な技術者、醫師、社會的教育的補助者の養成」を掲げてゐる。(前掲書二二三頁以下)

教育

彼らは、その具體策を提示する以前に、まづ、知識水準の引き上げについての各資本主義國政府の努力を説いて、それが「單に人民大衆の知識水準の向上を期する公平無私な願望」に據つてゐるのではなくて、實は「生産の技術と方法の進歩によつて、勞働者教育が一層重要となつた」ためであると論じてゐる。(前掲書二二五頁)彼らは、教育も他の文化事業と同じく、生産の進歩、變化に應じて、變化し「進歩」させられることを認め「公平無私な願望」によるのみ

でないことを指摘し、ベルギーでも、此の五十年來、生産方法の長足の進歩によつて、職工幹部の養成の必要が生じ、一九一四年法律により、漸く就學年限を十四歳まで延長することになつたことを述べてゐる。しかし、此の年限でも、まだその後の工業部門の技術的發達に適應することができぬとして、スカンヂナヴィアの國々の例を引いて、基本教育年限延長を主張する。それと同時に、成人職工に對する再教育の必要を説いて、熟練工が、忽ち、新機械の前に未熟練工となり、轉職に迫られる危険から逃れしむべきであるとする。

これらの理由によつて、義務教育年限を十六歳まで延長すべしと論じ、ベルギー「社會進歩協會」が一九二八—二九年に討論した當時公表された工業部門代表者の見解を反駁し乍ら、次のやうに、持論を展開する。(前掲書二二六頁)

工業部門代表者は雇傭主の立場から、就學年限延長に反對する。それは(一)年限延長の結果は、輸出國たるベルギーの生産の可能性を弱める。(二)年限延長は、青年によつて充實される需要を、一層高年齢者に與へざるを得ない、従つて今よりも高賃金を與へねばならない。(三)

幼年工を要求する産業部門に労働力が不足して、知的労働者が過剰となる、といふのである。

(前掲書二二六—二二七頁)

ベルギーの主要産業たる硝子業、繊維工業等に於ての幼年工の需要を考へ合せると、彼ら雇傭者の見解が明瞭になる。年限延長は、過渡期には、大量的労働力の供給の停止、過渡期後にあつては永續的に賃金水準の一應の向上従つて、何れにしても、不利な高賃金の壓迫を受けるから、年限延長には賛成できないと云ふのである。此の要求に迎合して、ベルギー労働局は(一)年限延長は労働力不足を生じ、(二)徒弟修業は、どうしても幼年時から、しはじめなければならぬのに、その機會が失はれると稱する。

これに對して、労働黨即ち「計畫」者側の反對根據はかうである。(前掲書二二七—二二八頁)

教 育

(一) 輸出品生産に對して、幼年工の與へる影響は、雇傭者の主張とは反對である。幼年労働者よりも、成年労働者の方が熟練の程度、能率の點から見て、一層有利である。事實、工場での幼年工の労働力の比重は、最小程度で、幼いものもつ様な特性によつて、能率は低く、

十四歳のものより十六歳に達したものが遙かに、有利な労働力を提供する。

(二) 法定就業年齢の最小限度十二歳以上で、一昔まだ骨の固まらぬうちに、一定の職業的
教育、訓練を施すのは必要である。併し、大戦後、單なる肉體的修練のみが労働者の要件たる
部門は狭められてゐる。そこで(イ)肉體的修練は、義務教育期間に之を施せばいいのと、(ロ)
分業と特殊技術を要する労働領域との擴大に鑑みて、益々、専門的豫備教育を必要とする。

(三) 義務教育年限の延長は、一般的知的水準の向上を齎して、青年労働者の水準を高め、
現代工業の技術的躍進に適應する。

(四) 事實、ある程度の知的教育を與へられた青年が、求職する傾向は増大したが、それは
サラリーマンの需要及びその數が増大したことを意味する。だが此の領域では、年限延長によ
る危険を考へないでもない。

此らの討論は、經濟的繁榮期に行はれたので、現在とは、全く事情を異にしてゐる。現在で
は、失業者の増大が人も知る壓力をもつてゐるので、この年限延長は、労働力の需要、供給の

關係に、大きな因子として働くものであると「計畫」者は主張する。(前掲書二二九頁)

今までの話を通讀すると「計畫」者なり、又、労働局その他の討論者が「教育」殊に義務教
育について、洵に現實的な立場に立つて考へてゐるのが、興味を惹く。労働力を提供する一個
の商品たる労働者を「教育」する場合、決して「教育」が人道的な「公平無私」な事業でなく
一個の將來の利潤を豫想しつゝ行ふ投資事業であるといふ資本主義社會での現實を、はつきり
私たちに示してゐる。「教育」の顛落でもなんでもない。商品製造所としての學校を、彼らは、
事實に即して論じ、どうすれば、一番有利に労働市場での商品の品質を向上させるか、従つて
資本家にとつて、一番いゝ労働力を、法外な勞賃を要求されずに提供し得るかを、彼らは考へ
てゐる。しかも、失業救済の一方策として、年限延長を主張する。「計畫」者は茲でも現實に、
資本主義制度維持のための走狗に過ぎないことを白狀してゐる。年限延長は失業緩和になりは
しない。労働力は、國境を越えて流れ込む。

彼ら「計畫」者は、かう云ふ資本主義的立場に立つて、教育制度の改革を考案する。國家に

癒合したベルギーの資本家が要求し、實踐してゐる學校制度を、一層、彼らの利益に合致するやう改革しようとするに過ぎない。しかも、労働者の教育改革を口にする事によつて、自分たちの「社會奉仕」を、隠蔽し、愈々、支配者子弟のための學校と、労働者養成のための學校との分離を實現しようとする。と云ふのは、單に、資本家の利益のための労働者の知的水準の向上策としての年限延長は、上級學校への進出の可能性を抹殺し、眞の知能的向上が、無産者に對して、閉鎖され、二年間延長されれば、それだけ、學校労働を強化するに過ぎない結果となるからである。

眞の教育は、資本主義的拘束から解放される時、はじめて、實踐される。

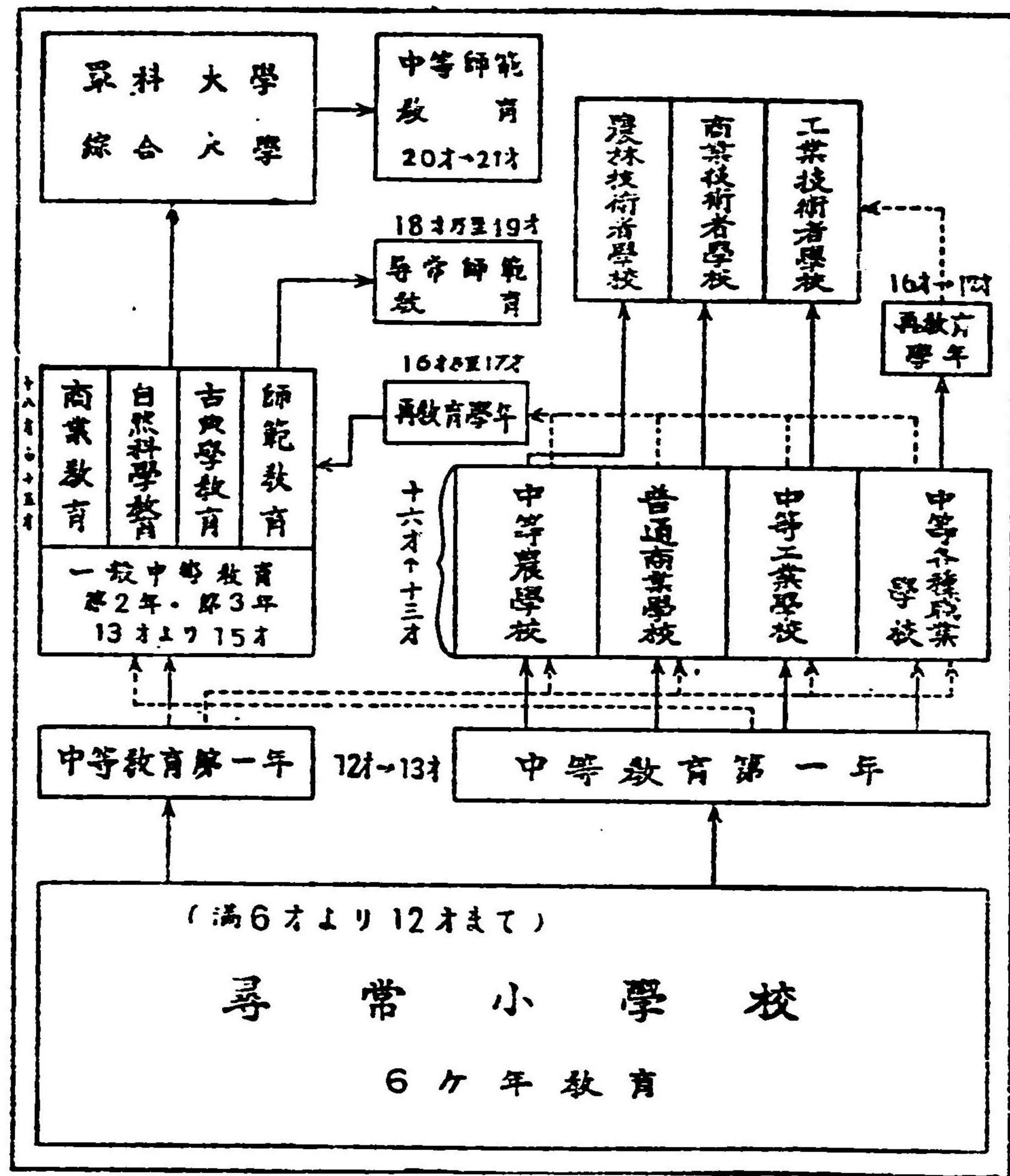
二 具體的方策

「計畫」者が具體的方策として、提案するのは「六ヶ年の義務教育修了後、すべての者に中等教育を」與へるといふ仕組である。

彼らは、ベルギーでの傳統を説いて、國民教育の三つの段階を指摘する。從來、この國では原則として初等教育の四年迄、即ち、滿十二歳まで、労働者の子弟は、就學を中止させられ、十二歳から十八歳の中等教育では、上級學校入學への準備教育に費し、十八歳で大學程度の教育を受ける状態であつた。故に十二歳迄の幼年労働者の労働を禁止してゐるのは、當然であるが、此れに伴つて中等教育は全く労働者には、無關係な施設となる。そこで「計畫」者が考へるやうに、六ヶ年の初等教育と四ヶ年の中等教育を、義務的に國民全般に受けさせるとすれば、十二歳乃至十六歳の間に、必要な職業的豫備知識を一般化することが出来る。殊に十二、三歳の頃から、各種の職業的専門的訓練を、學校で義務的に與へることは、前述の社會的（資本主義社會の）要求を満足させる方策であると主張する。

要するに、(イ)「現代文明の要求」として、男女兩性が複雑な社會環境を理解し順應するた
めに、義務教育を十ヶ年間（滿六歳より十六歳迄）與へること。(ロ)現存ベルギーのすべての
職業學校、高等小學校、官・公・私立中等學校が此の一般的教育を與へるやう改組されること

(表I) 學制改革案圖



(ハ) 職業的教育が、すべての中等學校教育課程に組み入れられること。(ニ) 社會的地位の如何に拘らず、中等及び高等專門程度の教育を受けられるやうにすること。(ホ) 少年が自分に適當した職業を選択できるやうに、各學校は、中等教育の第一年(十二歳乃至十三歳の兒童)から、職業指導を行ふことを「計畫」者は、學制改革の根本原理として揚示する。

今、そのプランを圖表にして見ると、前圖のやうになる。(表I)

十二歳以上のものが、中等教育を受ける。十三歳までの第一年級では、職業選擇についての精神的、肉體的諸條件が、精密に、調査される。各々それらの性向、特長に従つて、就學指導が與へられ、中等教育に對して充分に準備が施される。その基礎に立つて、各種産業部門についての中等教育が、三ヶ年間施される。現行の十三歳からの専門教育よりも、十四、五、六歳に於てのそれの方が、精神的肉體的成熟の程度から云つて、一層、有効である。殊に、新學制案では、十五歳になつて初めて確定的に、職業的指導をうけることになるから、最初の職業選擇の適否を是正できる期間が、それ迄に與へられてゐることになる點で、特に、特長がある。

と主張する。(前掲書二三五―七頁)

更に、中等教育に於ける授業時間は、一般教育課目と職業教育課目のそれらの時間比率を變じて、後者を、高學年に到る程、多く課するやうにすること、男女兩性に中等教育を義務教育とするが、女子には、家事、裁縫、育兒等の技術の修得を附加すること、中等専門學校では

特に、實際的知識を與へること等に注意して、此の案が實施せられなければならないことを強調してゐる。(前掲書二三八頁)

再教育學級は、二つに分れ、(一)中等專門教育を修了した者が、更に高い程度の專門教育をうけるための再教育、(二)中等專門教育修了者が高等專門教育のための再教育のそれらの必要に應じる。(表I参照)

師範教育は、一般的に專門教育の基礎に立つて、各一ケ年の修業年限で、必要な知識、技術を修得させる。各専門職業について教師として必要な資格は、専門職業學校を修了し、その上更に二ケ年以上、職場で實習した上で與へられることにする。要するに、理論と實際との双方で、生徒を指導できるものとなる方針で、修業させられる譯である。(前掲書二三九頁)

義務教育年限延長による家庭の負擔は、十二歳から十四歳まで、年限が延長された時と同様の問題を生じる。その對策として、(一)十六歳迄の教育については、一切を無料とする。即ち授業料、學用品代、更に通學費等を免除すること、(二)就學兒童をもつ家庭に對する手當、殊

に十四歳乃至十六歳の兒童がある家庭に對して手當を増額すること、(三)晝食を學校で無料給與とすること(前掲書二四〇頁)を列擧する。

かやうな新制度を實施するとして、どれだけの用意が必要であるか。一九三二年には、小學兒童は九五六、九六〇人在學してゐる。そのうち、卒業學年に在學してゐるものを、概算して二十萬人とし、平均一級二十名として、一千組に對する施設が必要である。そこで、一組のため施設六萬七千五百法と計算されてゐるから(前掲書二四三—二四四頁)全體で、十二億フランを要することとなる。更に、職業教育指導者を養成するために、どう云ふ用意が必要かと見るに現在ベルギーで八七の師範學校があつて、一九三一年、三二年には約千二百名を卒業させてゐる。ところが、上に述べた新學制が實施されると、一學級に平均二人の教師が必要であるとして、二千名を要するから、最小限、現在の師範學校を、更に、五十校程増加させなければならぬ。さうすると、それに要する經費は、一億五千萬法を計算される。(前掲書二四八頁)

「計畫」者は、國家に對して、總計十五億法の支出を求めて、義務教育年限延長を實現しよう

として云ふ「最近十年間の経験によると、知識水準の高い國家は、經濟的にも一番いゝ國であることを立證してゐる。更に、事物本來の性質に従つて、これらの經費は比較的長年月に亙つて支出されるべきもので、自分たちは十年の年月を計算してゐる。」(前掲書二四八頁)

これで「計畫」者の「教育改革」の要點を眺め渡した。勤勞者—忠順な勞働者を養成するための計畫で、そのすべてが、資本家のための奉仕を約束させてゐる。職業教育は飽くまで重要である云ふ迄もないが、資本主義社會の教育、殊に現在の専門的職業教育で見られるやうに、社會について眞實の知識を與へず、政治的教化を全く排除し、宗教や宗教的内觀と云ふ麻醉的な諦めを教へ込み、隷屬的な人間を製造するか、又は「技師」といふ種類の人々によく見受ける資本家の走狗、白鼠式の間人を作り出すことを、その目的としなければならぬ限り、文化の眞の向上どころか、停頓と腐敗とが與へられるだけである。殊に、現在では、資本主義的教育は、愈々、宗教的意識によつて、事物の本質、社會諸事象の正直な觀察を阻止しなければならなくなつてゐることは、今更、云ふまでもない。「計畫」者の新學制案は、職業教育の

徹底化と云ふ一應の看板を上げるが、實は、それは、その名に隠れて今云つた「教育」を、一層徹底させ、忠順な勞働者の養成、即ち人間の政治的無力化工作にすぎぬことを思へば、愈々「計畫」者の役割を曝露するに外ならぬこととなる。

第七章 社會衛生

一 現在の保健組織

現在ベルギーでは、保健組織は、三つに分類される。國家や自治體が主體となつてゐる組織、私的保健團體と一般開業醫とである。

(一) 公共的組織

ベルギーでは、社會衛生一般に関する法規はなく、個別的な特殊法や省令、勅令に基いて保健的な方法が講ぜられる。衛生局が内務省にあり、その他工業労働省、司法省、文部省、農業土木省、外務省、國防省、植民省、大藏省等々に、社會衛生の各部門の官廳が分配されてゐる有様である。又、國家の中央機關以外に、地方組織としては、一樣ではなく、地方自治體聯合の治療施設、病院が十一個ある以外に、病院、サナトリウム、乳兒院等々の施設は、各府縣に

よつて違つてゐて、基本的な保健施設は之を缺いてゐると「計畫」者は云ふ。(前掲書二四九—二五四頁)
 全體として、之ら、公共的組織の保健活動の効果は、之を認めるが、その施設に見られる不均等、不備は、是非、改めねばならぬものとする。

(二) 私的組織

一九二一年法の制定以來、私的組織は、廣般に、組織され活動してゐる。兒童保健團、赤十字社(この二つは半公半私の組織である)、結核防疫事業團、痲撲滅聯盟、精神保健聯盟、花柳病撲滅ベルギー國聯盟、陋屋對策聯盟、齒科保健聯盟、豫防・優生學協會等がある。大部分は國家、州、自治體の補助金を仰いで、活動する。その他に、一聯の保健・治療・母性擁護・育兒院等があつて、二百七十萬のそれらの會員は結核撲滅その他の社會保健事業に努力してゐる。併し乍ら、私的團體に有り勝ちな財政上の困難、事業の全國的聯絡の缺如、等によつて、充分な効果を擧げてゐない。

(三) 開業醫その他

ベルギーでは醫院及び病院經營者たる醫師約五千名、藥劑師二、一二七名、齒科醫六八二名、看護婦二、四〇〇名、助産婦二、七六五名が、全く個人的に職業を營んでゐる。(前掲書二四九—二五六頁)

二 現在の組織の缺陷と需要の水準

社會的な保健についての需要の水準は、どうも、精密に決定することは出来ないが、簡単に誰れが見ても必要な事項について略述して、現組織の缺陷を調べて見ようと「計畫」者は云ふ。
 死亡率—ベルギーの死亡率は歐洲で第九位、世界で第十五位に當る。これを千分比で計算して見ると、歐洲で第十二位、世界で第二十位に當る。(表I—II)

衛生状態—壯丁検査の結果を見ると、一九二六年度の成績では、兵役免除が七・四%、徴兵延期が二五・四六%、補充兵役編入が五・〇二%であつて、滿二十歳(全青年の三分ノ一以上の者)の三八%が不健康であつた。そのうち三〇%のものは、病的状態であるが重症ではない。又、サンド博士の調査によりベルギー全人口の概略の健康状態を見ると、全體の一・五

%は肉體的精神的病者、三七%は労働不能者と計算されてゐる。

之らの状態に對して、現在ベルギーでは、まづ百六十三の公立病院、百十七の私立病院の存

在が擧げられる。その分布状態は、地域的に不平等で

ある。國際的研究によつて、病床數を千人の住人に對

しての比率で現はして見ると、結核患者病床一〇、神

經系統病患者用三〇、その他一般妊婦及び患者用六〇

個の割合でなければならぬのに、ベルギーでは結核

患者に三三個、神經系統患者に二〇個、一般患者二五

個の割合である。

(表I) 列國死亡率(千分比)

和 蘭	9.1	英 國	11.4
瑞 威	10.4	ス イ ス	11.6
丁 抹	10.8	瑞 典	11.7
獨 逸	11.1	ベルギ	13.3

(表II) 小兒死亡率(滿一歲未滿千分比)

和 蘭	: 51	英 國	: 60
瑞 西	: 51	佛 國	: 79
瑞 典	: 54	丁 抹	: 83
諾 威	: 55	白 國	: 95

更に住宅條件について見ると、ブラツセルの下町二八%の家は、人員過剩であつて、一萬人以上の都市では、十一萬八千世帯の者の住居は非常な悪條件の下にある。

次に、榮養状態を見ると、決して良好とは斷定し得ないと「計畫」者は抽象的に嘆息して、

大衆教育の促進、榮養狀況の技術的監視により「經濟問題とは別に」改善することが出来るだ

らうと云つてゐる。(前掲書二六四頁)依然として「計畫」者は、教育によつて大衆がカロリーの

あるものをとらうと自覺し、技術的に榮養學的標準品を喰はうと思ふだけで、金は出さずに、

榮養價値の高いものを喰へるのだと空嘯いてゐる。此の言辭を見ても、彼らの空疎な理論、實

は計畫的な反大衆的意識を察知できるのであらう。

結核——白耳義では、サナトリウムでは二、七〇〇個、豫防所では一、一七六個の病床があ

る。毎年一萬人(日本では七萬五千人)が結核菌のために倒されるから、丁度、丁抹で用意し

てゐるやうに一萬個の病床が必要であると計算してゐる。

今まで概略だけを覗いたが、諸種の社會保健上の設備についての缺陷は、大恐慌の襲來によ

つて、一層、その程度を増大し、設備の不完全なもの、その儘に棄て置かれ、一般の保健上の

要求が、愈々昂つて來たと「計畫」者は説く。(前掲書二七〇頁)彼らの説明なり、調査は、可成

の頁數を費してゐるに拘らず、洵に不完全な、不誠實とも云ふことが出来るほど不充分的なもの

である。彼らは、寧ろ労働者の健康状態、疾病統計等を、更に、廣般に探り求めて、私たちに示さなければならぬ立場に立つ―彼らの表面上の立場を忘れないで巧みに勤勞大衆を惹き付けるためには、尙一層、その方向に努力すべきであつたが、此の一番重大な保健問題に到つて急激に、態度を變へて、一般的な従つて表面的な觀察に止めてゐる。職業的疾、傷害、死亡の計數や、それが、恐慌によつて強行された合理化方策、労働強化により一層激増する事實を明示すべきであると考へる。又、一番、社會保健の問題で重大な實淫撲滅問題についても、論じられねばならない筈であるが「計畫」者は、何にも言はない、ちようど、どんな大土木工事の夢物語りをして、勞賃計算は、少しもしてゐないのと同じ態度である。

さて「計畫」者たちは之らの一般的必要と、現在ベルギーの社會保健組織とを比べて、その缺陷を批判する。

第一に精神的害惡。ベルギーには現在まで、保健政策といふものが考へられたことはない。「私らは極端な利己心、強い個人主義、狭い偏つた精神状態のために毒されてゐる」と、彼ら

は精神家―東洋のある國では此の言葉を精神乖離症患者の尊稱として使用する。殊にその患者が下尅上の劍を振るふ場合―的口吻で慨嘆してゐる。資本主義社會の支配者の下では、ほんとうの社會連帯が實現されることは決してない。第二に擧げる害惡は、組織上のそれであるとして「計畫」者は、権限と責務とが明確でないために混亂が生じてゐること、従つて、合理的な系統的な組織活動が出来なくなつてゐること、従事者の發意と積極的努力が殺されてしまふこと、組織の機構が弱く、結果が亦、大きくないことを擧げてゐる。第三に、經理上の努力についての缺點を指摘する。これには二つの前提條件がある。一つは、保健事業は公共の福利を目標として指導されてゐない。行政事務として、また、慈善事業としての何れかの見地で行はれる場合に常に眞の一般的利益のために行はれてゐない。(前掲書二七〇―二七一頁)

此の三つの缺點を是正することを「計畫」者は、目的とすると、稱する。ではどう云ふ風にしようかと云ふのか。